大分市総合計画

基本構想・第１次基本計画

素案

基本構想

＜基本構想＞

第１　目　的 … ３

第２　基本構想の期間 … ３

第３　大分市の特性

　１　自然特性 … ４

　２　歴史特性 … ４

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題 … ７

第５　構想の前提となる都市の枠組み … １５

第６　目指すまちの姿（都市像） … １７

第７　基本的な政策 … １９

＜基本計画 総論＞

第１章　基本計画の目的 … ２３

第２章　基本計画の期間と対象

　第１節 計画の期間 … ２３

　第２節 計画の対象区域及び範囲 … ２３

第３章　基本計画の要件
（計画策定に当たって考慮すべき事項）

　第１節　人口 … ２４

　第２節　経済 … ２９

　第３節　土地利用 … ３３

第４章　まちづくりに関する市民の意識 … ３４

第５章　基本的な政策の体系 … ３７

第６章　計画推進の基本姿勢 … ３８

基本構想

第１　目的

この基本構想は、これから本市が目指すまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものです。

本市は、1971（昭和46）年に「大分市総合開発計画」を策定して以来、7次にわたる改定を行い、それぞれの時代に即した基本構想を策定し、福祉、教育、文化、産業、防災、環境、都市基盤など各分野における諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。この間、2012（平成24）年には、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合計画が行政運営を行う上での最上位の計画として位置付けられ、市が行う施策の方向性を定める指針として策定することが義務付けられました。

こうしたなか、わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少局面に入り、本市の人口も、加速する少子高齢化の波を受け、2016（平成28）年をピークに減少に転じ、地域経済の停滞や地域コミュニティの弱体化など、都市の活力低下を招く看過できない問題の対応を迫られています。

また、本市は、先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、県都として、九州の中核を担う都市として広域的な発展をけん引する役割を担っています。

これらを踏まえ、この基本構想においては、市民の幸せな暮らしの実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、新たな目標と発展の方向性を明らかにすることとします。

第２　基本構想の期間

この基本構想の期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までとします。

第３　大分市の特性

１　自然特性

○ 位置

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、県の扇状県域の要に当たり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

○ 地勢

本市の地勢は、高崎山をはじめ鎧ヶ岳、樅木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。

○ 野生生物

本市の植生は、佐賀関半島から大野川以東にかけてシイ群落が、大野川以西ではアラカシ群落が優勢となっており、東西で異なる分布を示しています。また、天然記念物は、高崎山のサル生息地、柞原八幡宮のクス、高島のウミネコ営巣地とビロウ自生地、オオイタサンショウウオなどが指定されており、野生生物の生息環境に恵まれています。

２　歴史特性

○ 歴史的特徴

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。

また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

基本構想

● 先史～古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾貝塚では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つかっています。また、古墳時代の大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

加えて、「壬申の乱」での勲功者・大分君恵尺のものと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内（中央）文化の影響が最も濃厚に及びました。

● 古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした美田・碩田の美称で記されているように、豊かな米の生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のなかでも3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。

● 古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、神仏混淆の精神文化が展開されました。

● 中世・戦国時代

九州北部に大きな勢力を築いた戦国大名大友宗麟は、聖フランシスコ・ザビエルを豊後府内に招き、海外との貿易を積極的に進めました。府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々が行き交い、西洋の医学、天文学、音楽、演劇をはじめとする南蛮文化がいち早く花開き、日本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄しました。

● 近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域が形成されました。

● 近現代

明治以降、幾度かの市町村合併により現在の本市が形成されてきました。その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

市全体としては、新産業都市※として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展し、近年では、IT 関連の企業が進出するなど、さまざまな産業が集積しています。

鉄道3線に加えて高速道路の整備が進み、県内外からの主要幹線道が合流しており、豊後水道を経由して内外に通じる海上交通の発達と相まって、東九州における拠点都市として発展を続けています。

【用語解説】

※ 新産業都市：

1962（昭和37）年に制定された新産業都市建設促進法により、工業開発拠点に指定された地域。地方での工業開発を図り、大都市圏への人口・産業の集中の防止と地域格差の是正を目的に指定。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● 加速する少子高齢化と人口減少

わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少し始め、国立社会保障・人口問題研究所によると2070年には8,700万人になると推計されています。その主な要因として出生数の急速な減少が挙げられ、2015（平成27）年に100.6万人であった年間出生数は、2023（令和5）年には75.9万人（見込）となり、国の将来推計より速いペースで少子化が進行しています。一方で、世界に先行する形で高齢化が進展しており、総務省の人口推計によると、65歳以上人口の割合は2023（令和5）年に29.1％となり、世界でも上位に位置しています。

本市の人口は2016（平成 28）年の47.9万人をピークに減少が続き、本市の人口の将来推計をまとめた「大分市人口ビジョン」によると、2070年には35万人になると推計されています。本市の出生数は2011（平成23）年以降減少傾向が続き、2023（令和5）年は3,347人と、2015（平成27）年の4,288人と比較すると約2割減少しています。その背景には、若年層の就職等に伴う大都市圏への流出、未婚化・晩婚化の進展により、さらに出生数が減少し、少子化が少子化を招く状況が生じています。一方で、本市の65歳以上人口の割合は、2023（令和5）年に28.7％となり、今後も人口が減少するなか65歳以上人口が増加することから、高齢化が一層進行する見込みです。

さらに、各自治体で人口減少対策に係る取組が活発に行われ、都市間競争が激化するなど、大都市をはじめとした他都市への人口流出による社会的な人口減少の加速化も懸念されます。

人口減少の進行に伴い、医療や福祉、農林水産業等の各産業分野における担い手不足や高齢化、地域公共交通をはじめとするインフラの維持困難、社会保障関係費の増大などが深刻な課題となっています。

こうしたなか、結婚や出産、子育てしやすい環境づくりに地域や企業など社会全体で取り組んでいくこと、若者がその能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備していくこと、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で豊かに暮らすことができるようにすること、地域の特性を生かした移住・定住の促進や関係人口※の増加を図るための環境を整備していくこと、誰もが地域のニーズに応じて活躍できる「地域の支え手」となる仕組みを構築することが求められています。

【用語解説】

※ 関係人口：その土地に住んでいる、または移住した「定住人口」でなく、観光などで訪れた「交流人口」でもない、居住地と離れた地域を行き来して、地域の人々と多様に関わる人々のこと。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● 地域におけるつながりの希薄化

地域コミュニティ※は、住民同士が強い絆で結ばれ、お互いに支え合い、地域の秩序を保つ一方で、こどもを温かく見守り、世代間交流が行われるなど、市民一人ひとりが豊かな生活を送るための重要な役割を担っています。

急速な少子高齢化の進展や単独世帯の増加、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域でのつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能が次第に低下しています。

地域コミュニティの役割が機能しなくなることで、必要な支援を受けることができず、社会的に孤立してしまう人が出てくるなど、地域における安全・安心の確保が危ぶまれます。

こうしたなか、住民や自治会、NPO、ボランティア団体、学生団体など多様な主体との連携に加え、住民同士が共助の精神でつながる地域コミュニティの活性化を後押しし、活力と魅力ある地域社会を若い世代へとつなげていくことが求められています。

【用語解説】

※地域コミュニティ：一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団のこと。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● 安全・安心な社会への意識の高まり

かつてない豪雨や大規模地震など、全国各地で自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。また、近い将来には南海トラフ巨大地震など、大規模な災害の発生も予想されています。さらに、国内では2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや、特殊詐欺等の多様化する悪質な犯罪など、市民の日常生活を脅かす事案により、人々の安全・安心な社会への意識はますます高まってきています。

災害や犯罪などを未然に防止し、市民の生命と財産を守ることはまちづくりの原点です。行政による公助を中心とした危機管理体制や強靭な都市基盤を整備するとともに、家庭やコミュニティの防災力や防犯対策の強化、学校での防災・防犯教育など、市民一人ひとりが地域のさまざまなリスクを認識し、自助、共助の意識を高めることで、事前防災や減災、防犯の取組を充実させる必要があります。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● ライフスタイル※の多様化

「物質的な豊かさ」よりも「精神的な豊かさ」を重視する人々が多い現代社会では、モノやお金への考え方や家族の在り方、働き方などのライフスタイルが多様化し、一人ひとりの個性や考え方を尊重する意識が高まっています。

このようななか、多様な価値観を認め合い、年齢や性別、国籍や障がいの有無に関わらず、誰もが生涯にわたり、個性と能力を発揮し、さまざまな場面で活躍できる社会の実現が求められています。

【用語解説】
※ライフスタイル：人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● デジタル化の進展

近年、5G※、IoT※、AI※などのデジタル技術が急速に発展し、わたしたちの日常生活のなかでもテレワークやオンラインサービスなど、新たな働き方や暮らし方が普及してきています。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方の双方で行政におけるデジタル化の遅れなど、デジタル環境をめぐるさまざまな課題が浮き彫りになりました。

デジタル技術の活用により、新たなサービスの創出や価値観の変化がもたらされるなか、それに伴う個人情報の保護や情報セキュリティの強化、情報格差の是正などに配慮し、誰もがいつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を受けることができ、安全で快適に暮らせる社会の構築が求められています。

【用語解説】

※ 5G：第5世代移動通信システム（5th Generation）と呼ばれる通信規格のこと。これまでの通信規格と比較して、高速・大容量、超低遅延、多数同時接続が可能な移動体無線通信システム。

※ IoT：Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※ AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● グローバル化の進展

情報通信技術の進歩や交通手段の発達により、人、物、情報の国際的移動が活性化され、企業の国際的な競争の激化、インバウンド※需要の高まりによる外国人旅行者の増加、さらには深刻化する生産年齢人口の減少に対応するための外国人労働者の受け入れなど、社会経済活動のグローバル化が拡大しています。

こうした状況に対応するため、語学力のみならず、相互理解や価値創造力、社会貢献意識などを持ち、世界で活躍できる人材の育成、地域資源や観光資源等の魅力を世界に向けて積極的に情報発信する取組、そしてあらゆる国籍の人々が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会の構築が求められています。

【用語解説】

※インバウンド：外から中へ入ってくるという意味。旅行・観光用語では訪日外国人旅行を指す。

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

●脱炭素社会※の実現に向けた取組の広がり

地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などさまざまな気候の変化を引き起こしています。このような気候変動によって洪水などの自然災害の増加、生態系への影響、食料生産や健康など人への影響が生じています。

国は、気候変動対策における世界的な動向を踏まえ、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル※」を宣言しました。また、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。こうした状況のなか、脱炭素社会を目指す動きは自治体にも広がり、本市においても、2021（令和3）年に「2050年ゼロカーボンシティ※」を宣言しています。

本市は、新産業都市の指定を受けて以降、大規模な工場やコンビナートが立地する都市として発展を遂げ、高い産業力を誇る一方で、県内の温室効果ガス排出量の約8割を占めていることから、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政の各々が主体となって進める地球温暖化対策を示すとともに、それらの取組を着実に推進していくことが求められています。

【用語解説】

※ 脱炭素社会：化石燃料への依存度を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。

※ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。

※ゼロカーボンシティ：2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体

第４　大分市を取り巻く社会情勢と課題

● 行財政改革の推進

急速に進む少子高齢化や人口減少などにより、本市においても、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収が期待できない一方、扶助費をはじめとする社会保障関係費や老朽化が進む公共施設等の維持管理及び更新経費等の増加が見込まれています。

その結果、毎年度、継続的に収支不足が生じるとともに、臨時的な財政需要に対して十分な余裕のない状態が続くことで、財政の硬直化が今後ますます深刻となることが懸念されており、次世代への責任の視点に立って改革を進め、財政を健全化することが強く求められています。

新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来にわたって、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためにも、これまで以上に、財源や人材などの限られた行政資源の有効かつ効率的な活用を図り、持続可能な行財政運営を確立していく必要があります。

第５　構想の前提となる都市の枠組み

１　将来の人口の予想

日本全体の人口が2008（平成20）年をピークに減少を続けるなか、本市の人口も2016（平成28）年をピークに減少を続けています。

こうした人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向として人口の将来展望を示すため、本市では、「大分市人口ビジョン」を策定し、基本構想の目標年度である2034（令和16）年の将来推計人口を461,000人と想定しています。

２　今後の土地利用の方向

本市では、新産業都市建設に伴う急速な人口増加と市街地の拡大に対応するため、公有水面埋立事業、土地区画整理事業、民間団地開発事業等の面的整備により、農地や山林等の自然的な土地利用から住宅・店舗・工業用地等を主体とした都市的な土地利用への転換が大幅に進められてきました。

一方、今後の土地利用においては、急速な少子高齢化・人口減少の進展、近い将来に発生が予想される大規模地震や近年頻発・激甚化する風水害など、都市を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、各地域の特性を踏まえた対応が求められています。

既に都市的な土地利用がなされている土地については、極力その土地の有効利用を促進するとともに、自然的な土地利用がなされている土地については、自然環境を保全することを原則とし、今後、都市的な土地利用への転換等を行う場合には、周辺の自然環境や生物多様性、防災性、その他土地条件に与える影響等を勘案する必要があります。

また、山間部等、過疎化の進む地域においては、生活基盤を整備し、地域の活性化を図ることが求められており、地域の実情に応じた土地利用を進めなければなりません。

このようなことから、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らすことのできるまちを目指し、各地域の自然的、歴史的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した土地利用を推進していくことが必要となります。

その中で、今後の産業の見通しを考慮した産業機能の強化や雇用の創出、地域経済の活性化等に資する土地利用の推進も重要な要素となります。

第５　構想の前提となる都市の枠組み

３　大分市の果たす役割

本市は、古代より東九州の要地として、地理的にも歴史的にも重要な役割を担ってきました。戦後の高度経済成長期以降、新産業都市の建設を機軸に幅広い産業が展開され、国内有数の産業都市として飛躍的な成長を遂げ、県全体の産業を支えてきました。

また、従来から本市は九州と関西・四国地方を結ぶ海上交通の拠点であり、九州の東の玄関口としての役割を担うなか、近年は東九州自動車道の開通、中九州横断道路の整備、大分港の機能拡充により、九州各都市とを結ぶ交通・物流の結節点としての役割が高まってきており、九州の中核都市として確たる地位を築いています。

さらに、政治、経済のみならず情報、教育、文化、芸術、福祉、医療などさまざまな都市機能の集積が進み、広域的に見ても市民生活や企業活動の基盤が整備された拠点都市として主導的な役割を果たしています。

今後、人口減少・少子高齢化の更なる進展、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展、脱炭素社会への移行などさまざまな時代の流れのなかで、ますますこうした地位と役割にふさわしいまちづくりが求められています。

本市としては、こうした諸情勢を踏まえ、周辺自治体との連携、役割分担のなかで、市民の創意と英知を結集し、高次の都市機能の拡充を図り、県都として広域的な発展をけん引するとともにアジア太平洋地域のなかで拠点性を発揮できる都市として先導的な役割を果たしていく必要があります。

第６　目指すまちの姿（都市像）

― 未来の大分市をどのようなまちにするか ― それは、わたしたち市民一人ひとりの、自分のまちへの思いの結晶であり、同時に、今を生きるわたしたちの思いを次の世代に引き継ぎながら、将来の夢の実現に向けてともに考え行動し続けるなかで見えてくるものです。

すべてのひとが、身体的・精神的・社会的にも満たされ、誰もが“幸せ”を実感することができる、ウェルビーイング※な社会を実現するために、わたしたち市民が目指すまちの方向性をまとめました。

●目指すまちの方向性

◎ 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

人口減少・超高齢社会において、安心してこどもを産み育てることができ、未来を担うこどもたちが健やかに成長できる環境を築いていくことは何より重要です。

また、次代を担う若者をはじめ、すべての人が、本市に「住みたい」「住んでよかった」と思えるために、一人ひとりの個性が尊重され、生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しむことによって、豊かな心をはぐくみ、ふるさとの誇りを持ち、成長し合い、いきいきと暮らすことができるまちを目指します。

◎ 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

市民一人ひとりが人権を尊重して多様性を認め合い、お互いに支え合い、助け合う共生社会を実現することが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちへの第一歩です。

行政がその基盤づくりやサポートを積極的に行うとともに、市民や地域、関係機関と一体となって、日常生活を脅かす災害や交通事故、犯罪等から市民の生命・財産を守り、安全・安心な社会の実現を目指します。

【用語解説】

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第６　目指すまちの姿（都市像）

◎ 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

誰もが未来に挑戦し、持続可能な社会をつくりあげていくために、道路、上下水道施設など都市の基盤となるインフラの効率的な整備や農林水産物の安定的な供給、企業の成長や雇用の創出など、今の時代を生きるすべての市民の生活基盤を整えることが必要です。

また、カーボンニュートラルの実現や自然・歴史・文化に配慮したまちづくりを進め、未来への責任を果たすことが求められています。

その上で、デジタル技術をはじめとした最新技術の活用や本市の拠点性を地域間連携に生かすことにより、社会・経済・産業など多方面に相乗効果とイノベーション※を生み出し、活力とにぎわい、個性があふれ、未来への挑戦を後押しするまちを目指します。

【用語解説】
※イノベーション：革新的な技術や発想により新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすこと。

これまで先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、新たなまちの活力や価値を生み出し、次の世代へまちづくりのバトンをつないでいく必要があります。わたしたち大分市民は、この３つの目指すまちの方向性を胸に抱き、幸せを実感できる未来への思いを一つにして、たゆまぬ歩みを続けながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを進め、市民一人ひとりの幸せな暮らしを追求していきます。

ここに、大分市の目指すまちの姿（都市像）を掲げ、その実現に向けて、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。

●目指すまちの姿（都市像）

（仮称）誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA

第７　基本的な政策

目指すまちの姿（都市像）の実現を目指し、3つの「基本的な政策」を掲げ、それに沿った各種施策を展開することとします。

１．豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

〇安心してこどもを産み育てることができる環境を整え、社会全体でこどもの健やかな成長を支える社会をつくります。

〇未来を担うこどもたちの「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成するとともに、豊かな個性を尊重し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

〇誰もが生涯にわたって主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむとともに、ふるさとに誇りを持ち、地域との一体感がある、活力に満ちた社会をつくります。

〇外国にルーツを持つ人々も暮らしやすく、多彩な国際交流や国際協力により多様性に満ちた魅力あるまちづくりを進めます。

２．共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

〇市民一人ひとりが人権を尊重し、お互いに認め合い、誰ひとり取り残されない社会を目指します。

〇誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、助け合いながら、健やかに安心して暮らすことができる地域社会をつくります。

〇市民、地域、行政及び関係機関が一体となって防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・救急体制の充実やあらゆる犯罪の撲滅を目指し、市民の生命・財産を守ります。

第７　基本的な政策

３．新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

〇道路や水道などのインフラが効率的・安定的に整備され、多極ネットワーク型集約都市※として、利便性の高い公共交通ネットワークの構築や自然・歴史・文化等に配慮した計画的な都市骨格の形成により、地域間の連携や交流が促進されるまちづくりを進めます。

〇企業の成長や創業を支え、雇用の創出や競争力向上を実現するとともに、持続可能な農林水産業の発展や東九州の物流拠点としての役割強化、地域資源を活用した魅力づくりにより、活力とにぎわい、個性があふれるまちづくりを進めます。

〇市民、事業者、行政が連携して、カーボンニュートラルの実現と循環型社会形成を目指し、人と自然が共生する豊かなまちを目指します。

〇さまざまな分野での新たな挑戦や人材育成を後押しするためにデジタルトランスフォーメーション※を推進するとともに、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、行政DXに積極的に取り組みます。

【用語解説】

※多極ネットワーク型集約都市：都市の中の多様な魅力を複数の拠点として集約し、それを利便性の高い公共交通を中心とする多様な交通手段で連携させた都市。

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル技術を活用して、業務プロセスだけでなく、組織や組織の文化・風土をも改革すること。

大分市総合計画

基本構想・第１次基本計画

素案

基本計画 総論

基本計画 総論

第１章 基本計画の目的

本市は、基本構想において目指すまちの姿（都市像）として掲げた「（仮称）誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」の実現を目指し、まちづくりを進めていきます。

また、その実現のために3つの基本的な政策を掲げ、そこから導き出された各種の具体的な施策を進めることで、総合的かつ計画的な行政運営を行っていきます。

この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとします。

第２章 基本計画の期間と対象

第１節 計画の期間

この基本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までとします。

第２節 計画の対象区域及び範囲

この基本計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圏や経済活動の広域化等により広域的配慮を必要とするときは、関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、この基本計画に掲げる施策の範囲は、市が主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国、県、事業者などが主体となる事業も含めるものとします。

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第１節 人口

（１）総人口

本市の総人口は、2020（令和2）年国勢調査によると、475,614人です。1963（昭和38）年からの動きを見ると、新産業都市建設が本格化した1965（昭和40）年以降、急速な人口増加をたどり、1965（昭和40）年から1975（昭和50）年までの10年で93,820人増加しました。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、1975（昭和50）年から1985（昭和60）年までの10年では69,859人増加し、以降増加を続けながらも、その数は漸減傾向にありました。そして、近年では、2015（平成27）年から2020（令和2）年までの5年間で2,532人減少し、初めて前回の国勢調査結果を下回りました。

今後の人口について、2020（令和2）年の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が2023（令和5）年に公表した推計によると、本市の人口は、2025（令和7）年には471,405人、2030（令和12）年には463,901人とされ、その後も減少数が増大していくことが見込まれています。さらに、2050（令和32）年の総人口は、415,875人で、2020（令和2）年と比べると約60,000人減少するとされるなか、生産年齢人口（15歳～64歳）は約64,000人減少する一方、老年人口（65歳以上）は約21,000人増加する見込みとなっています。

このような人口構造の変化により、生産年齢人口の減少による税収減、老年人口増加による社会保障関係費の増嵩が想定され、生産年齢世代の負担増大や本市の財政状況のさらなる逼迫が懸念されます。

「大分市人口ビジョン」では、自然増と社会増の両面から人口減少対策に取り組むことにより、2070（令和52）年の総人口を386,000人程度とする将来展望を目指すなかで、基本計画の期間である2029（令和11）年度末の本市の人口は468,000人と想定します。

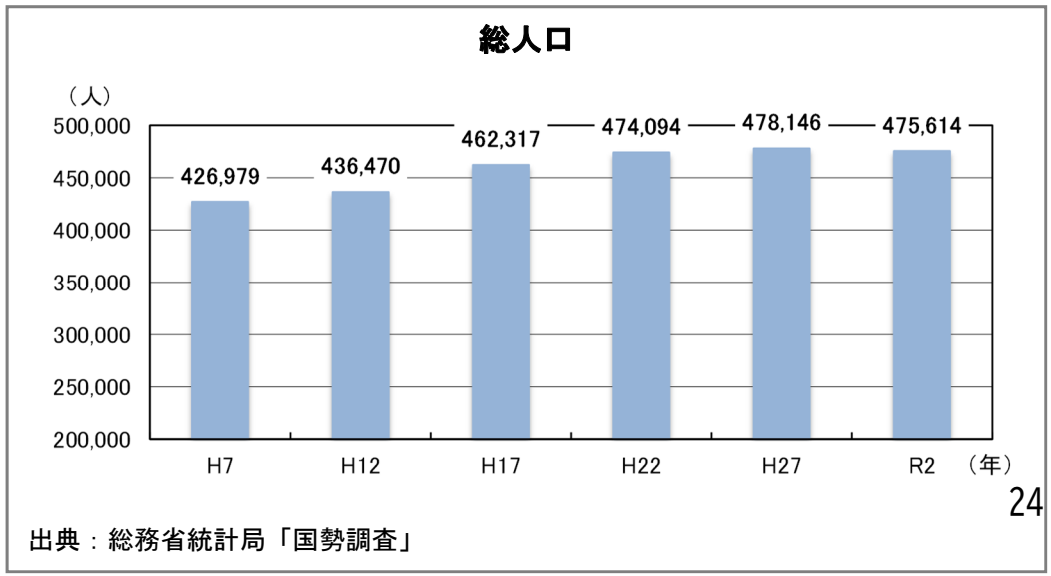

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第１節 人口

（２）世帯数

本市の世帯数は、2020（令和2）年国勢調査によると、209,539世帯であり、1963（昭和38）年から増加を続けています。2020（令和2）年以降においても、毎年10月1日における住民基本台帳に登録された世帯数は前年より増加しており、世帯数の増加傾向が続いています。

一方、一世帯当たりの人員は、1965（昭和40）年に4.05人であったものが、核家族化の進行、出生数の減少などにより2020（令和2）年には2.27人にまで減少しました。

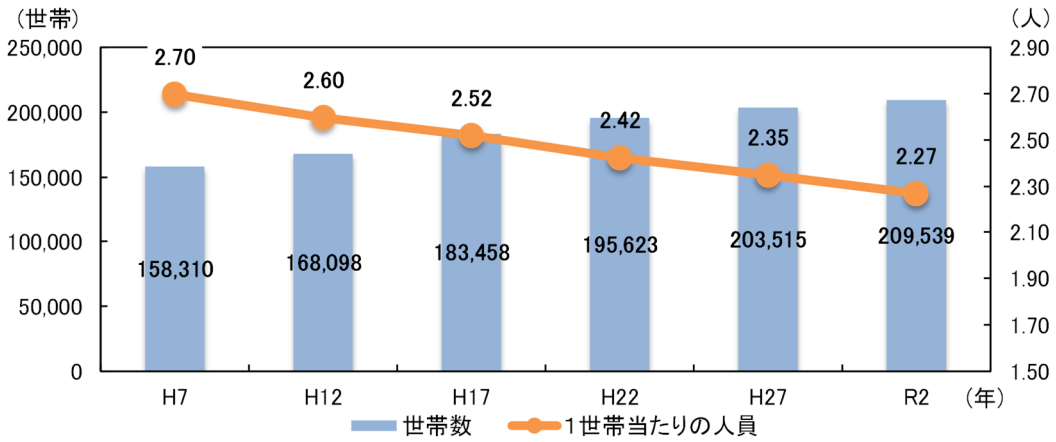

出典：総務省統計局「国勢調査」

（３）年齢構成

本市の人口における年齢別の構成比を見ると、近年では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

2020（令和2）年における総人口に対する老年人口の割合は27.6%ですが、社人研の推計では、2050（令和32）年に36.7%へ9.1ポイント増加する見込みとなっており、高齢化率の急速な高まりが予想されています。

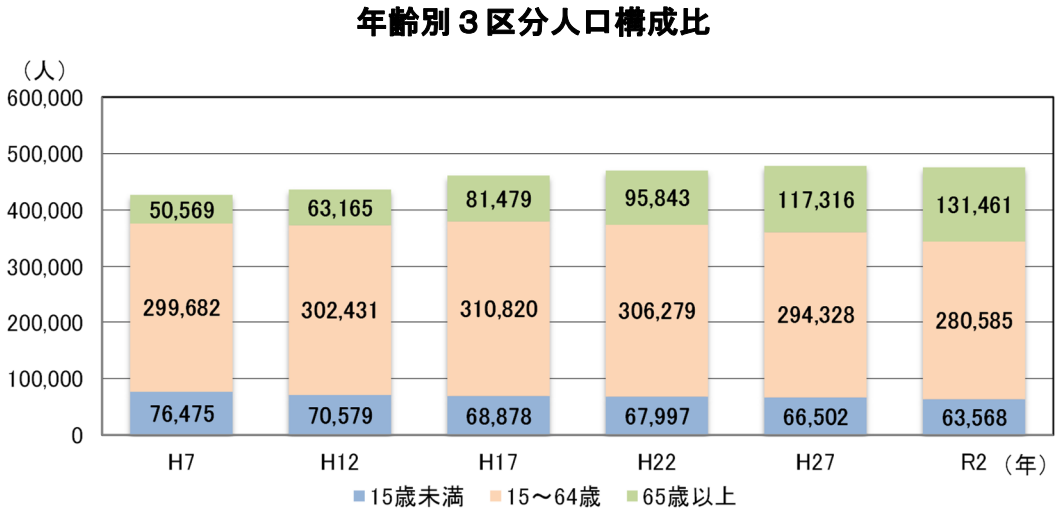

出典：総務省統計局「国勢調査」

（４）出生数及び※合計特殊出生率

本市の出生数は、県の人口推計（年報）によると、2018（平成30）年以降は4,000人を切る状況が続いており、2023（令和5）年では3,347人まで減少しています。また、厚生労働省の「人口動態統計」を基に本市が独自に集計し公表している合計特殊出生率は、2016（平成28）年の1.62以降減少傾向にあり、2023（令和5）年は1.38となっています。

「大分市人口ビジョン」では、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けた取組をさらに充実させることにより、出生数の減少に歯止めをかけることで、2029（令和11）年度の合計特殊出生率を1.63と想定します。

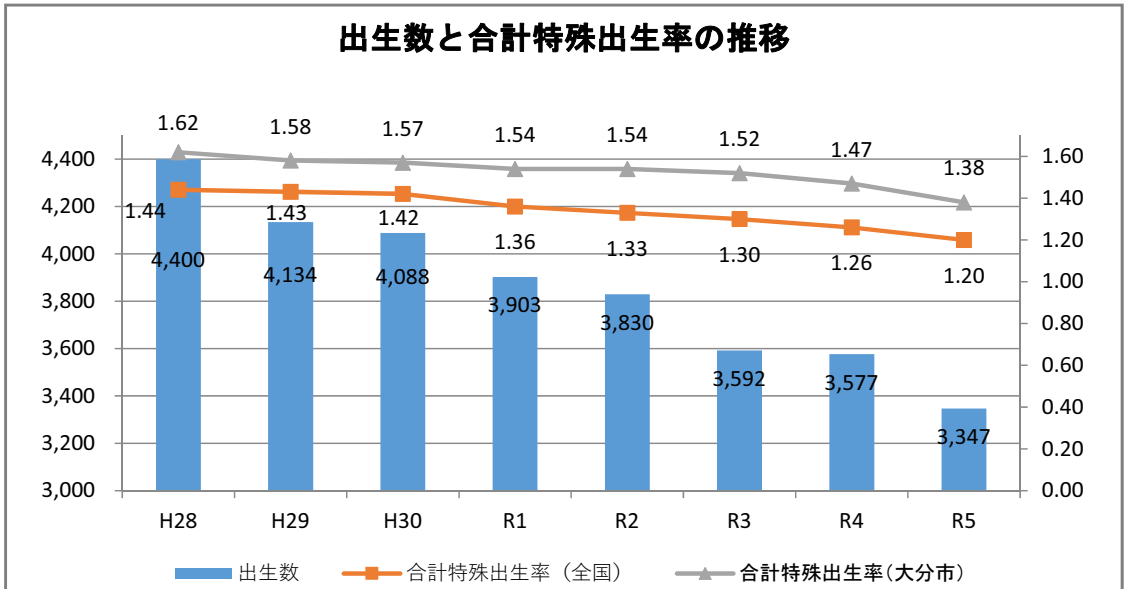

出典：大分市統計年鑑、厚生労働省「人口動態統計」

【用語解説】

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第１節 人口

（５）人口動態※

県の人口推計（年報）によると、本市の自然動態※は、2016（平成28）年までは出生数が死亡数を上回っていたため、自然増となっていました。しかし、2017（平成29）年に死亡数が出生数を上回り自然減に転じ、2023（令和5）年では2,070人の自然減となりました。今後も、出生数の大幅な増加は見込めないなか、老年人口の増加に伴い死亡数は増加していくことが予想されることから、自然減が続くことが見込まれます。

一方、社会動態※を見ると、近年は、2018（平成30）年を除き転入者が転出者を上回る社会増が続いています。

なお、2017（平成29）年には、自然減が社会増を上回ったことにより、本市で初めて人口減となり、以降、人口減少が続いています。

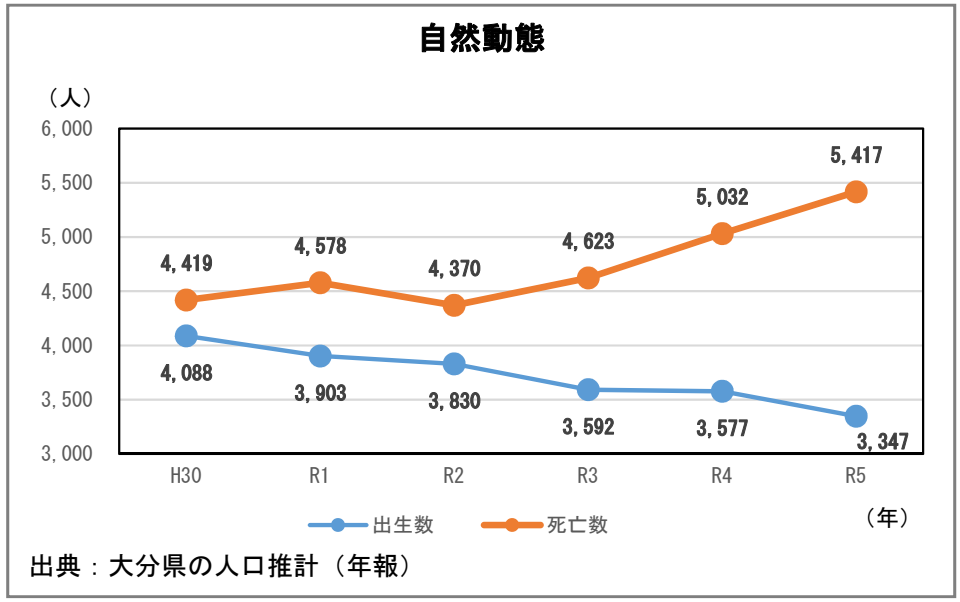

出典：大分県の人口推計（年報）

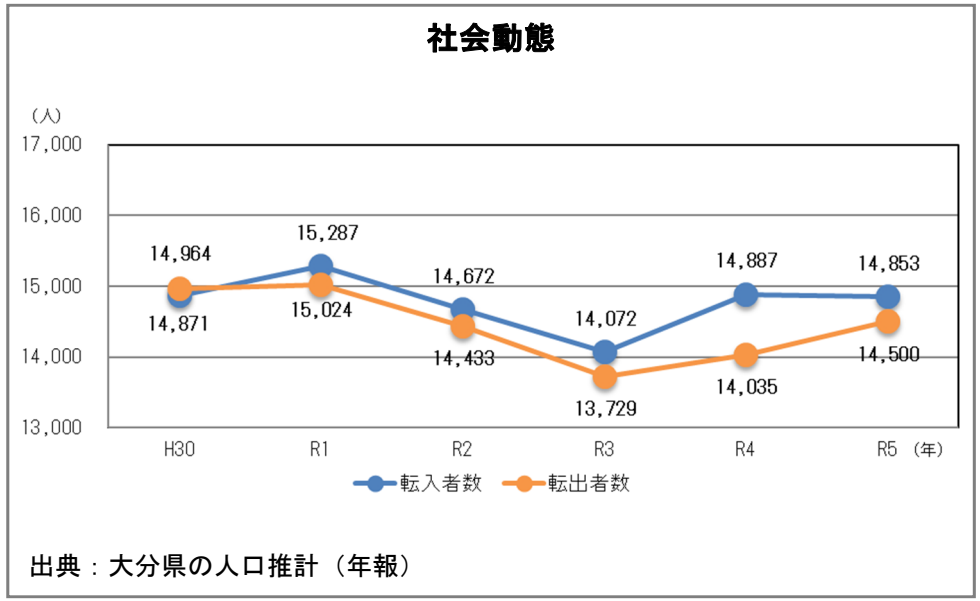

出典：大分県の人口推計（年報）

【用語解説】
※人口動態：自然動態と社会動態を合わせた人口の動きをいう。
※自然動態：一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいう。
※社会動態：一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいう。

（６）昼間人口等

周辺市町村との通勤・通学等による流入超過昼間人口は漸減傾向にあり、2020（令和2）年では6,100人程度となっています。今後も、教育・文化・医療・交通などの拠点機能の集積、日常生活圏の拡大、広域的な連携と交流などから、昼間人口が夜間人口（常住人口）を上回る流入超過は続くと予想されます。

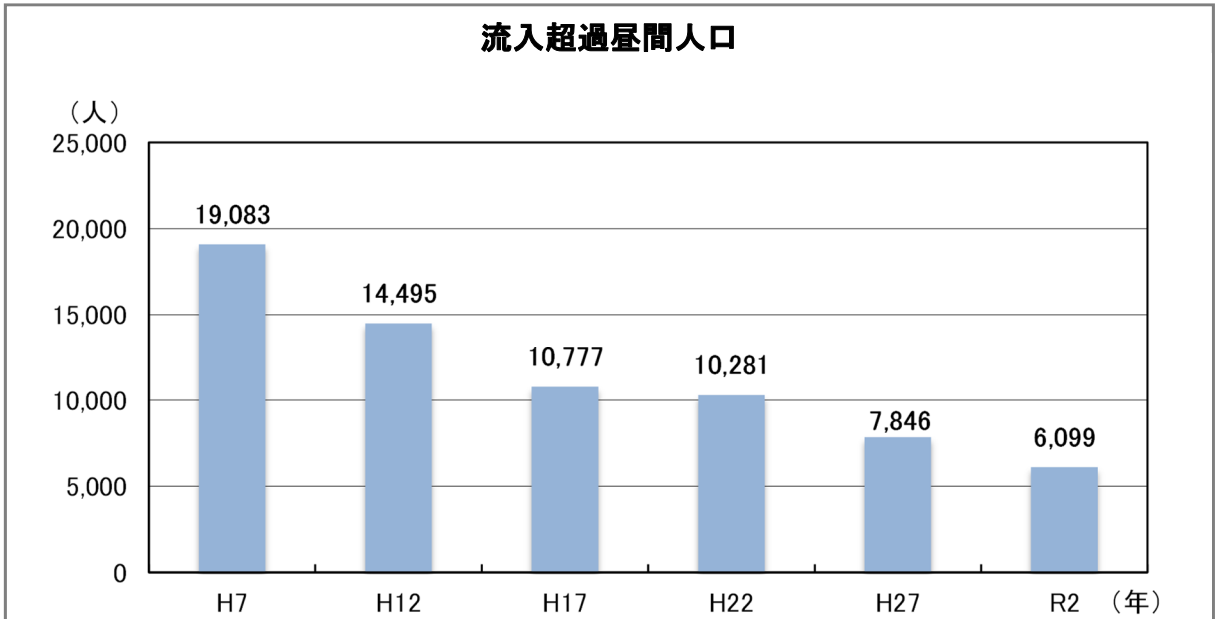

出典：総務省統計局「国勢調査」

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第２節 経済

（１）産業別総生産

県の「令和２年度大分の市町村民経済計算（令和５年版）」によると、本市の市内総生産は、2011（平成23）年度に対して2020（令和２）年度は、3.9%増加しました。

この間、産業別にみると、第1次産業が減少傾向にあるなか、第2次産業、第3次産業は増加傾向にありました。

産業構造に占める割合では、第1次産業は0.4%から0.3%、第3次産業は64.4%から64.3%へ微減となったのに対し、第2次産業は34.7%から34.9%へ微増となっています。

また、2020（令和２）年度の本市の市内総生産は、県総生産の47.9%を占め、県全体をリードしています。

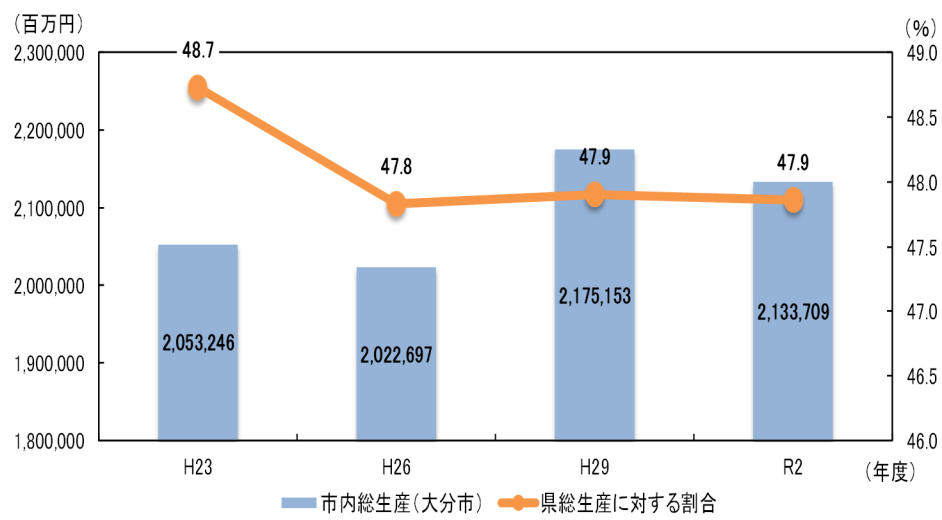

出典：大分県「令和２年度大分の市町村民経済計算」

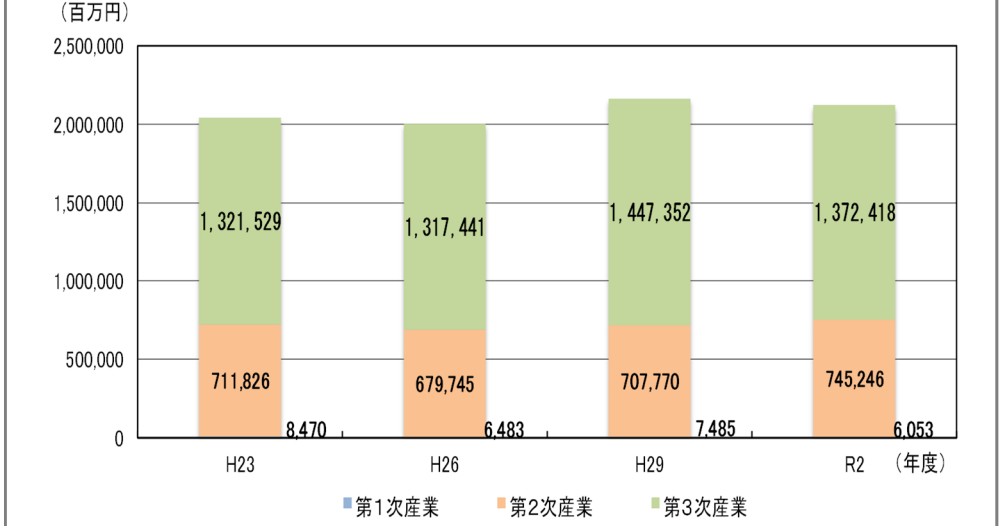

出典：大分県「令和２年度大分の市町村民経済計算」

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第２節 経済

（２）就業者

第１次産業の就業者数は、1965（昭和40）年から2020（令和2）年の間に、21,571人から3,817人と17.7%まで減少しました。全産業に占める割合も、1965（昭和40）年の21.2%から、1980（昭和55）年には4.5%、2020（令和2）年には1.8%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第2次産業の就業者数についても、全産業に占める割合は1975（昭和50）年の30.8%をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には22.0%となっています。

これに対し、第3次産業の就業者数は、大きく伸びており、2005（平成17）年から2020（令和2）年の15年間においても5,043人増加し、全産業に占める割合も76.2%となっています。

今後も産業別就業者数については、同様の傾向が続くと予想されます。

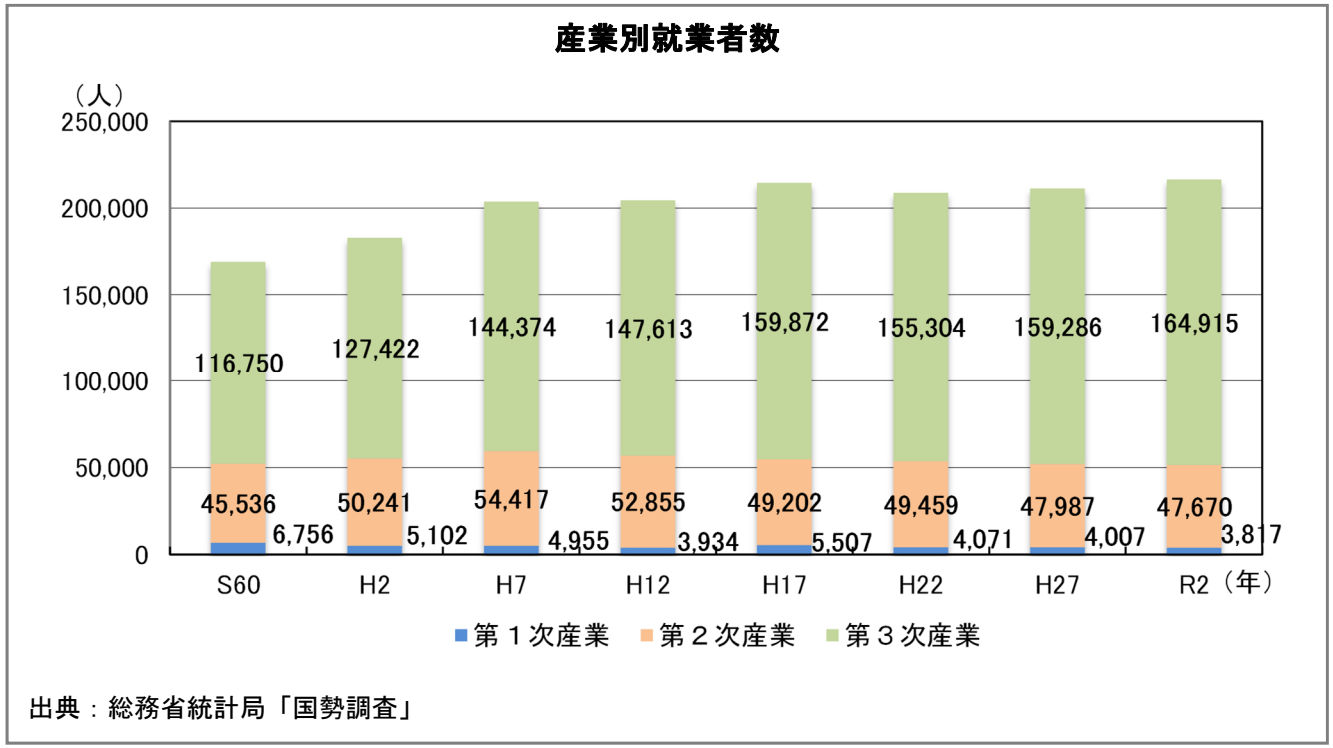

（３）市財政の概要

わが国の景気は、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善するなかで、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動によるリスクが懸念されています。

また、国と地方の長期債務残高は、令和5年度末には約1,285兆円と、GDPの2倍以上に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれており、少子高齢化の進展と人口減少も相まって、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されるなど、国、地方の財政は深刻な状況にあります。

本市においても、人口減少が進むなかで、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収は期待できず、歳出面では、少子高齢化の進展により扶助費をはじめとした社会保障関係費が年々増加するとともに、老朽化が進んでいる公共施設の維持管理、更新への対応など多くの課題を抱えています。

2023（令和5）年10月に公表した「財政収支の中期見通し」では、このような影響を考慮した上で、2027（令和9）年度までの見通しを試算しましたが、依然として収支不足が続き、主要3基金※の残高は92億円まで減少する見込みとなっています。

このような楽観視できない財政状況のなかで、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し、少子化対策をはじめ、地域経済の振興、防災・減災対策など基礎自治体が果たすべき施策を着実に展開していくためには、これまで以上に効率的かつ安定的な財政運営が不可欠であり、限られた財源を最大限活用するとともに、市税をはじめとしたあらゆる歳入の積極的な確保に努めていかなければなりません。

【用語解説】
※主要３基金
・財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金
・減債基金：市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金
・市有財産整備基金：市有財産の整備、維持管理及び処分の資金に充てるための基金

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第２節 経済

財政収支の中期見通し【2023（令和５年）10月公表】

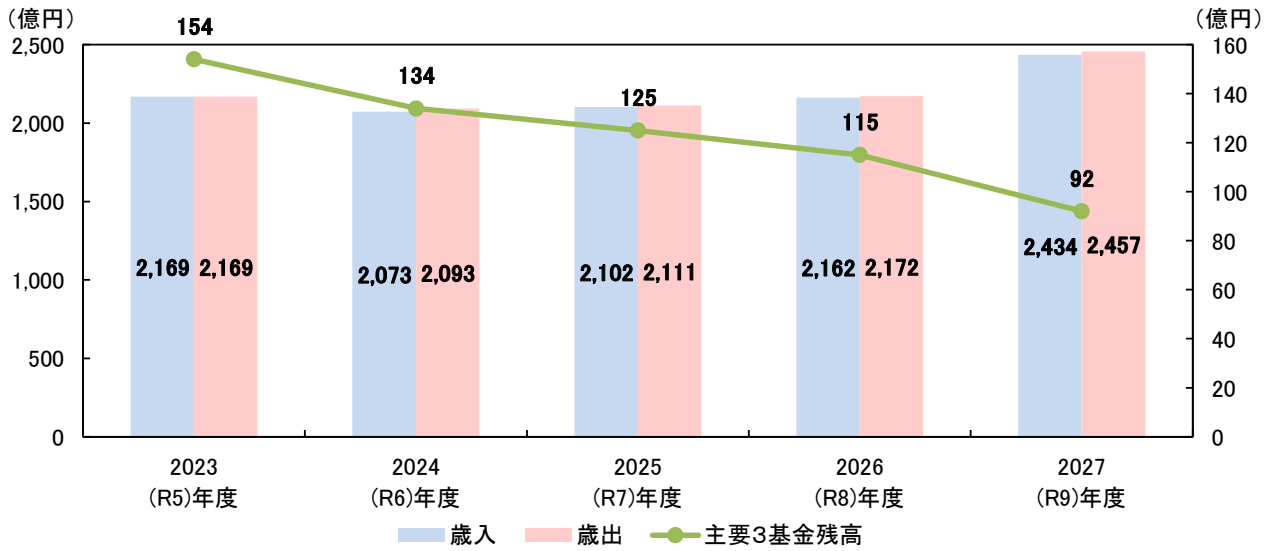

項目＼年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度
歳入	2,169	2,073	2,102	2,162	2,434
歳出	2,169	2,093	2,111	2,172	2,457
主要3基金残高	154	134	125	115	92

出典：大分市

第３章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項） 第３節 土地利用

本市の土地利用は、新産業都市建設の進展に伴い、臨海工業地帯の造成や後背地の整備が進み、また、都心に隣接した丘陵地や幹線道路に沿った郊外部においても大規模な開発行為が行われ、多彩な変貌を遂げてきました。

2022年（令和4）年時点の土地利用の状況は、農用地7.6%、森林48.6%、水面・河川・水路5.1%、道路5.7%、住宅・商業・工業用地14.8%、その他18.2%となっており、自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれているなか、都市的土地利用への転換も進んでいます。

近年では、大分駅南土地区画整理事業の完了等により、中心市街地やその周辺部におけるマンション建設など都市型住宅の立地が進んでいます。

一方、人口減少、少子高齢化の進展に伴って、空き家・空き地など低・未利用地の点在やこれに起因する地域コミュニティ機能の低下など、都市の低密度化が懸念されています。

また、東日本大震災や能登半島地震などの被災事例を踏まえると、家屋倒壊などの直接的な被害はもとより、被災後の復興の遅れに伴う人口の流出や企業活動への影響等による都市の衰退が危惧されています。

今後の土地利用に当たっては、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを念頭に、効率的かつ健全な都市の発展に資する土地利用の促進とあわせて、地域コミュニティの活性化を後押しすることで、中心市街地や各地区拠点を中心とした地域の魅力の向上や機能充実、防災性の強化等を図ることが必要となります。

また、良好な景観は、現在及び将来における市民の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、これらが調和した土地利用を図ることが求められています。

さらに、九州の東の玄関口として、また、九州各都市を結ぶ交通・物流の結節点として、都市機能の高度化や魅力の向上等に寄与する土地利用が期待されます。

土地利用の状況【2022（令和４）年時点】

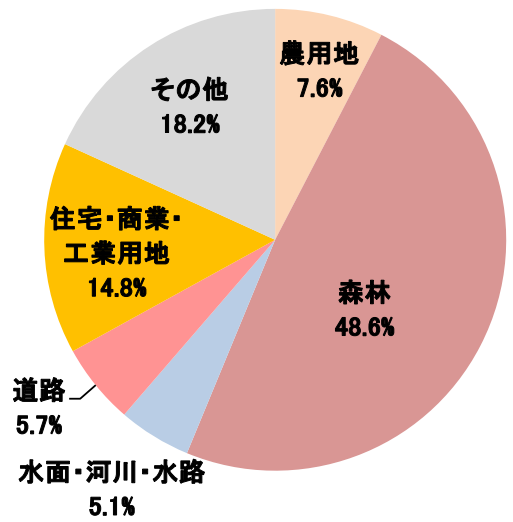

出典：大分市

第４章 まちづくりに関する市民の意識

2023（令和5）年11月から12月にかけて実施した大分市民意識調査の結果によると、「大分市総合計画（おおいた創造ビジョン2024）」に掲げる42の施策のうち重要度の高い施策は、「子ども・子育て支援の充実」「防災・危機管理体制の確立」「犯罪のないまちづくりの推進」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「消防・救急体制の充実」など、福祉や雇用、安全・安心などの生活に密着した施策となっています。

一方、満足度が低い施策は、「交通体系の確立」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「子ども・子育て支援の充実」などとなっています。

重要度が高い施策（昇順）

順位	施　策	重要度	満足度（順位）
1	子ども・子育て支援の充実	4.40	40
2	防災・危機管理体制の確立	4.38	29
3	犯罪のないまちづくりの推進	4.34	13
4	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	4.29	41
5	消防・救急体制の充実	4.23	2
6	社会保障制度の充実	4.22	39
7	交通体系の確立	4.15	42
8	地域医療体制の充実	4.15	12
9	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	4.14	38
10	交通安全対策の推進	4.10	28

※順位は、全42施策のうちの順位
※全施策の重要度の平均は、3.82

満足度が低い施策（降順）

順位	施　策	満足度	重要度（順位）
42	交通体系の確立	2.20	7
41	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	2.41	4
40	子ども・子育て支援の充実	2.47	1
39	社会保障制度の充実	2.62	6
38	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	2.65	9
37	農業の振興	2.66	22
36	計画的な市街地の形成	2.67	27
35	地球環境問題への取組	2.70	19
34	生きる力をはぐくむ学校教育の充実	2.71	15
33	健全な消費生活の実現	2.74	31

※順位は、全42施策のうちの順位
※全施策の満足度の平均は、2.99

第４章 まちづくりに関する市民の意識

また、2023（令和5）年10月から11月にかけて実施した新たな総合計画等の策定に向けた若者アンケート調査の結果によると、現在の本市に不足しているもの、10年後の本市に期待することについては、ともに「子育てを支援する制度や環境」「公共交通機関の利便性」「魅力ある就業先や雇用環境」「地域やまちのにぎわい」などが上位になっています。

現在の大分市に不足しているものは何ですか

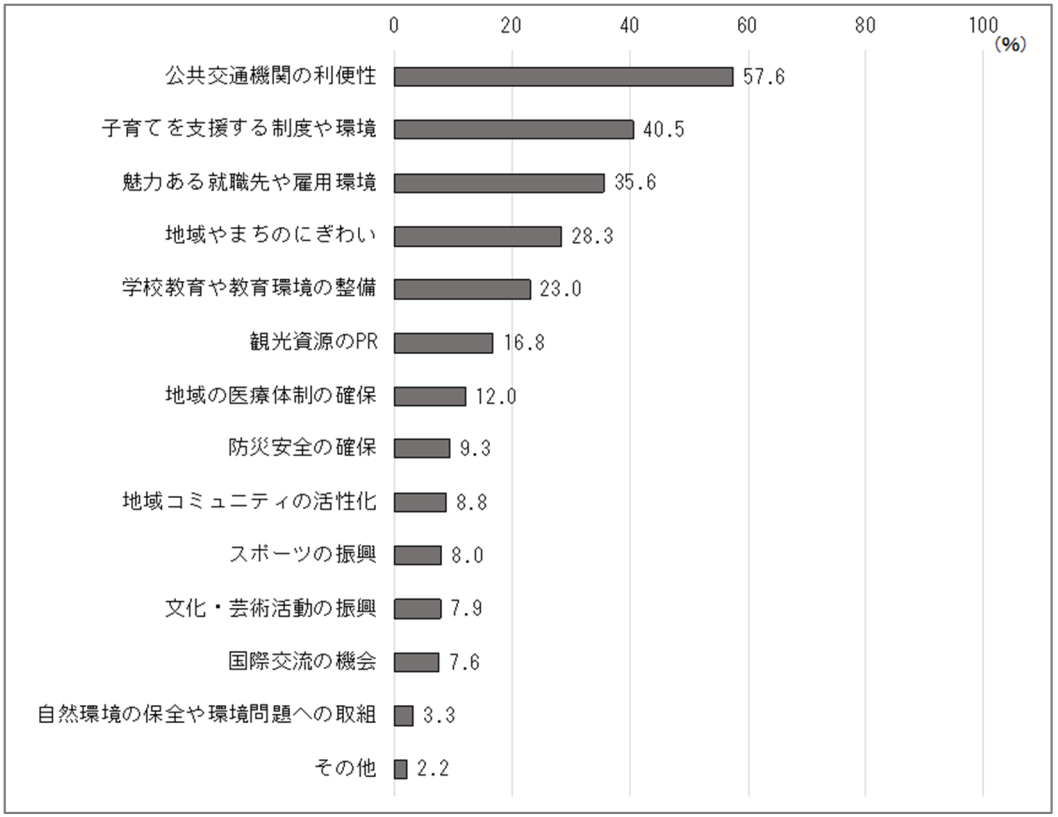

１０年後の大分市に期待することは何ですか

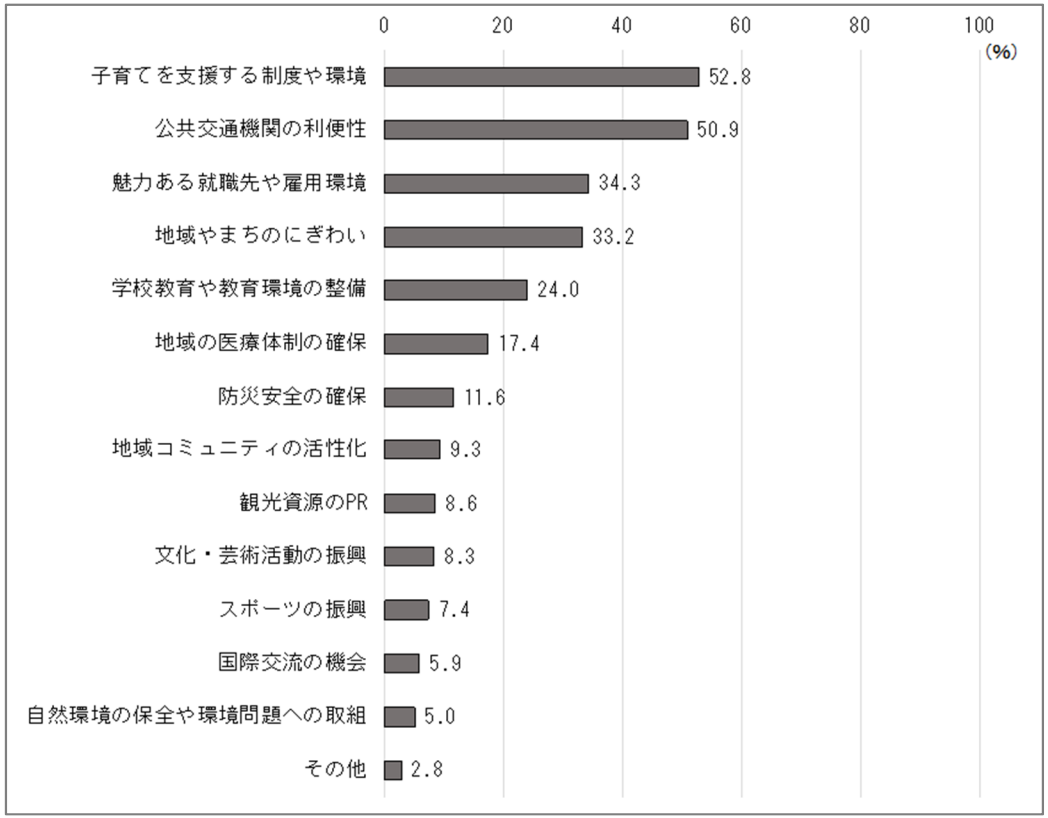

第４章 まちづくりに関する市民の意識

加えて、市政に若者の意見が反映されていると思っている割合は25%程度にとどまっている一方で、若者の声を届ける場があれば利用したいと思っている割合は59.1%となっています。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、時代の潮流と市民ニーズを的確にとらえるとともに、次代を担う若者をはじめ地域住民が意見交換する場等を通じて、柔軟に市民意見を取り入れながら、各施策の展開を進める必要があります。

若者の意見が反映されていると思う

25.1%

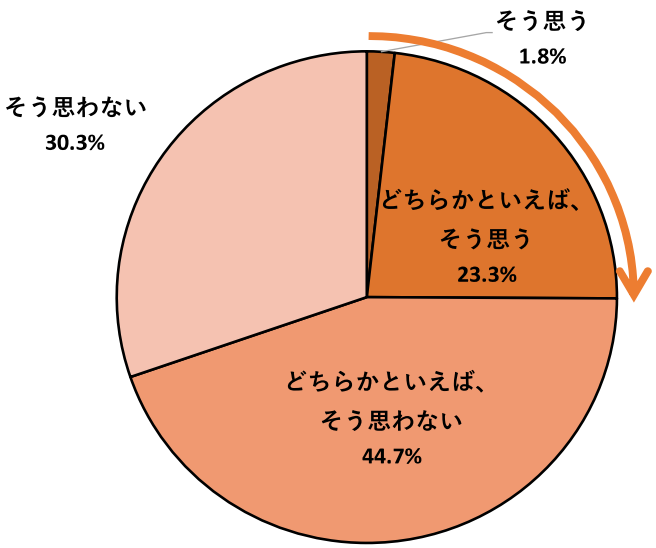

声を届ける場所があれば利用したい

59.1%

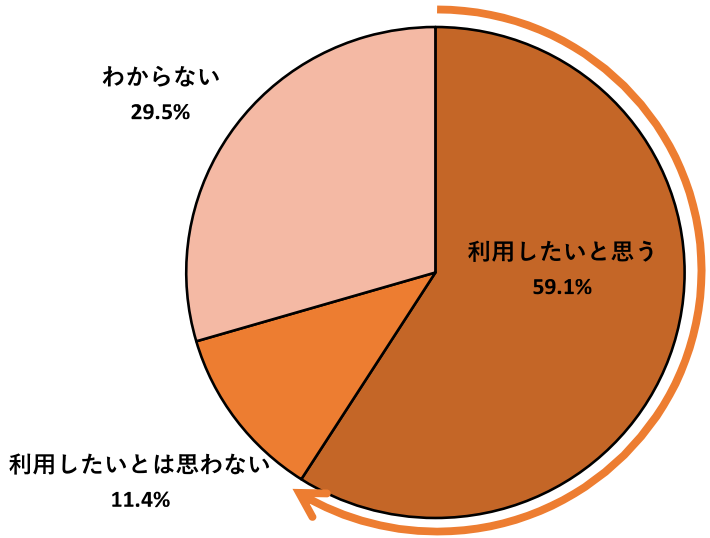

第５章　基本的な政策の体系

基本構想に掲げた3つの基本的な政策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開します。

第１部　豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

- 第１章　こども・子育て支援の充実
- 第２章　豊かな人間性の創造
  - 第１節　生きる力をはぐくむ学校教育の充実
  - 第２節　こどもたちの学びを支える教育環境の充実
  - 第３節　社会教育の推進と生涯学習の振興
- 第３章　スポーツの振興
- 第４章　個性豊かな文化・芸術の創造と発信
- 第５章　国際化の推進

第２部　共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

- 第１章　地域コミュニティの活性化
- 第２章　人権尊重社会の形成
  - 第１節　人権教育・啓発の推進
  - 第２節　男女共同参画社会の実現
- 第３章　社会福祉の充実
  - 第１節　地域福祉の推進
  - 第２節　高齢者福祉の充実
  - 第３節　障がい者（児）福祉の充実
  - 第４節　社会保障制度の充実
- 第４章　健康の増進と医療体制の充実
  - 第１節　健康づくりの推進
  - 第２節　地域医療体制の充実
  - 第３節　清潔で安全な生活環境の確立
- 第５章　防災・減災力の向上
  - 第１節　防災・減災・危機管理体制の確立
  - 第２節　流域全体の関係者で行う災害対策等の推進
- 第６章　安全・安心な暮らしの確保
  - 第１節　消防・救急体制の充実
  - 第２節　交通安全対策の推進
  - 第３節　犯罪のないまちづくりの推進
  - 第４節　健全な消費生活の実現

第３部　新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

- 第１章　ＤＸの推進
- 第２章　快適な生活環境の確立
  - 第１節　脱炭素社会の実現に向けた取組
  - 第２節　循環型社会の形成
  - 第３節　公害の未然防止と環境保全
  - 第４節　豊かな自然の保全
- 第３章　活気ある商工業・流通の展開
  - 第１節　商工業・サービス業の振興
  - 第２節　流通拠点の充実
- 第４章　特性を生かした農林水産業の振興
  - 第１節　農業の振興
  - 第２節　林業の振興
  - 第３節　水産業の振興
- 第５章　魅力ある観光の振興
- 第６章　安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実
- 第７章　快適な都市構造の形成と機能の充実
  - 第１節　計画的な市街地の形成
  - 第２節　交通体系の確立
- 第８章　安定した生活基盤の形成
  - 第１節　水道の整備
  - 第２節　下水道の整備
  - 第３節　安全で快適な住宅の整備
  - 第４節　公園・緑地の保全と活用

第６章 計画推進の基本姿勢

目指すまちの姿（都市像）の実現に向け、効果的に計画を推進する上での基本姿勢を定めます。

○ ひとを中心としたまちづくり

少子高齢化と人口減少が進行するなか、地域社会を維持し、活性化していくためには、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応していくことが必要です。

市民、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。

また、次代を担う若者が本市の魅力を実感し、住み続けたい、戻ってきたいと思える郷土愛をはぐくむとともに、未来に向けて挑戦し活躍できるまちづくりを進めていきます。

○ 地域の個性を生かした自立したまちづくり

ひとを中心としたまちづくりを積極的に推進するためには、住民に最も身近な基礎自治体として、自主性・自立性を十分発揮することが重要です。

また、各地域の実情やその特性を生かすとともに、連携により活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていきます。

○ 新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

ライフスタイルの多様化やデジタル化の進展等により、行政需要が高度化するなか、さまざまな地域課題や市民ニーズに的確に対応するため、国や県をはじめ、大分都市広域圏の市町等の自治体、企業、NPO、大学等の高等教育機関など多様な主体と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしながら、それぞれの限られた資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

第６章 計画推進の基本姿勢

○ 計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな地域課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を適正に行うため、行政評価を通じて事業の成果等の検証を行うとともに、その結果を踏まえた施策や事務事業を展開します。

○ デジタル技術の活用等による地方創生の更なる推進

人口減少が進行するなか、将来にわたって活力ある社会を維持し、自律的で持続可能なまちづくりを進めるため、「大分市総合戦略」を策定し、地方創生の取組をより一層、充実・強化していく必要があります。

取組に当たっては、産業や行政、教育など、さまざまな分野においてデジタルの力を活用することで、イノベーションや人の流れを生み、暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めていきます。

○ 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地方公共団体と地域住民が自らの判断と責任において、多様化・複雑化した地域の諸課題の解決を図るための基盤となるものです。

今後も住民やNPO など多様性に富んだ地域の主体とともに、地域特性を活かしたまちづくりを行うため、引き続き地方分権改革を推進していきます。

○ 持続可能な行財政運営の推進

基礎自治体として、市民福祉の向上を目指し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、自主的な行政運営を可能とする安定した財政基盤が不可欠です。

今後も、不断の行政改革に取り組み、人材・財源などの限られた行政資源の最大限の有効活用を図ることで、持続可能な行財政運営を推進していきます。

大分市総合計画

基本構想・第１次基本計画

素案

基本計画 各論

大分市総合計画基本構想・第１次基本計画 素案（基本計画各論） もくじ

＜第１部＞
豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

第１章　こども・子育て支援の充実 … ４７

第２章第１節
生きる力をはぐくむ学校教育の充実 … ５１

第２章第２節
こどもたちの学びを支える教育環境の充実 … ５５

第２章第３節
社会教育の推進と生涯学習の振興 … ５９

第３章　スポーツの振興 … ６３

第４章
個性豊かな文化・芸術の創造と発信 … ６７

第５章　国際化の推進 … ７１

＜第２部＞
共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

第１章　地域コミュニティの活性化 … ７７

第２章第１節　人権教育・啓発の推進 … ８１

第２章第２節　男女共同参画社会の実現 … ８５

第３章第１節　地域福祉の推進 … ８９

第３章第２節　高齢者福祉の充実 … ９３

第３章第３節
障がい者（児）福祉の充実 … ９７

第３章第４節　社会保障制度の充実 … １０１

第４章第１節　健康づくりの推進 … １０５

第４章第２節　地域医療体制の充実 … １０９

第４章第３節
清潔で安全な生活環境の確立 … １１３

第５章第１節
防災・減災・危機管理体制の確立 … １１７

第５章第２節
流域全体の関係者で行う災害対策等の推進 … １２１

第６章第１節　消防・救急体制の充実 … １２５

第６章第２節　交通安全対策の推進 … １２９

第６章第３節
犯罪のないまちづくりの推進 … １３３

第６章第４節　健全な消費生活の実現 … １３７

＜第３部＞
新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

第１章　DXの推進 … １４３

第２章第１節
脱炭素社会の実現に向けた取組 … １４７

第２章第２節　循環型社会の形成 … １５１

第２章第３節　公害の未然防止と環境保全 … １５５

第２章第４節　豊かな自然の保全 … １５９

第３章第１節
商工業・サービス業の振興 … １６３

第３章第２節　流通拠点の充実 … １６７

第４章第１節　農業の振興 … １７１

第４章第２節　林業の振興 … １７５

第４章第３節　水産業の振興 … １７９

第５章　魅力ある観光の振興 … １８３

第６章
安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実 … １８７

第７章第１節　計画的な市街地の形成 … １９１

第７章第２節　交通体系の確立 … １９５

第８章第１節　水道の整備 … １９９

第８章第２節　下水道の整備 … ２０３

第８章第３節　安全で快適な住宅の整備 … ２０７

第８章第４節　公園・緑地の保全と活用 … ２１１

大分市総合計画基本構想・第１次基本計画 素案　政策・施策体系【４１施策】

第１部　豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

- 第１章　こども・子育て支援の充実
- 第２章　豊かな人間性の創造
  - 第１節　生きる力をはぐくむ学校教育の充実
  - 第２節　こどもたちの学びを支える教育環境の充実
  - 第３節　社会教育の推進と生涯学習の振興
- 第３章　スポーツの振興
- 第４章　個性豊かな文化・芸術の創造と発信
- 第５章　国際化の推進

第２部　共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

- 第１章　地域コミュニティの活性化
- 第２章　人権尊重社会の形成
  - 第１節　人権教育・啓発の推進
  - 第２節　男女共同参画社会の実現
- 第３章　社会福祉の充実
  - 第１節　地域福祉の推進
  - 第２節　高齢者福祉の充実
  - 第３節　障がい者（児）福祉の充実
  - 第４節　社会保障制度の充実
- 第４章　健康の増進と医療体制の充実
  - 第１節　健康づくりの推進
  - 第２節　地域医療体制の充実
  - 第３節　清潔で安全な生活環境の確立
- 第５章　防災・減災力の向上
  - 第１節　防災・減災・危機管理体制の確立
  - 第２節　流域全体の関係者で行う災害対策等の推進
- 第６章　安全・安心な暮らしの確保
  - 第１節　消防・救急体制の充実
  - 第２節　交通安全対策の推進
  - 第３節　犯罪のないまちづくりの推進
  - 第４節　健全な消費生活の実現

第３部　新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

- 第１章　ＤＸの推進
- 第２章　快適な生活環境の確立
  - 第１節　脱炭素社会の実現に向けた取組
  - 第２節　循環型社会の形成
  - 第３節　公害の未然防止と環境保全
  - 第４節　豊かな自然の保全
- 第３章　活気ある商工業・流通の展開
  - 第１節　商工業・サービス業の振興
  - 第２節　流通拠点の充実
- 第４章　特性を生かした農林水産業の振興
  - 第１節　農業の振興
  - 第２節　林業の振興
  - 第３節　水産業の振興
- 第５章　魅力ある観光の振興
- 第６章　安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実
- 第７章　快適な都市構造の形成と機能の充実
  - 第１節　計画的な市街地の形成
  - 第２節　交通体系の確立
- 第８章　安定した生活基盤の形成
  - 第１節　水道の整備
  - 第２節　下水道の整備
  - 第３節　安全で快適な住宅の整備
  - 第４節　公園・緑地の保全と活用

第１部　豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

１．目指す姿

●希望する人が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができ、すべてのこどもが健やかに育つことができる社会となっている。

２．現状

●価値観やライフスタイルの変化に伴い、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て家庭が孤立しがちになるなど、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

●本市の2022（令和4）年の合計特殊出生率※１は1.47で、2017（平成29）年以降は減少傾向が続いており、人口置換水準※２とされる2.07には及ばず、さらなる少子化や人口減少の進行が予想されます。

●女性就業率の上昇により共働き家庭が増加するなか、出生数は減少しているものの、保育需要は引き続き高い水準で推移しています。

３．今後の課題

●ライフステージに応じて、子育て世帯を切れ目なく支援するための環境づくりを進める必要があります。

●多様な子育てニーズに対応することができるよう、こどもや家庭へのきめ細かな支援を提供する必要があります。

●行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、地域や社会全体で子育て支援を推進する必要があります。

出生数と合計特殊出生率の推移

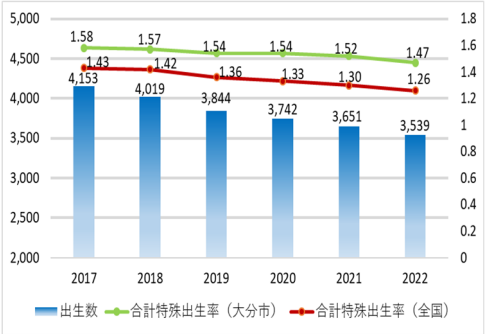

出典：大分市統計年鑑、厚生労働省「人口動態統計」

保育所の利用定員及び利用希望者数等の推移

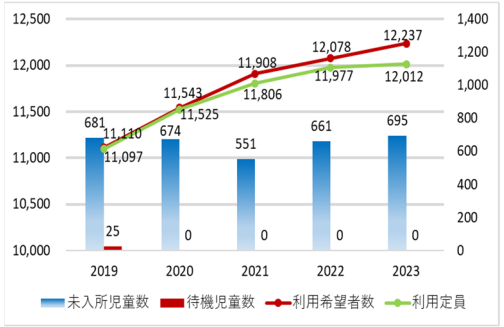

出典：大分市

４. 主な取組

●結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、切れ目ない支援の充実
・幅広い年齢層の男女の出会いの場の創出を支援します。
・健診等に係る費用の助成など、経済的支援の充実に努めます。
・母子保健、子育て支援の連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
・子育てに関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

●乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実
・乳幼児の健やかな発育・発達を促すために、健診や相談支援体制の充実を図ります。

●乳幼児期における教育・保育の提供
・保育需要に応じた保育所等の定員を確保するとともに、地域のさまざまな子育て支援事業の充実を図ります。
・乳幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、生きる力の基礎をはぐくみます。
・特別な支援を必要とする乳幼児への支援の充実に努めます。

●こどもと家庭へのきめ細かな支援
・障がいのあるこどもへの相談支援体制を整備するほか、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を推進します。
・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、相談体制や関係機関等との連携を充実・強化します。
・こどもの貧困の解消に向けて、総合的な支援に取り組みます。

●こどもと子育てを支える社会づくり
・いろいろな世代からの参画を促し、地域住民との連携を図りながら、子育て家庭が身近な地域において、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
・放課後、児童が身近な地域で安全・安心に過ごせるよう、児童育成クラブの整備・充実及び民間放課後児童クラブの活用等に努めます。
・健やかなこどもの育成を図るため、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

●仕事と子育ての両立支援
・ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、両立支援を促す取組を進めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安心して子育てができている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「安心して子育てができている」と感じる市民（１８歳までのこどもを養育している方）の割合 ②「安心して子育てができている」と感じる市民意識が、本市の子育て施策に関する取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
「地域で子育てが支えられている」（※）と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「地域で子育てが支えられている」と感じる市民（１８歳までのこどもを養育している方）の割合 ②「地域で子育てが支えられている」と感じる市民意識が、本市の子育て施策に関する取組の成果として、重要であるため ※「地域で子育てが支えられている」とは、行政のみならず、企業や地域住民などが一体となって地域や社会全体でこどもや子育て家庭が支えられていることをいいます。	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**合計特殊出生率**
１５歳から４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

※２　**人口置換水準**
現在の人口を維持できる合計特殊出生率（１５歳から４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当）の目安。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（２０２４）」によると、２０２２（令和４年）現在では２．０７となっている。

第１部第２章第１節　生きる力をはぐくむ学校教育の充実

１．目指す姿

●「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造している。

２．現状

●新興・再興感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代やSociety 5.0（超スマート社会）の到来など、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

●教育は人格の完成をめざして行われるものであり、こどもたちが変化の激しい社会と主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら、豊かな人生を切り拓くことができるよう、持続可能な社会の新たな創り手の育成を推進しています。

●学校は、こどもたち一人ひとりが主役となり、さまざまな経験・体験を通して得られる喜びや感動によって、たくましく生きる力をはぐくむ場所として大きな役割を担っています。

３．今後の課題

●学校においては、多様なこどもたちを誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、こどもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要です。

●人格形成の基礎を培う幼児期の教育においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。

●人権尊重を基盤に一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を展開することが重要です。

●インクルーシブ教育システム※１の構築に努め、誰一人取り残されることのない多様な学びの保障が求められています。

●幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続や義務教育9年間を見通した系統的な教育を行う小中一貫教育のさらなる推進が求められています。

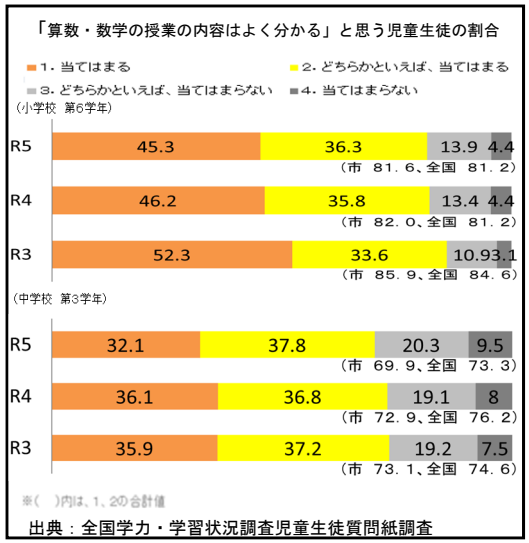

出典：全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査

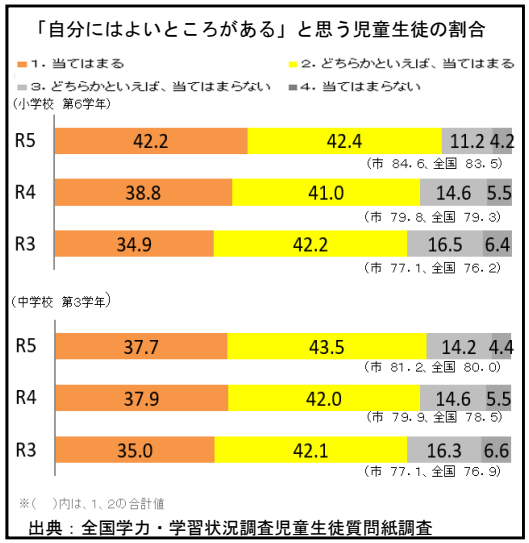

出典：全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査

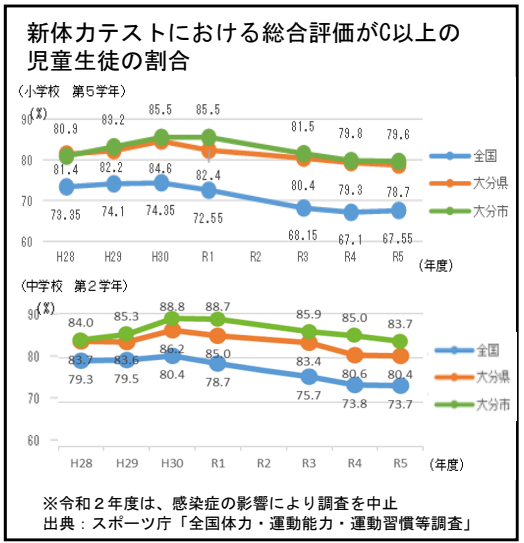

※令和２年度は、感染症の影響により調査を中止
出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」

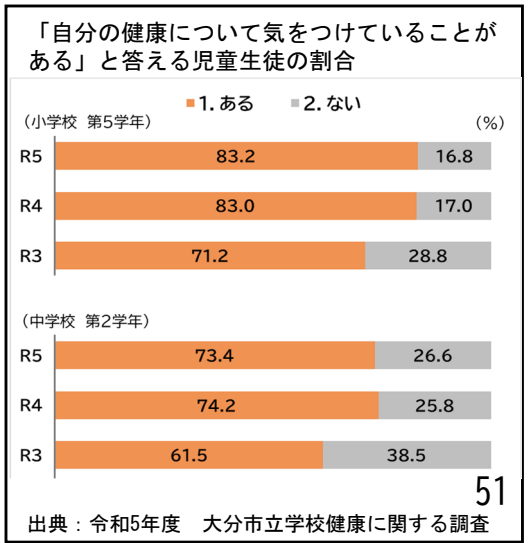

出典：令和5年度　大分市立学校健康に関する調査

４. 主な取組

●小中一貫教育の推進※2
・学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した系統的な教育の充実に努めます。

●確かな学力の定着・向上
・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成及び学習意欲向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます。
・学校の実情や児童生徒の実態により、習熟度別指導や少人数指導等、個に応じた指導の充実に努めます。

●豊かな人間性と社会性の育成
・道徳科を要とした、心に響く道徳教育の充実に努めます。
・自然体験や社会体験など、豊かな人間性や社会性をはぐくむ多様な体験活動の充実に努めます。
・主体的・意欲的な読書活動を推進します。
・郷土の歴史・伝統・文化を大切にする教育の充実に努めます。

●健やかな心身の育成
・体力の向上と健康の保持増進を図ります。
・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な健康教育の充実に努めます。
・歯と口の健康づくりの推進を図ります。
・食に関する指導の充実に努めます。

●社会の変化への対応
・自然災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解させるとともに、学校や地域の実情に応じた避難訓練等により、自らの危険を予測し、回避する資質・能力を育成するなど、防災教育の推進に努めます。
・グローバル化※3への対応に向け、国際理解教育を充実するとともに、英語教育の推進に努めます。
・教員のICT活用指導力の向上を図り、ICT※4の日常的・効果的な活用やプログラミング教育※5等を通じて児童生徒の情報活用能力を育成するなど、情報教育の推進に努めます。
・教科等横断的な視点等に立ったカリキュラム・マネジメント※6を実践するなど、主権者教育、消費者教育、環境教育などの現代的な諸課題に関する教育の充実に努めます。
・一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育※7の推進に努めます。

●特別支援教育※8の充実
・合理的配慮の観点を踏まえた、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。
・教職員の専門的かつ実践的な指導力の向上に努めます。
・就学相談等、障がいにより特別な支援を必要とするこどもへの早期からの相談支援体制の充実に努めます。

●幼保小連携の推進
・地域の実情に応じた幼保小の連携を推進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図り、発達や学びに連続性のある教育・保育の充実に努めます。

●人権尊重を基盤とした教育の推進と充実
・あらゆる差別の解消や多様性を認め合う人権教育の推進と充実に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合	①各種学力調査における全国平均以上の教科の割合 ②全国で統一して行われる調査である全国学力・学習状況調査をはじめ、各種調査は本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 100% 中学校 82.6% （2023年度実績）	小学校 100% 中学校 100% （2029年度見込）
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	①全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 ②全国学力・学習状況調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 84.6% 中学校 81.2% （2023年度実績）	小学校 90% 中学校 90% （2029年度見込）
新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	①新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合 ②全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 79.6% 中学校 83.7% （2023年度実績）	小学校 81% 中学校 86% （2029年度見込）
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週３回以上使用した児童生徒の割合	①全国学力・学習状況調査において、授業でPC・タブレットなどのICT機器を週３回以上使用した児童生徒の割合 ②全国学力・学習状況調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 55.4% 中学校 60.6% （2023年度実績）	小学校 80% 中学校 90% （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　インクルーシブ教育システム
共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、柔軟で連続性のある多様な学びの場を構築する仕組み。

※２　小中一貫教育の推進
小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組むこと。本市では、全ての中学校区で学校、地域の実情に応じた小中一貫教育を推進している。

※３　グローバル化
人の往来、貿易、金融、サービスが地球規模に広がり、個人、企業、団体などさまざまな主体が海外に広く合理的な選択を求めて行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展すること。また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

※４　ICT
ICTとは“Information and Communication Technology”の略。情報通信技術（情報・通信に関連する技術一般の総称）のこと。学校教育におけるICTとは、電子機器やデジタル教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などのこと。

※５　プログラミング教育
コンピュータに意図した処理を行うよう指示することなどを体験させながら、その働きや問題解決の仕方を学び、どのような職業に就いても必要な、コンピュータを活用する資質・能力を育成する教育。

※６　カリキュラム・マネジメント
学校教育に関わるさまざまな取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※７　キャリア教育
社会のなかで自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現することを目指し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てること。

※８　特別支援教育
障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

１．目指す姿

●こどもたちに質の高い学びの場を提供することのできる教育環境が充実している。

２．現状

●生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどもがいます。

●いじめや不登校など、生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化しています。

●教員の在校等時間の状況は、一定程度改善したものの、依然として長時間勤務の教員も多い状況です。

●地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下しています。

３．今後の課題

●誰一人取り残されることのない学びの保障が求められています。

●生徒指導上の諸課題への迅速かつ効果的な対応が求められています。

●学校施設環境も含めた教育現場における複雑化・多様化する課題への対応が求められています。

●教育の質の維持・向上を図る必要があります。

●学校、家庭、地域が目標や課題を共有する必要があります。

公立小中学校のトイレ洋式化率

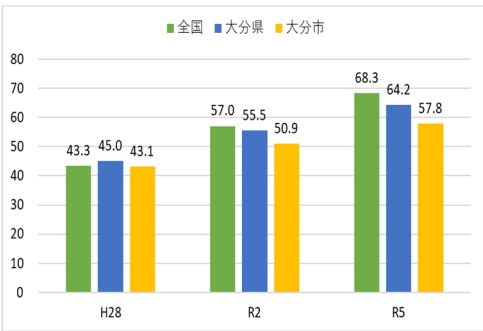

出典：文部科学省「公立小中学校施設のトイレ状況」

本市におけるいじめの認知件数の推移

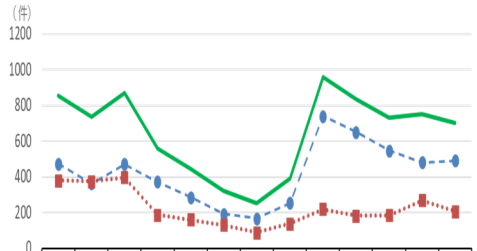

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	474	362	472	373	285	191	167	253	741	652	548	482	492
中学校	381	374	397	187	160	130	88	139	219	183	185	269	208
合計	855	736	869	560	445	321	255	392	960	835	733	751	700

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

本市における不登校児童生徒数の推移

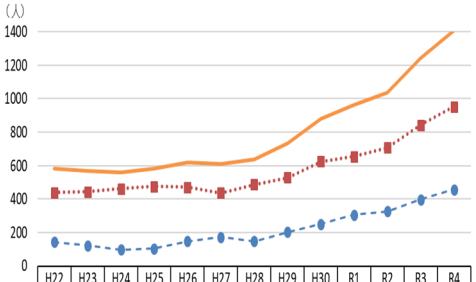

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	145	123	99	105	148	174	148	204	253	308	327	399	457
中学校	440	444	463	477	471	437	488	530	626	656	708	844	952
合計	585	567	562	582	619	611	636	734	879	964	1035	1243	1409

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

時間外在校等時間が1月45時間を超える教職員数

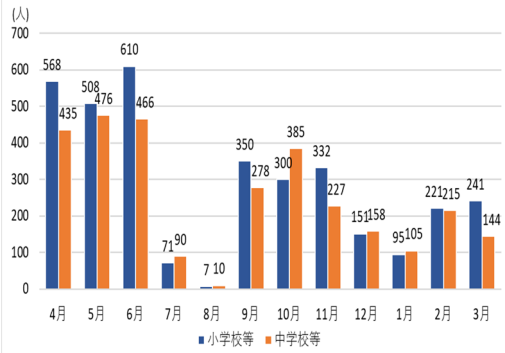

出典：大分市

４. 主な取組

●すべてのこどもの学びの保障
・経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学援助制度及び高等学校や大学等に在学する生徒や学生に対する奨学資金制度の充実及び周知に努めます。
・日本語指導や医療的ケア等、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実に努めます。
・いじめ問題に対する認識を一層深めるとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
・いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー※1など複雑化・多様化する課題に対して迅速に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや関係機関と連携を図ります。

●時代の変化に対応した教育環境の整備
・学校施設の老朽化対策をはじめ、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能強化等の視点に立った学校施設環境の整備・充実に努めます。
・小中学校の適正配置や通学区域制度の弾力的な運用など、地域等の実情に応じた教育環境の整備に努めます。
・地域の実情に応じた学校施設の有効活用を図ります。
・通学路の安全確保、こどもの生命・安全に係る事件・事故の未然防止や防災対策など、関係機関等と連携し、学校内外における安全対策の充実に努めます。

●教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進
・教職員の職務遂行に必要な専門的知識や技能、広く豊かな教養、これらを基盤とする実践的指導力の向上を図るため、キャリアステージに応じた体系的かつ効果的な教職員研修の充実に努めます。
・教職員一人ひとりの主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びとなるよう、研修環境を充実させ、学び続ける教職員の支援に努めます。
・各種調査・研究及び教育諸情報の収集・発信等の機能の整備・充実に努めます。
・教職員の資質能力の向上を図るため、教職員研修や学校の教育活動への支援等において、大学との連携・協働を推進します。
・教員が限られた時間の中で使命感を持って児童生徒の指導により専念できるよう、ＩＣＴの活用や様々な関係機関との連携・分担体制の構築など、学校における働き方改革を推進し、働きやすさと働きがいの両立した環境の実現を目指します。

●地域とともにある学校づくりの推進
・学校や地域の実情を踏まえた教育課程を編成、実施するとともに、学校評価等の活用を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。
・学校運営協議会制度※2等の活用により、保護者や地域住民等と目標を共有し、学校運営への参画等を進めます。
・地域人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者の割合	①保護者アンケートにおいて「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者の割合 ②「児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育的支援が実施されている」と感じる保護者意識が、本市の教育的支援に係る取組の成果として、重要であるため	保護者アンケートを実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 (2029年度見込)
「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者の割合	①保護者アンケートにおいて「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者の割合 ②「時代の変化に対応した教育環境が整備されている」と感じる保護者意識が、本市の教育環境整備に係る取組の成果として、重要であるため	保護者アンケートを実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 (2029年度見込)
「児童生徒一人ひとりの個性や才能を見出し伸ばしていく指導ができている」と感じる保護者の割合	①保護者アンケートにおいて「児童生徒一人ひとりの個性や才能を見出し伸ばしていく指導ができている」と感じる保護者の割合 ②「児童生徒一人ひとりの個性や才能を見出し伸ばしていく指導ができている」と感じる保護者意識が、本市の教職員の指導力向上等に係る取組の成果として、重要であるため	保護者アンケートを実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 (2029年度見込)
「学校と地域が連携してこどもたちの学びを支えている」と感じる保護者の割合	①保護者アンケートにおいて「学校と地域が連携してこどもたちの学びを支えている」と感じる保護者の割合 ②「学校と地域が連携してこどもたちの学びを支えている」と感じる保護者意識が、本市の地域とともにある学校づくり等に係る取組の成果として、重要であるため	保護者アンケートを実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 (2029年度見込)
「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合	①全国学力・学習状況調査において、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合 ②全国学力・学習状況調査は、全国で統一して行われる調査であり、本市の児童生徒の傾向を評価・分析する資料として、重要であるため	小学校 71.8% 中学校 69.2% (2023年度実績)	小学校 90% 中学校 90% (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　ヤングケアラー
家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

※２　学校運営協議会制度
学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とするものであり、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べること、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる。

第１部第２章第３節　社会教育の推進と生涯学習の振興

１．目指す姿

●市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる仕組みの構築が進んでいる。

●幅広い地域住民等の参画により、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みの構築が進んでいる。

２．現状

●人々が生涯にわたって学び自己実現を図れるよう、地区公民館等、社会教育施設を中心に、生涯学習の場を提供しています。

●少子高齢化や単身世帯の増加などといった社会環境の変化により、地域社会を支える人と人との関係性やつながりが希薄化し、地域の教育力の低下が懸念されています。

３．今後の課題

●人生１００年時代を見据えた生涯学習社会の構築に向けて、社会教育関係団体等、多様な主体と連携・協働し、生涯学習の支援体制の充実を図る必要があります。

●多様な年代や多彩な属性等、すべての人が生涯を通じて学び続けることができるよう多種多様な学習活動のニーズに応える取組を進めることが重要です。

●学校・家庭・地域が連携・協働し、より多くの地域住民等がこどもたちの成長を支えることのできる基盤を整備していく必要があります。

●さまざまな人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性をはぐくむことが求められています。

1年間の月1回以上の学習の状況について

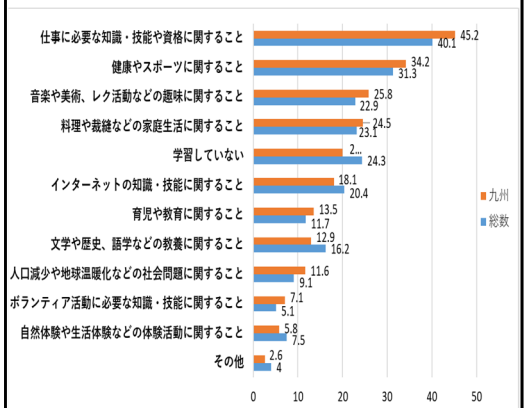

出典：生涯学習に関する世論調査 R4.7

地域や社会での活動への参加意欲について

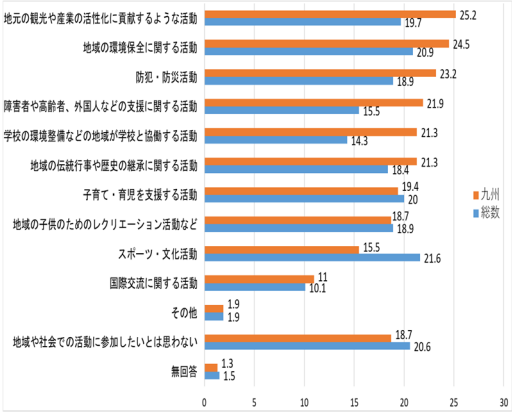

出典：生涯学習に関する世論調査 R4.7

学習成果の活用状況について

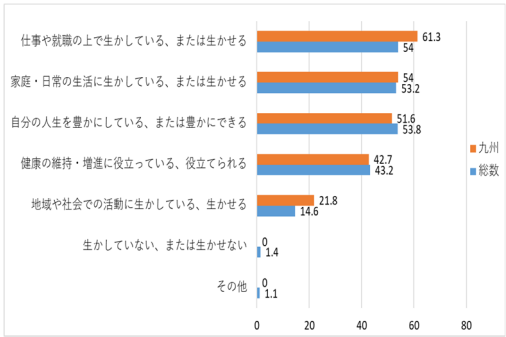

出典：生涯学習に関する世論調査 R4.7

大分市民図書館等の利用者数

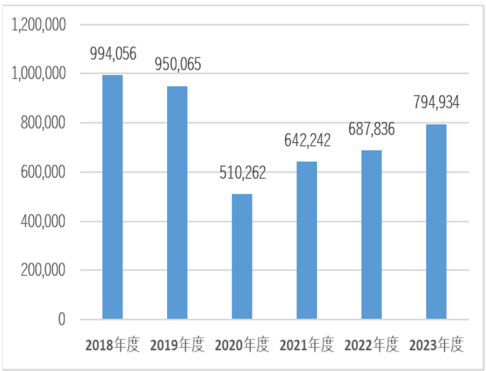

出典：大分市

４. 主な取組

●生涯学習支援体制の充実
・市民の幅広い学習ニーズに対応するため、社会教育施設の機能のさらなる充実に努めます。
・性別や障がいの有無、国籍等にかかわらず、こども、若者から高齢者まで誰もが生涯にわたって学ぶことのできる多様な学習機会の提供に努めます。
・家庭の教育力の向上や生きがいづくりなど、多様なニーズに応じた教室・講座の充実に努めます。
・文化や科学等に対する興味・関心を深める学習機会の提供に努めます。
・図書館が多くの人々が集い楽しむ場となり社会教育の拠点としての機能が充実するよう関係団体との連携を図り、図書館サービスの充実に努めます。
・大学等との連携を通じて、知識・教養を深める場の提供に努めます。
・生涯学習に関する情報を一元化し、効率的・効果的な生涯学習情報の提供に努めます。

●学校、家庭、地域が連携・協働した取組の充実
・地域の連帯感や子育てを地域で支える気運の醸成に向けて、学校、家庭、地域の連携・協働を推進し、地域の教育力の向上に努めます。
・地域活動を支える人材の育成や学習成果を地域で生かす場の提供に努めるとともに、多世代交流を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
・こどもの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、社会体験活動や自然体験活動の機会の充実に努めます。
・社会教育関係団体等と連携し、地域における見守り活動や環境浄化活動※1等を通じて、こどもの健全育成を推進します。

●人権意識の高揚を図る学びの機会の充実
・あらゆる差別の解消や多様性を認め合う社会づくりに向け、各地区人権教育（尊重）推進協議会※2等の関係団体と連携を強化することにより、市民の主体的な取組を促す学びの機会の提供に努めるとともに、市民の人権意識の高揚を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民の割合 ②「社会教育施設において、学びの機会が提供されている」と感じる市民意識が、本市の多様な学習機会の提供等に係る取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
「地域社会の中でこどもたちが健全に育成されている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「地域社会の中でこどもたちが健全に育成されている」と感じる市民の割合 ②「地域社会の中でこどもたちが健全に育成されている」と感じる市民意識が、本市のこどもの健全育成等に係る取組の成果として重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会※2の地区懇談会等への参加者数	①地区公民館及び地区人権教育（尊重）推進協議会※2が開催する地区懇談会等への参加者数 ②参加者数を増加する取組により、人権意識の普及・高揚につながるとともに、差別解消に向けた行動力の育成等に寄与するため	9,446人（2023年度実績）	11,000人（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　環境浄化活動
各小学校区ごと行う、定期的な環境実態調査（危険個所・たまり場等の把握）や有害自販機・有害チラシ撤去活動等を伴う活動。

※２　各地区人権教育（尊重）推進協議会
市内全域を網羅し、人権が尊重される住みよい地域づくり、いわゆる「人権のまちづくり」に取り組んでいくことを目的に、地域が主体となり、１３地区公民館ごとに設立した組織。

１. 目指す姿

- 市民の誰もが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できている。
- スポーツがもたらす効果を活用したまちづくりを推進し、活力ある社会を実現している。

２. 現状

- スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、人とのつながりを生み出すなど、心の豊かさをはぐくむ文化となっています。
- 東京2020 オリンピックの競技種目となったスケートボードやBMXといったアーバンスポーツは、若い世代が活躍することで注目を集めています。
- 本市では、週１回以上スポーツ・運動を実施している方が半数を超えているものの、女性や働く世代、特に30歳台と40歳台の実施率が低い傾向となっています。
- ホームタウンスポーツ※1とともに、合宿誘致等を通じて、多くのプロスポーツなどトップアスリートの競技を身近に観戦する機会が増えています。

３. 今後の課題

- 年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに参画することができるよう、環境を整備していくことが求められています。
- スポーツを「する」、「みる」だけでなく、「支える」といった多様なニーズに応えることが求められています。
- スポーツへの関心の高まりを、まちづくりの取組へと転化させ、定着させることが求められています。

スポーツ施設の利用者数

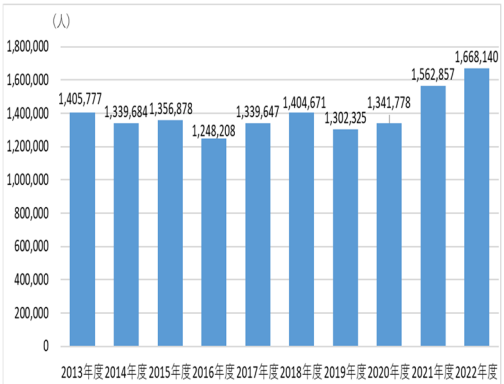

出典：大分市

この１年間に行ったスポーツ・運動の頻度

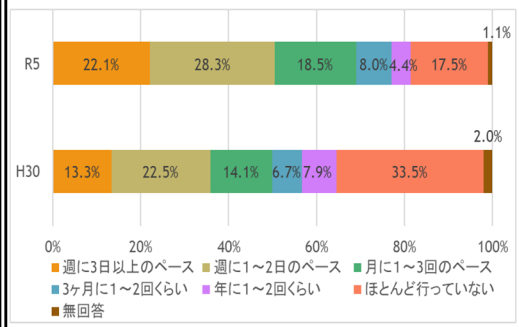

出典：平成30年度及び令和5年度「大分市民のスポーツに関するアンケート」

これからスポーツにかかわるボランティア活動をしてみたいか

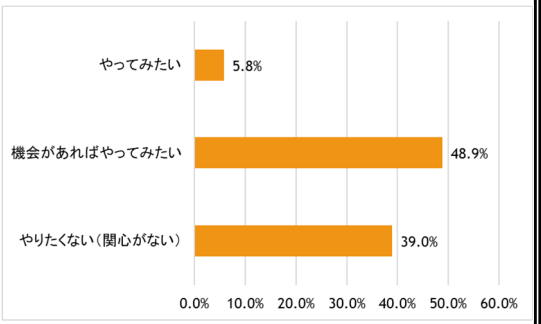

出典：令和5年度「大分市民のスポーツに関するアンケート」

リーグ戦ホームゲーム入場者数
（大分市開催分：４チーム）

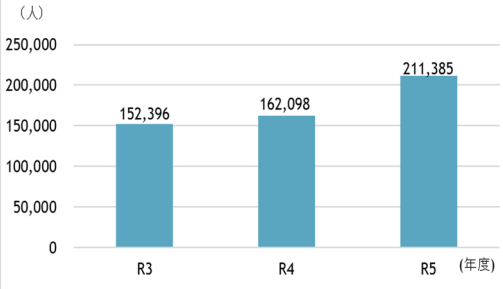

出典：大分市

４. 主な取組

●生涯スポーツの推進
・広く市民が参加できる各種スポーツ事業の充実を図ります。
・生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うため、幼少期からスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めます。
・障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加の推進を図るため、障がい者スポーツの振興に努めます。
・校区・地区体育（スポーツ）協会の各種活動を支援し、地域における多様なスポーツ活動を推進します。
・総合型地域スポーツクラブの地域の実情に応じた創設や活動の幅の拡大を支援するとともに自主的運営の定着を図ります。
・さまざまな広報媒体を活用し、スポーツイベントや教室などの情報提供に努めます。
・施設情報の提供や予約機能の充実など利用者の利便性向上に努めます。
・地域スポーツの交流の場として、学校施設の効率的な利用を促進します。

●競技スポーツの振興
・各種競技団体の活動を支援し、競技の普及を図るとともに、選手の競技力向上に努めます。
・県や大学・企業等との連携を強化し、競技スポーツの振興に努めます。

●スポーツ施設の管理
・施設の計画的な維持管理・有効活用などストック適正化※2に努めます。
・更新時期を迎える施設については、長期的な視点に立ち、民間活力の活用等を考慮しながら、計画的な整備・充実に努めます。
・アーバンスポーツをはじめとした新たなニーズに対応する施設の整備について検討を進めます。

●スポーツを指導・支援する人材の育成
・スポーツ指導者の養成や確保に向けて競技団体との連携を図ります。
・指導者等を対象として、競技力向上やリスクマネジメント等に資する講演会や研修会を開催します。
・スポーツイベントにおけるボランティアの活用を促進します。

●スポーツによるまちづくり
・本市をホームタウンとするプロスポーツチームを応援する気運を高めるとともに、選手と市民の交流を図ります。
・スポーツ合宿の誘致等を通じて、多くの市民が多様なプロスポーツやトップアスリートに触れ合い、交流できる取組を推進します。
・各種スポーツ大会の誘致、スポーツ交流の促進を図るとともに、これらの取組などから派生する社会的効果、経済的効果を活用した施策を展開します。
・スケートボードや3x3といった身近で楽しめるアーバンスポーツを推進します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「週1回以上運動・スポーツを実施する」と答えた市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「週1回以上運動・スポーツを実施する」と回答した市民の割合 ②スポーツを「する」に係る取組の成果が把握できるため	50.4% （2023年度実績）	70.0% （2029年度見込）
「年1回以上スポーツ観戦する」と答えた市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「ホームタウンチームの試合を年1回以上観戦する」と回答した市民の割合 ②スポーツを「見る」に係る取組の成果が把握できるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2024年度実績）	現状値から算定 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**ホームタウンスポーツ**
本市には、大分トリニータ、バサジィ大分、大分Bーリングス、Sparkle Oita Racing Teamの４つのプロスポーツチームがあります。

※２　**ストック適正化**
人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら、限られた予算の中で、適正な整備、統廃合、維持保全などを行うこと。

１．目指す姿

●多彩な文化・芸術を生かしたまちづくりが進められており、郷土を愛する心や地域の一体感が醸成されている。

●地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化の本質的な価値を明らかにし、その保存・活用がなされている。

２．現状

●文化・芸術は、心豊かな市民生活を実現するとともに、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成する大きな役割を担っています。

●身近な場所で気軽に文化・芸術に触れる環境づくりを行うとともに、さまざまな場面で市民の主体的・創造的な文化・芸術活動の創出に努めています。

●本市には指定等文化財をはじめ、数多くの文化財や伝統文化が残されています。

●過疎化・少子高齢化による地域での担い手不足や、専門家や研究者等の人材不足により、文化財や伝統文化の滅失・散逸につながることが危惧されています。

３．今後の課題

●市民が文化・芸術に触れる機会のさらなる充実が求められています。

●文化・芸術により生み出されるさまざまな価値を観光やまちづくりなどの幅広い関連分野へ活用することが求められています。

●文化財や伝統文化を着実に次世代へ継承し、地域の振興や活性化につなげることが重要となっています。

市民の文化・芸術がもっと盛んになるために、大分市が何を行うべきだと思いますか。

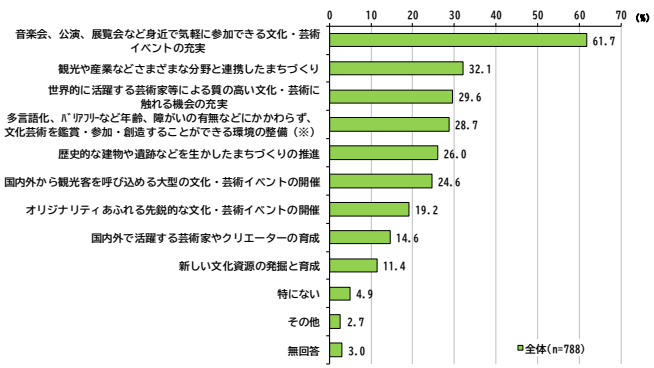

（※）多言語化、バリアフリーなど年齢、障がいの有無、経済的な状況または居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備

出典：2023年度実施「大分市文化・芸術に関する市民アンケート」

さまざまな分野の中で文化・芸術を活かした方が良いと感じるもの

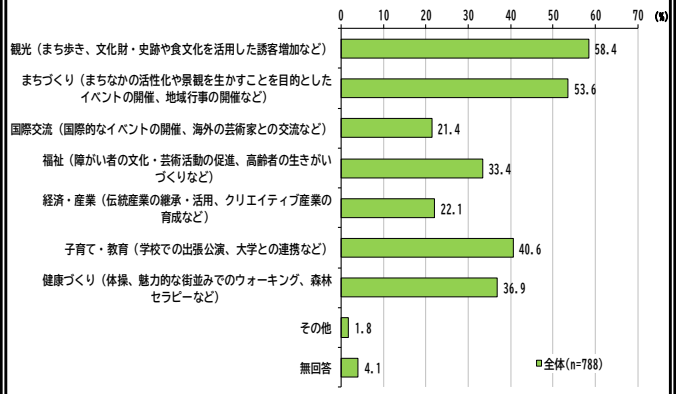

出典：2023年度実施「大分市文化・芸術に関する市民アンケート」

大分市所在の文化財の件数及びその内訳

令和５年４月１日現在

国指定等の文化財		65	県指定等の文化財		76	市指定等の文化財		84
内訳	重要文化財	14	内訳	有形文化財	60	内訳	有形文化財	60
	史跡	10		史跡	※1 12		史跡	※1 9
	天然記念物	2		天然記念物	2		天然記念物	4
	国記録選択無形民俗文化財	※2 1		県記録選択無形民俗文化財	※2 2		有形民俗文化財	3
	国登録有形文化財	37					無形文化財	1
	国登録記念物	1					無形民俗文化財	※2 6
							市記録選択無形民俗文化財	1

合計件数　225
合計実件数　223 ※3

備考
※1「内訳欄」は県指定史跡部分と市指定史跡部分で范囲が異なるため、２件として数えている。
※2「内訳欄」は国記録選択・県記録選択・市指定無形民俗文化財として指定・選択されていることから、指定等文化財の合計実件数には合計件数より２件少ない223件となる。

出典：大分市

４. 主な取組

●文化・芸術の振興と活用
・身近な場所で気軽に文化・芸術に親しみ触れ合うことができる環境づくりに努めます。
・市民の主体的・創造的な文化・芸術活動を支援します。
・優れた文化・芸術に触れる機会や発表の場の創出・提供を通して、豊かな人間性や創造性をかん養し、次世代の文化・芸術の担い手をはぐくみます。
・本市の魅力ある文化・芸術資源を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの幅広い関連分野へ活用し、創造都市※1の実現を目指します。
・県や他都市、活動団体、事業者との連携を強化します。

●独自の文化・芸術の創造と発信
・国内外の多彩な文化・芸術交流を推進するとともに、さまざまな機会を通して、地域の特性を生かした本市独自の文化・芸術の創造と発信を進めます。
・多くの市民がさまざまな地域で文化・芸術を鑑賞し、参加できるイベント等の充実に努め、にぎわいを創出し地域の活性化を図ります。
・文化・芸術活動を行う団体・個人や発表の場をデータベース化し、広く情報発信することで、発表や活動の機会の創出を図ります。
・大友氏遺跡や府内城跡を新たな魅力発信の拠点として効果的に活用するとともに、地域固有の文化遺産を把握することにより、個性的な文化遺産を生かしたまちづくりを進めます。
・文化資源を次世代へ継承するため、デジタルアーカイブ化※2に努めます。

●文化施設の整備・充実
・施設機能の整備・充実を図り、自主的な文化・芸術活動を促進します。
・文化・芸術活動を行う多くの市民が交流できる場を提供します。
・施設情報や文化・芸術活動など、さまざまな情報の提供に努めます。
・資料の収集・保管、調査研究、教育普及などの機能の充実を図ります。

●文化財の保存・活用
・文化財の適正な保存・調査・収蔵・公開・活用を図ります。
・文化財に関する情報提供機能の充実を図ります。
・市民の学習・交流の場の提供に努めます。

●伝統文化の保存・継承
・伝統的に地域で受け継がれてきた民俗文化財の保存・継承に努めます。
・伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、地域に対する愛着をはぐくむとともに、市民相互の連携を深めて地域の活性化を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民の割合 ②「文化・芸術が盛んなまちである」と感じる市民意識が、本市の文化・芸術に関する取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算出（2029年度見込）
「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民の割合 ②「文化施設（公設、民間問わず）の機能や施設数などが充実している」と感じる市民意識が、本市の文化施設の管理・運営等に係る取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算出（2029年度見込）
「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民の割合 ②「地域の歴史や文化資源に親しむ機会がある」と感じる市民意識が、本市の歴史・文化資源に親しむ機会の創出等に係る取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算出（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**創造都市**
文化芸術から生み出されるさまざまな価値が、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に生かされ、将来にわたり持続的に発展を続ける都市。

※２　**デジタルアーカイブ化**
有形無形の歴史・文化資源をデジタルの形で、記録・保存・蓄積し、人々が活用できるように提供すること。

１. 目指す姿

●外国にルーツをもつ人々※1も安心して暮らしやすい環境が整備されるとともに、国際感覚豊かな人が増えることで、多文化共生※2が進んでいる。

●市民と連携し、海外とつながることで、多様性にあふれ、魅力あるまちづくりが進んでいる。

２. 現状

●わが国では、労働力人口の減少が懸念されており、成長著しいアジア諸国をはじめとする世界の活力を取り入れようとする動きが進んでいます。

●本市においても、外国人住民は増加しており、近年では働くことを目的とした、ベトナムやフィリピンなどの東南アジア国籍の外国人が急増しており、言葉の問題等により生活に困っている人が増えています。

●国による技能実習や特定技能の制度改革により、本市においても、働き手の長期滞在化、家族滞在の増加が予想されています。

●市内にて、国際色豊かなイベントが開催されているほか、大分国際車いすマラソンやOITAサイクルフェスなど海外選手が参加する魅力あふれる国際大会が催されています。

３. 今後の課題

●あらゆる国籍の人々が地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生意識を醸成するために、外国にルーツを持つ人々と日本人の交流の機会が求められています。

●入国直後や就学、子育てなど、外国にルーツを持つ人々のライフステージに合わせ、言葉や文化の壁を乗り越えるためのサポートが必要となっています。

●海外の活力を取り入れ、まちの活性化につなげることが求められています。

大分市の人口と大分市に住む外国人の推移（各年3月末時点）

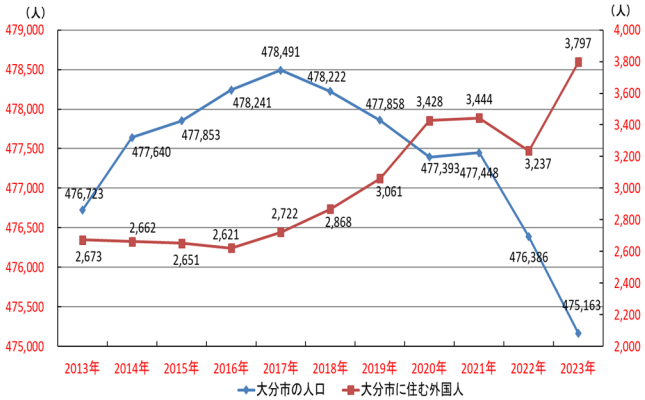

出典：大分市

国籍別外国人住民数

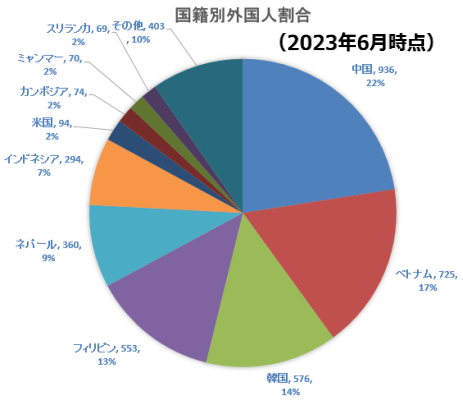

出典：大分市

在留資格別外国人住民数

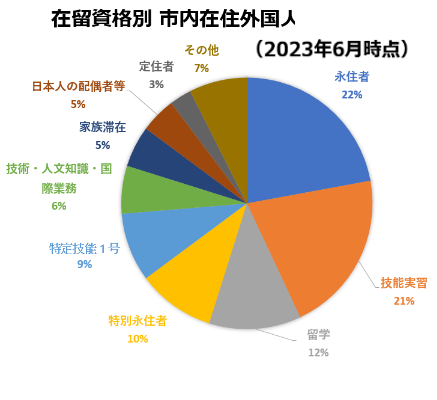

出典：大分市

年齢別外国人住民数

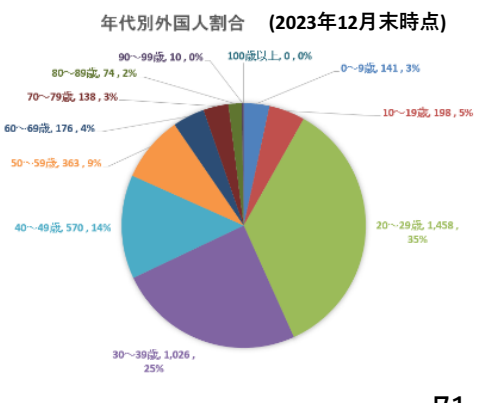

出典：大分市

４. 主な取組

●多文化共生の実現に向けたひとづくり・まちづくり

・人権教育・啓発や異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めます。
・互いの文化や考え方を尊重する意識を醸成するため、外国にルーツを持つ人々が地域社会で交流する機会の拡大を図ります。
・表記の多言語化やサポート体制の充実などにより、外国にルーツを持つ人々も各ライフステージにおいて安心して暮らせる環境づくりに努めます。
・県や関係団体と連携し、地域日本語教育の充実に努めます。
・姉妹友好都市をはじめとする海外の都市や本市で活躍する留学生等との国際交流を通じて、グローバル社会に対応できる国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

●多彩な国際交流・国際協力による相互発展の実現

・スポーツ大会や文化イベント、地域の行事などにおいて、外国人が持つ活力や多様性を取り込み、まちの活性化を図ります。
・SNS等のコミュニケーションツールや本市を訪問した外国人へのおもてなしなど、さまざまな機会を通じて本市の魅力を世界に発信し、交流人口を創出します。
・国際関係団体、市民との連携により、国際協力の促進に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民の割合 ②「国籍や民族、文化等の違いを認め合い、誰もが暮らしやすいまちである」と感じる市民意識が、本市の多文化共生等に係る取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2024年度実績）	現状値から算出 （2029年度見込）
「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民の割合 ②「国際交流する機会が身近にある」と感じる市民意識が、本市の国際交流機会創出等に係る取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2024年度実績）	現状値から算出 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**外国にルーツをもつ人々**
外国籍を有する人、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である人、海外で生まれ育った日本国籍の人など、外国につながりを持つ多様な人々のこと。

※２　**多文化共生**
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

第２部　共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

１．目指す姿

●市民主体のまちづくり※1が進み、地域コミュニティ※2の活性化が図られ、市民一人ひとりが誇れる地域共生社会が実現している。

２．現状

●地域社会は、住民同士がお互いに支え合い、地域の秩序を保つだけでなく、こどもの見守りや世代間交流など、市民一人ひとりが豊かな生活を送ることに大きな役割を担っています。

●人口減少社会の到来に伴い、住民が支え合う地域社会の機能の低下や人間関係の希薄化などにより、犯罪抑止力や防災力の低下など、地域における安全・安心の確保が危ぶまれています。

●本市では、市民との協働により地域コミュニティの活性化に取り組むなかで、市民主体の地域活動が行われ、地域力が向上してきていますが、活動の担い手不足が課題の地域もあります。

３．今後の課題

●地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を住民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主・自立のまちづくりを推進していくことが重要です。

●市民との協働※3により地域づくり活動を推進するなかで、地域を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要です。

地域活動や市民活動が大切だと思う市民の割合

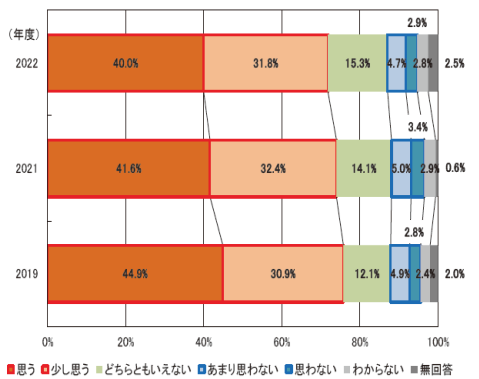

出典：市民意識調査

自治公民館の設置割合

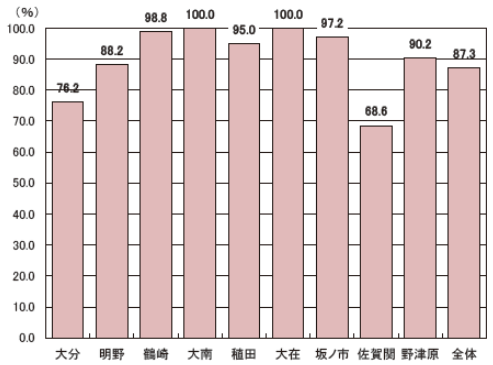

出典：大分市

ご近所の底力再生事業申請率の推移

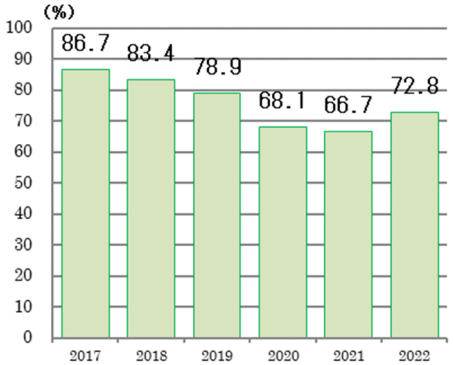

出典：大分市

あなたが支える市民活動応援事業申請団体数及び応援届出者数

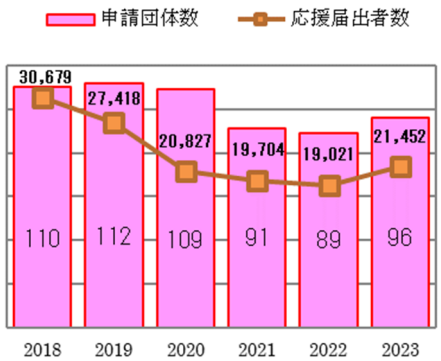

出典：大分市

４. 主な取組

●地域コミュニティ活動の促進

・市民等と行政が一体となって「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高めます。

・市全域をはじめ地区・校区・自治区などさまざまな単位で行う世代間交流・環境美化・地域文化の継承などの、市民の主体的な地域づくり活動を促進します。

・地域の課題を自主・自立的に解決する組織として、おおむね小学校区におけるまちづくり推進組織の設立を促進し、その活動の支援に努めます。

・地域コミュニティ活動に役立つ情報を充実させ、正確で分かりやすい情報提供に努めます。

・地域のさまざまな団体やボランティア団体、NPO 法人等の活動を支援するとともに、団体間の連携を促進します。

・自治会等の相互の緊密な連携を促進し、さらにデジタルを活用した自治会活動の円滑な運営を図るなど、自治会連合組織の支援や相談体制の充実に努めます。

●地域を担う人材の育成・確保

・地域が活性化するよう地域を担う人材の育成とその人材の連携強化を支援します。

・市外から地域活性化に意欲のある人材を誘致し、これまでにない新たな視点による地域おこしの推進と地域を担う人材の確保に努めます。

●地域コミュニティ活動の場の整備

・支所、地区公民館等が地域コミュニティ活動の場として活用されるよう、機能の充実を図ります。

・地域コミュニティ活動の場として学校施設をはじめとする公共施設の有効活用を図るとともに、空き家等を活用できるよう必要な支援を行います。

・市民にとって最も身近なコミュニティ施設である校区公民館・自治公民館等における機能充実を支援します。

●地域愛護意識の高揚

・公園愛護活動や街路の緑化・美化活動など地域の取組を支援することで、地域へ愛着を持ち、住みよいまちづくりに住民自ら取り組む意識を高めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
おおむね小学校区単位で取り組むまちづくり推進組織の数	①まちづくり協議会の数 ②地域の課題が複雑化するなかで、自治会や各種活動団体等の連携・協力により課題解決とさらなる地域の活性化を目指していくため、設立の促進が必要であるため	23校区 （2023年度実績）	35校区 （2029年度見込）
「市民主体によるまちづくりが行われている」と感じる市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「市民主体によるまちづくりが行われている」と感じる市民の割合 ②市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことは市民主体のまちづくりの基本理念であるため	34.8% （2023年度実績）	50.0% （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**市民主体のまちづくり**
市民がそれぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことで発展していくまちづくりであり、ひいては住民自治の確立へと繋がっていくもの。

※２　**地域コミュニティ**
一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。

※３　**協働**
市民と行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むこと。

１.目指す姿

●人権尊重社会の形成に向け、一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会が実現している。

２.現状

●同和問題（部落差別）、女性、こども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題について、依然として未解決のまま存在しており、国際化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化に伴い、新たな問題も生じています。

●近年では、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害に加え、特定の民俗や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチなど、人権侵害の手法が複雑・多様化しています。

●お互いの個性や違いを理解する人権尊重意識について、まだ市民一人ひとりに浸透していないことが、市民意識調査等で確認できています。

３.今後の課題

●市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において、人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりの人権意識の普及、高揚に努めることが必要です。

●部落差別解消推進法・障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、「国及び地方公共団体の責務」「相談体制の充実」「教育及び啓発」等について定められており、部落差別・障害者差別・外国人差別の解消に向けた事業の実施が必要です。

●インターネットやSNS上における誹謗中傷などが、複雑・多様化する人権問題について、より効果的な人権教育・啓発が必要です。

●あらゆる人権問題について、解決・救済に向けた相談体制の構築、啓発活動の充実が求められています。

おおいた市人権イメージキャラクター
「キズナーズ」

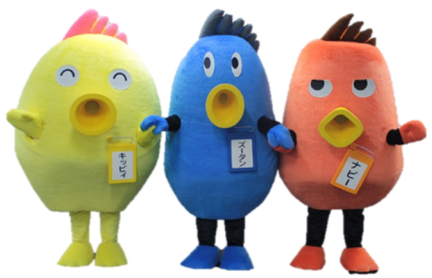

出典：大分市

ヒューレおおいた特別展示

出典：大分市

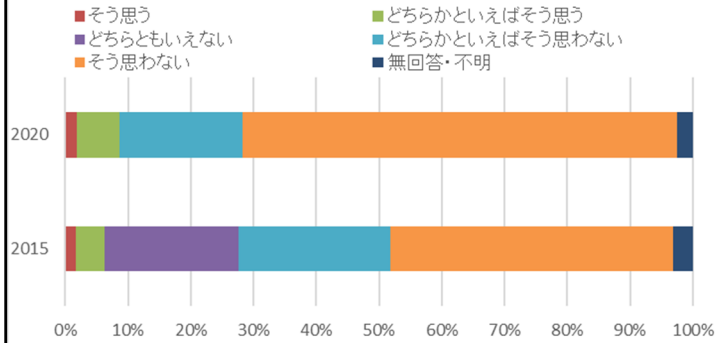

４. 主な取組

●あらゆる場での人権教育と啓発の推進
・自然体験や社会体験等豊かな体験活動を通じて幼児・児童・生徒の人権尊重意識の醸成に努めます。
・市民の主体的な取組を促すため、地域や各種企業団体等のニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。
・人権に関わりの深い特定の職業※１に従事する者に対する人権教育・啓発の推進に努めます。

●効果的な人権教育と啓発の推進
・市民の人権意識、学習ニーズの把握や講師・指導者の人材育成と活用、教材等の開発・整備に努めます。
・受け手の立場に立った情報提供に留意するとともに、市民の関心を高めるように、市ホームページ・市報等を活用し広く市民に対して、多くの人権関連情報の提供に努めます。
・国・県・地域・民間事業者との連携促進を図り、人権教育・啓発の推進に必要な情報共有に努めるとともに、人権の救済に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

●分野別課題への対応
・多様性の尊重が求められる中、同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題について、課題の解決に向けた教育及び啓発、相談体制の充実等に関する諸施策の充実を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
人権啓発センター（ヒューレおおいた）利用者数	①人権啓発センター（ヒューレおおいた）の事業参加者・観覧者等の利用者数 ②効果的な人権啓発事業の実施により、利用者数が増え、結果として市民の人権意識の向上が図れるため	37,320人 （2023年度実績）	56,000人 （2029年度見込）
「講演会参加者の『今後に活かせる』と感じた割合」	①各講演会・研修等の参加者にアンケートにて「今後に活かせる」と感じた割合 ②人権に関する講演会や研修等に参加した人が自身の人権意識の高まりを実感することで互いの人権を尊重し生きる喜びを実感できる地域共生社会の実現につながるため	－ （2023年度実績）	90% （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**人権に関わりの深い特定の職業**
市職員、教職員等、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者のこと。

１．目指す姿

●男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※１が実現している。

２．現状

●近年、家族のあり方をはじめ、就労形態、価値観の多様化など、ライフスタイルは大きく変化しています。

●男女の性別による固定的な役割分担意識※２やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）※３の解消は進んできていますが、生活する上で男女平等であると感じている人は少ない状況となっています。

３．今後の課題

●人権尊重・男女平等の観点から、すべての人がその個性と能力を十分発揮し、お互いに認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

●市の拠点施設である大分市男女共同参画センター（たぴねす）を核に、登録団体、企業、関係機関等と連携し、家庭、地域、学校および職場へのさらなる教育と各種啓発を進めていく必要があります。

●あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現や、配偶者等からの暴力の根絶など重要な課題を解決するため、啓発を進めていく必要があります。

性別による役割分担意識に反対する人の割合

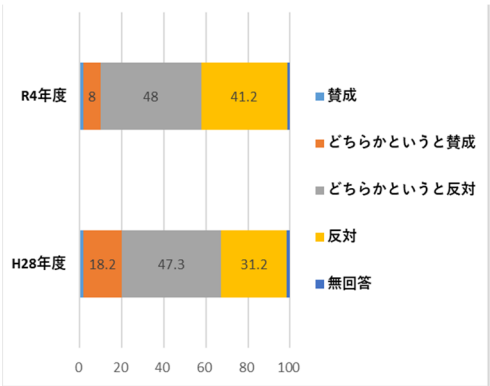

出典：大分市

社会全体において、「男女平等」と感じる人の割合

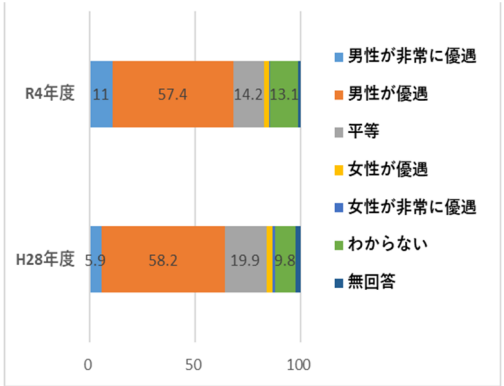

出典：大分市

DVを受けた後の相談先

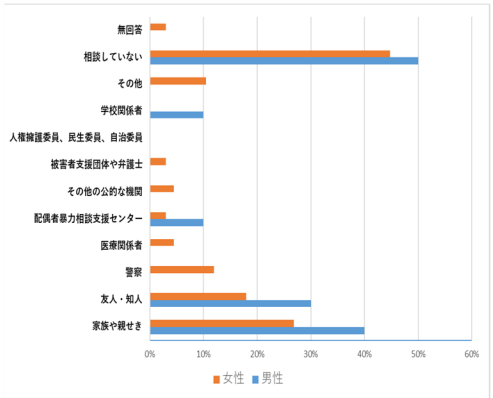

出典：令和２年度　男女共同参画に関する市民意識調査

女性委員3割以上・0人の委員会等の割合推移

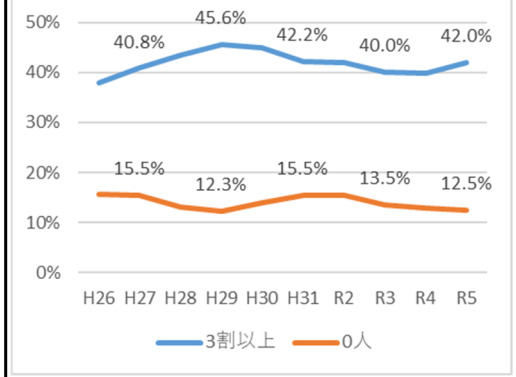

出典：大分市

４. 主な取組

●男女共同参画社会に向けた意識づくり
・「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動に努めます。
・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実に努めます。

●あらゆる分野における男女の活躍
・女性がその能力を十分に発揮することができるよう、女性の経済的自立などエンパワーメント※４につながる取組を進めます。
・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に努めます。

●男女が安心できる生活の確保
・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。
・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

●配偶者等からの暴力の根絶
・ＤＶ※５について正しく理解し、身近な問題として捉えることができるよう啓発活動に努めます。
・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	①「男は仕事、女は家庭」などのように、男性女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方に反対する人の割合 ②固定的性別役割分担意識が要因で、生きづらいと感じる社会は、男女が社会の対等な構成員であり、人権が尊重された社会とはいえないため	81.0% （2022年度実績）	100% （2029年度見込）
女性委員の構成比率が３割以上である委員会等（※）の割合	①職場・地域活動の場において、女性を積極的に採用・登用し、政策や方針の決定を行う際に意見を求める委員会等の女性委員の構成比率が３割以上の委員会等の割合 ②あらゆる分野における男女の活躍は、男女共同参画社会のあるべき姿であり、そのためには男女双方の意見や考えがバランスよく反映されるようにしなければならないため ※「委員会等」とは、大分市で設置している審議会・委員会等のことを指す	42.0% （2022年度実績）	50%以上 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**男女共同参画社会**
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

※２　**男女の性別による固定的な役割分担意識**
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※３　**アンコンシャス・バイアス**
誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※４　**エンパワーメント**
力をつけることを意味し、女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

※５　**ＤＶ**
日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

１. 目指す姿

●お互いが支え合い、助け合うことにより、安心していきいきと生活できる、みんながつながる地域共生社会※1が実現している。

２. 現状

●高齢化や人口減少が進み、社会構造が大きく変化しているなか、地域社会の担い手不足のほか、地域コミュニティの希薄化に伴う、地域における支え合いの機能低下が懸念されます。

●親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の50代のこどもが同居している世帯（8050問題）など、個人や世帯が抱える課題が複雑化、多様化しています。

３. 今後の課題

●地域社会の担い手づくりのため、幅広い世代の市民に対して、地域活動の重要性を理解するための意識の醸成や啓発に取り組むとともに、地域福祉を推進する人材の養成が求められています。

●地域福祉を推進するために、様々な団体との連携を促進するとともに、地域や身近な市民が相互に支え合い、助け合うことのできる交流の場づくりが求められています。

●複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対する取組が求められています。

最近一年間の地域活動への参加頻度

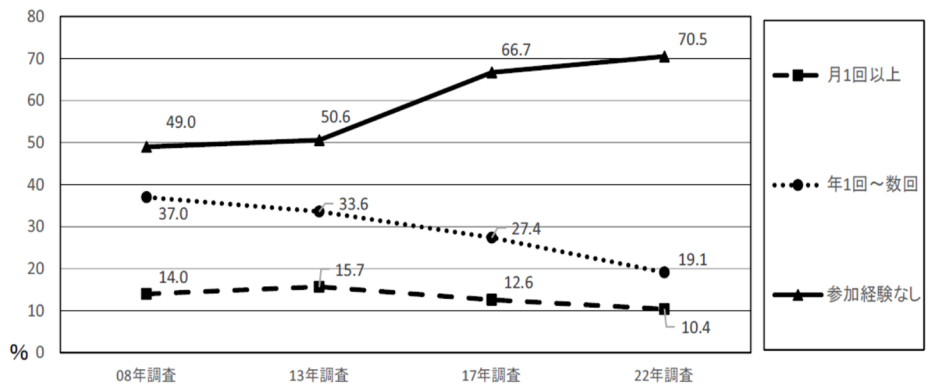

出典：地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査

困ったときの相談先

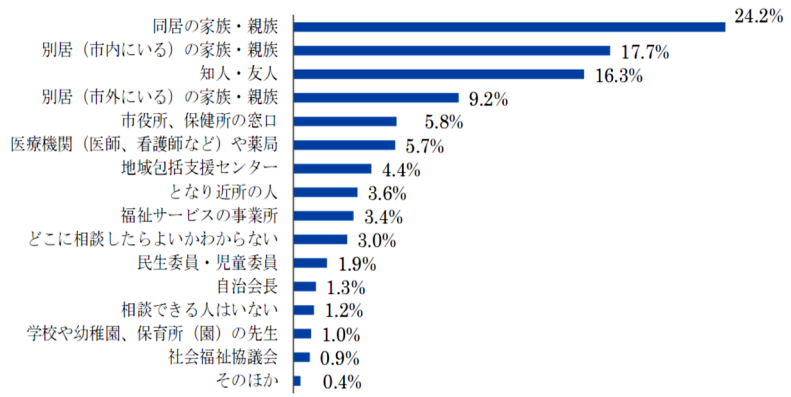

出典：地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査

４. 主な取組

●お互いに支え合うひとづくり
・市民の福祉活動への意識の醸成や理解を深めることで、地域福祉活動への参加を推進します。
・地域福祉に関する学びの機会の充実を図るため、地域福祉に関する指導者等の養成講座や市民に対する研修、啓発講座などを実施します。

●地域で支え合う場づくり
・日々の暮らしにおける支え合い活動の促進や仲間づくりのための交流の場づくりを通じて、市民の交流活動を促進します。
・大分市社会福祉協議会※２や民生委員・児童委員※３、自治会などと連携を図りながら、市民が地域活動に参加しやすい環境を整えます。

●誰もが安心して暮らすための体制づくり
・分かりやすい情報提供や、必要な支援が届いていない人への訪問支援をはじめとした相談体制を充実させることで、困りごとをキャッチしやすい環境づくりに努めます。
・包括的な支援体制※４の強化のため、高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野を超えて連携し、複雑化・複合化した課題に対応する体制を整えます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度（市民意識調査）	①市民意識調査における「地域福祉の推進」の施策に関する市民の満足度 ②住み慣れた地域で生活しやすい環境が整っているか、客観的に測ることができるため	2.89点／5点（2023年度実績）	3.10点／5点（2029年度見込）
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業※５の相談受付件数	①必要な支援が届いていない人の情報を把握し、訪問などの対応をした件数 ②支援が届いていない方を把握し、早期に適切な相談機関などにつなぐことで、必要な支援に結びつくため。	18件（2023年9月～2024年3月実績）	500件（2025～2029年度の累計見込）

用 語 解 説

※１　地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

※２　大分市社会福祉協議会
社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、地域住民やボランティア等と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開している。

※３　民生委員・児童委員
民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された委員。地域の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、地域住民の方々が安心して暮らしていくためにさまざまな活動に取り組んでいる。

※４　包括的な支援体制
社会福祉法第106条の3に基づき、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のこと。

※５　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援関係機関との連携や地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を把握し、本人やその世帯との信頼関係構築に向けた継続的な関わりや働きかけを行うことで、必要な支援を届ける事業。

１．目指す姿

●高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができている。

２．現状

●わが国では、６５歳以上の高齢者人口は増加し続けており、令和４年１０月１日現在の高齢者人口は３，６２４万人に達し、総人口に占める高齢者割合（高齢化率）は２９．０％となっています。

●今後も増加傾向は続き、令和１９年（２０３７年）には国民の約３人に１人が６５歳以上の高齢者となり、令和２５年（２０４３年）に３，９５３万人でピークを迎えることが見込まれています。

●本市においても、今後、高齢者人口は増え続けていくことが予想され、高齢化率の上昇とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加することが想定されます。

３．今後の課題

●本市における中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みなど、将来を見据えた上で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム※１」の深化を着実に進めるとともに、それを支える人材の確保や介護現場における生産性向上等を推進することが必要です。

●認知症高齢者になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための体制整備や正しい知識と理解に基づいた認知症への「備え」が必要です。

●高齢者のみならず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現も重要です。

高齢者人口と高齢化率の推移

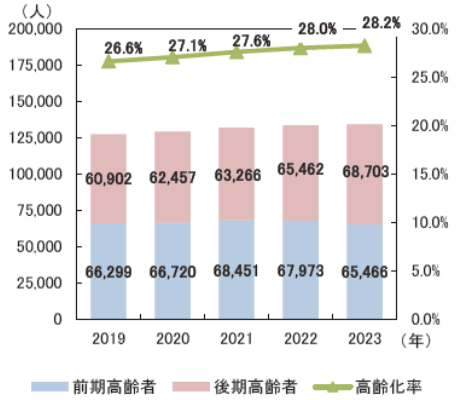

出典：大分市

介護給付費の推移

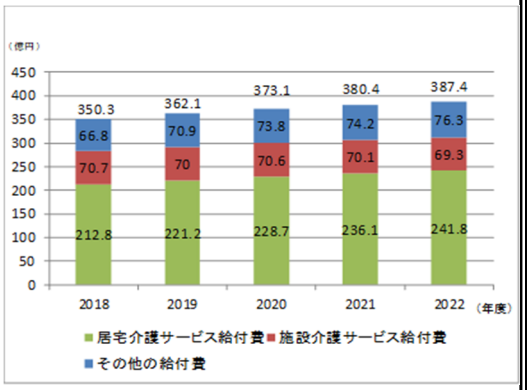

出典：大分市

要介護・要支援認定者と介護サービス受給者の推移

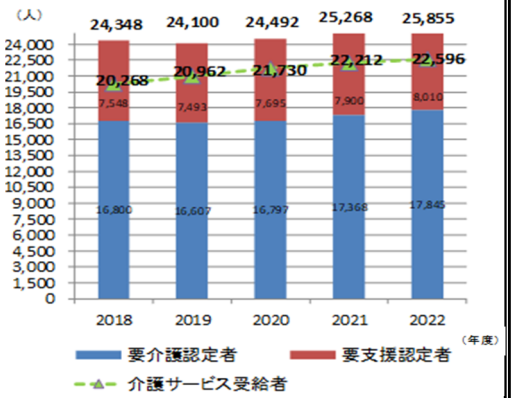

出典：大分市

要介護・要支援認定申請等における認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）の推移

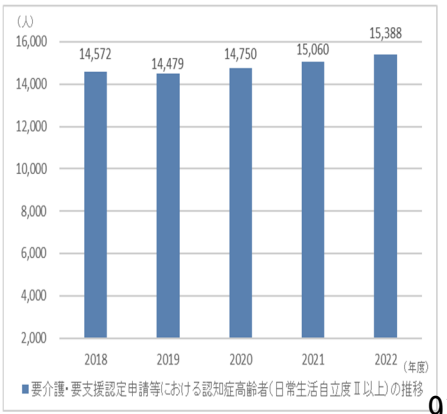

出典：大分市

４. 主な取組

●介護予防と重度化防止の推進
・高齢者の生活機能や運動機能を向上させ、日常生活を維持するために、介護予防教室や地域による通いの場の充実を図ります。
・保健、医療、介護の多職種が連携することで、自立支援や重度化防止につながる取組を推進します。

●尊厳ある暮らしを続けるための支援
・高齢者が尊厳を持ち、心身の状況や居住環境に応じて、自分らしく安心して生活ができるよう支援します。
・認知症になっても希望を持ち、安心して暮らせる社会を目指し、認知症に対する正しい知識と理解を深める取組を推進します。

●在宅生活の支援と共に支え合う地域づくり
・日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるために、生活援助などの福祉サービスの充実を図ります。
・地域の多様な社会資源を活用して、軽易な生活援助や安否確認等を行い、お互いに支え合う仕組みづくりを支援します。

●生きがいづくりの支援と社会参加の促進
・高齢者が積極的に地域社会と関わりを持てるよう、レクリエーション、趣味、就労、ボランティア活動などを通じた、生きがいづくりの支援や社会参加の促進に取り組みます。

●サービス基盤の整備と介護保険事業の円滑な運営
・介護が必要になった高齢者の多様化するニーズに対応するため、介護老人福祉施設などの施設・居住系サービスと訪問介護・通所介護などの在宅サービスのバランスが取れた整備を行うとともに、介護保険事業の円滑な運営に取り組みます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスが提供されている」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療・介護・介護予防などのサービスが提供されていると感じる・少し感じる市民の割合 ②「必要なサービスが提供されている」と感じる市民意識が本市の高齢者福祉施策に関する取組の成果として、重要であるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2023年度実績）	現状値から算定 （2029年度見込）
人との交流の場に週１回以上参加する高齢者の割合（市民意識調査）	①地域ふれあいサロン、健康づくり運動教室、老人クラブ、趣味やボランティアのグループ、自治会、仕事など人との交流の場に週１回以上参加している高齢者の割合 ②人と交流する活動に参加する頻度が増えることにより、閉じこもり予防や生きがいづくりにつながるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2023年度実績）	現状値から算定 （2029年度見込）
認知症サポーター※２数	①認知症サポーター養成講座の受講者数 ②幅広い年代の地域住民や企業・商店の従業員など多様な主体が養成講座に参加し、認知症サポーターが増えることにより、地域における支え合いのしくみづくりにつながるため	52,530人 （2023年度実績）	64,000人 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**地域包括ケアシステム**
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。

※２　**認知症サポーター**
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

１．目指す姿

● ノーマライゼーション※１の理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会が実現している。

２．現状

● 本市においては、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化、それに伴う親亡き後の問題※２等が顕在化するなど、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。

● 近年、インターネットを活用した情報の取得、WEB会議への参加や手続きなど、生活の中でICTが果たす役割が年々大きくなるなか、健常者と障がいのある人との間の情報格差が進んでいます。

３．今後の課題

● 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズを的確にとらえ、生涯を通じて切れ目のない、きめ細かなサービスのさらなる充実が求められています。

● 障がいのある人の社会参加を進め、地域で充実した生活が送られることが求められています。また、インターネットを活用した情報提供に努め、健常者と障がいのある人との間の情報格差を是正する必要があります。

● さまざまな環境下にある障がいのある人への包括的な支援体制を構築するため、地域社会や関係機関、国や県、他市町村との連携を図ることが求められています。

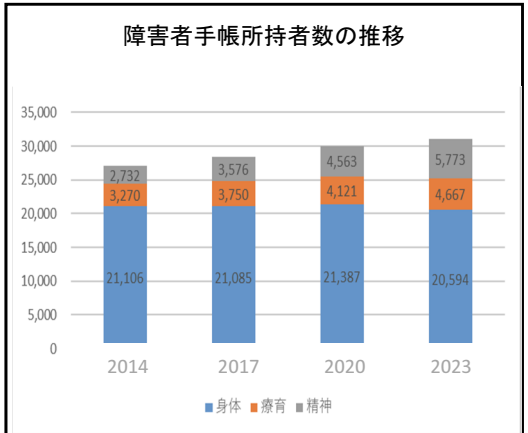

出典：大分市

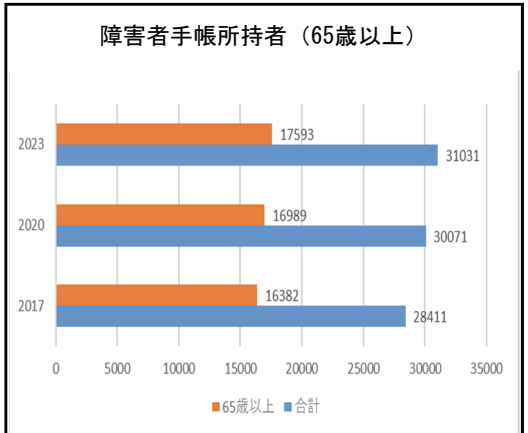

出典：大分市

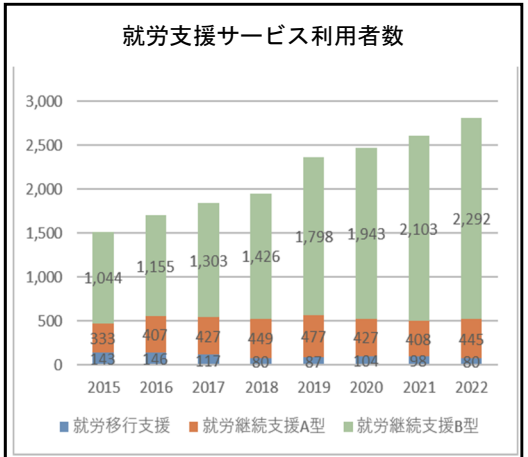

出典：大分市

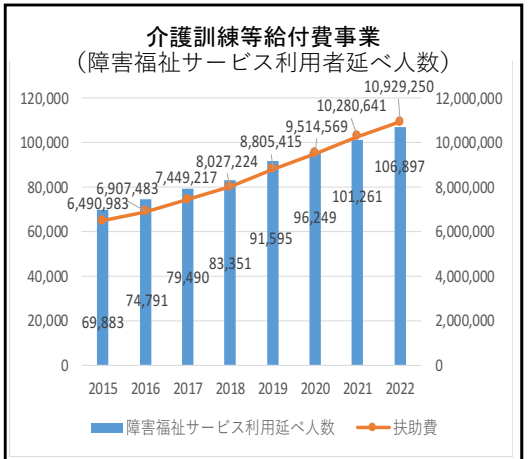

出典：大分市

４. 主な取組

●広報・啓発の推進
・市報・ホームページ・人権講演会等を通じて、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発と、障がい者施策や障がいのある人が利用できる制度についての周知を図ります。
・障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、公民館における講座等の充実に努めます。

●保健・医療体制の充実
・健康診査体制を充実させ、発達障がいをはじめとする障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、関係機関相互の連携を図り、巡回療育相談、発達相談や保健指導事業などを通じ、障がいのあるこどもとその家族への支援体制の充実に努めます。
・障がいのある人の保健・医療・リハビリテーションの充実に努めます。また、難病患者並びに小児慢性特定疾病児童等の支援体制の充実に努めます。

●相談支援体制の充実
・障がいのある人やその保護者などからのさまざまな相談に対する支援体制の充実を図り、必要な情報提供、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等に努めます。

●教育の充実
・学校における教育活動全体において、障がいの状態等に応じ、十分な教育が受けられるよう、学校施設のバリアフリー化や教材の充実等の基礎的環境整備と合理的配慮の提供を進めることにより、校内支援体制の充実に努めます。
・学校において、社会福祉についての理解を深める指導を行い児童生徒の「福祉の心」をはぐくむとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための交流及び共同学習の充実に努めます。
・医療、福祉、保健等の関係機関との連携のもと、障がいのあるこどもやその保護者のニーズに早期から対応できる相談支援体制の充実に努めます。

●雇用・就労の促進
・公的施設等での就労の場の確保に配慮しながら、雇用機関との連携を強化し、福祉サイドからの就労支援の強化を図るなど、障がいのある人の職業的自立と雇用の促進に努めます。
・障がい者の雇用につながるよう、企業のニーズを把握しながら、幅広い職種への対応ができるよう就労移行支援事業所※3による訓練を促進します。

●地域生活におけるきめ細かな支援の促進
・障がいのある人が地域において安全・安心、かつ、自立した生活を続けられるよう、地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、年齢や障がいの種別、程度に応じたさまざまなニーズへのきめ細かなサービスの提供に努めます。
・障がいのある人が地域において安心して自立した生活を続けられるよう、グループホーム※4等の施設整備を進めることにより、障がいのある人の地域生活への移行促進に努めます。
・公共施設や道路等における段差の解消など、障がいのある人が安全で快適に移動することができるよう総合的な交通対策を推進します。
・「改正障害者差別解消法※5」に基づく「合理的配慮※6」の提供義務に係る周知、啓発活動に努めるとともに、バリアフリー等への取組を促進します。
・災害発生時の避難等に特に支援を要する障がいのある人の防災対策等を推進します。

●社会参加の促進
・障がいのある人の積極的なイベント参加を図り、より多くの市民との交流に努めます。
・障がいのある人の外出時における支援や障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保等の合理的な配慮を行うとともに、手話通訳者の人材育成に努めます。
・障がいのある人の社会参加や地域での交流を促進し、ゆとりや潤いのある生きがいを持った生活を実現し、個々の能力や趣味に合わせた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。
・姉妹・友好都市及び共生社会ホストタウン※7との交流やスポーツ大会等を通じて、地域共生社会の実現に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ヘルプマーク※8の年間交付件数	①障がい者等が配慮を要することを知らせるヘルプマークの年間交付件数 ②ヘルプマークの交付件数の多寡は、合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の認知度を示すバロメーターであるため	494件 （2022年度実績）	800件 （2029年度見込）
大分市障がい者相談支援センター※9相談件数	①相談支援センターの相談対応件数 ②相談支援は、障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送る上で必要な支援の一つであるため	15,679件 （2022年度実績）	20,000件 （2029年度見込）
就労支援サービス年間利用者数※10	①就労支援サービスの利用者数 ②就労支援は、障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送る上で、必要な支援の一つであるため	2,607人 （2022年度実績）	3,000人 （2029年度見込）
当事者団体等との年間連携件数	①障害福祉事業に係る意見交換や協議等を通じた当事者団体等との年間連携件数 ②連携を強化し、ニーズを的確に把握することで、効果的かつ効率的な行政サービスの提供につなげるため	18件 （2023年度実績）	23件 （2029年度見込）
手話通訳者の新規登録者数	①手話通訳者養成講座の受講を促進し、手話通訳者の新規登録者数の増加を図る ②手話通訳者の確保は、ろう者が住み慣れた地域で生活する上で不可欠であるため	63人 （2022年度末時点全登録者数）	4人／年 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**ノーマライゼーション**
高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノ―マル」であるという考え方。

※２　**親亡き後の問題**
親が亡くなった後に障がいを持つこどもが生活を送る上で抱える様々な問題。

※３　**就労移行支援事業所**
障がいがあり、一般就労を希望する人に対して、働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、また、就職後には職場定着支援を行うための障がい福祉サービスを提供する事業所。

※４　**グループホーム**
障がいのある方が、夜間や休日、共同生活を営む住まいの場であり、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助が実施される。

※５　**改正障害者差別解消法**
共生社会実現のための取組を推進するため、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする改正。

※６　**合理的配慮**
障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で求められる対応。

※７　**共生社会ホストタウン**
パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現のための、ユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施。

※８　**ヘルプマーク**
義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または、高齢者や認知症の方など、外見からは分からなくても「援助」や「配慮」を必要としている方々が携帯し、周囲に「配慮」を要することを知らせるためのもの。

※９　**大分市障がい者相談支援センター**
障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整等を行う。

※１０　**就労支援サービス年間利用者数**
就労移行支援・就労継続支援Ａ型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）・就労継続支援Ｂ型（一般企業に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障がいのある人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援）の年間利用者数。

１．目指す姿

●医療保険制度や国民年金制度に関する情報が広く理解され、健全な運営により市民が安心して生活できている。

●生活が困窮している人や困窮するおそれのある人へ、生活の安定や自立を包括的に支援するための体制が構築されている。

２．現状

●国民健康保険制度
被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことなど構造的な問題を抱えていることから、県と県内１８市町村で保険税水準の統一や事務の標準化の取組が進められています。

●後期高齢者医療制度
７５歳以上の高齢者などが加入する医療保険であり、給付費の約９割が公費または現役世代からの支援金であることや医療費水準が高くなることから、制度の充実が求められています。

●公的年金制度
世代間扶養の仕組みにより運営され、国民の約３割が受給しています。今後さらなる少子高齢化の進展により、持続可能で安定的な公的年金制度の確立が求められています。

●生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
近年、生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移しています。法の適正な実施に加えて、要保護者の実態に即した対応に取り組む一方で、生活困窮者※１への適切な自立支援体制の充実を進めています。

３．今後の課題

●国民健康保険制度
健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた保健事業に取り組み、一人当たり医療費の上昇を抑制し、国保財政の健全化に努める必要があります。

●生活保護制度・生活困窮者自立支援制度
個々の状況にあわせて就職に向けたさまざまな支援を行う就労支援事業をはじめ、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立に向けた各種支援の促進が必要となっています。

一人当たり医療費の年次別推移

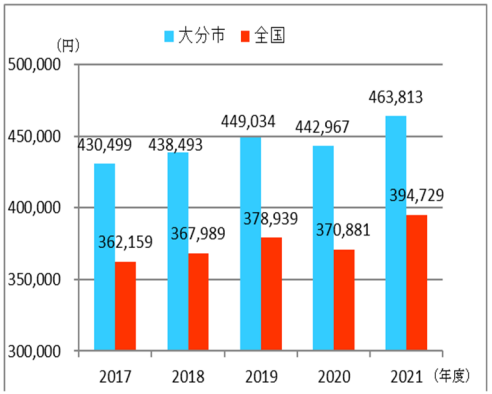

出典：大分市

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

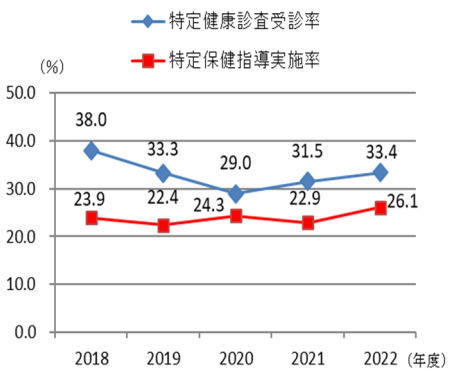

出典：大分市

生活保護受給世帯（平均）

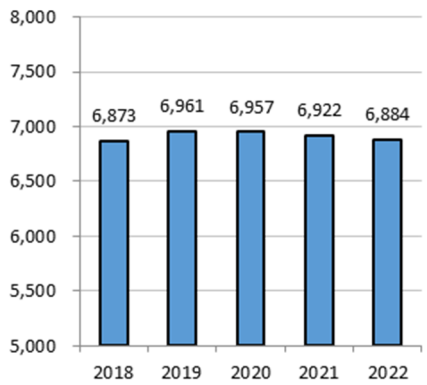

出典：大分市

生活困窮者自立相談支援事業新規相談件数

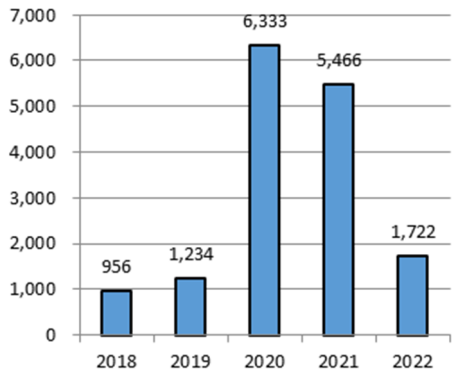

出典：大分市

４. 主な取組

●国民健康保険制度の充実
・特定健康診査※2結果や医療情報を活用し、健康保持と疾病の発症・重症化予防に重点を置いた医療費適正化に努めます。
・滞納対策を行いながら、収納率の向上と負担の公平性の確保に努めます。
・県と県内１８市町村で連携のうえ保険税水準の統一や事務の標準化に取り組みます。
・国民健康保険制度の安定的な運営の持続に向け、改善・充実を国や県へ要請します。
・制度の仕組みや現状等について市民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

●後期高齢者医療制度の推進
・運営主体である大分県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な制度の運営に努めます。
・制度内容について必要に応じて国や県へ制度改善を要請します。

●国民年金制度の推進
・国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止に努めます。

●生活保護実施体制・生活困窮者自立支援体制の充実
・被保護者個々の実態を踏まえ、必要な相談・助言・指導を行い、生活保護実施体制をより充実させます。
・生活保護の適正運用に努め、嘱託医、民生委員・児童委員、職業安定所などとの連携を密にし、就労支援など自立の推進に努めます。
・生活困窮者自立支援制度における支援体制の充実を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
特定健康診査受診率	①国民健康保険の加入者で40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪症候群の早期発見及び生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施 ②医療費適正化に向けた重要な取組であるため	33.4% （2022年度実績）	60% （2029年度見込）
生活保護受給者就労支援事業により就労を開始した人の数	①被保護者の生活の安定と自立を支援するため、ケースワーカーと就労支援員が連携し、生活保護受給者就労支援事業を利用して、被保護者の求職活動を支援した結果、就労を開始した人の数 ②生活保護受給者就労支援事業を利用し、ケースワーカーと就労支援員が連携して求職活動を支援することにより、被保護者が就労を開始することで、生活の安定と自立が図れるため	167人 （2022年度実績）	740人 （2025～2029年度の累計見込）

用 語 解 説

※１　**生活困窮者**
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

※２　**特定健康診査**
40～74歳の加入者を対象として行われる内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病予防のための健診。

１．目指す姿

●健康への意識を高め主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、市民一人ひとりが健康で心豊かに過ごすことができている。

２．現状

●急速な高齢化の進展や社会生活環境の変化により、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病※１やうつ病等の精神疾患の罹患者が増加しています。

●2022年（令和4年）の本市における三大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）により死亡した人は、全体の43.8%を占めています。

●本市の健康寿命※２は男女ともに年々高くなっていますが、高齢化率を見ると、2035年（令和17年）には32%になると予測されており、要介護者や認知症患者の増加が見込まれます。

３．今後の課題

●生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防のためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが重要です。

●心の健康を維持するためには、正しい知識の普及啓発を行い、悩みやストレス等を相談できるようにすることが重要です。

●市民により身近で、地域の実情にあった保健サービスを提供するためには、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を図ることが必要です。

●市民一人ひとりの主体的な取組を支援するためには、保健、医療、福祉、教育及び労働等関係団体が相互に連携を図り、協働して健康づくりの推進に取り組むことが必要です。

死因別死亡割合

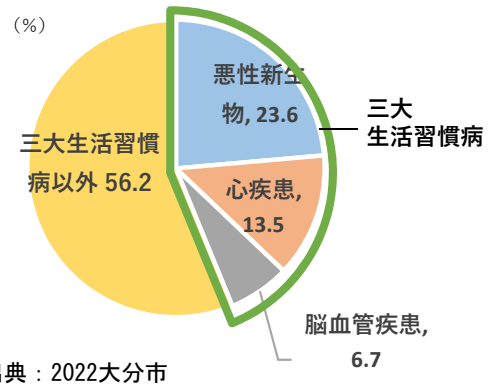

出典：2022大分市

大分市の平均寿命と健康寿命（お達者年齢※3）

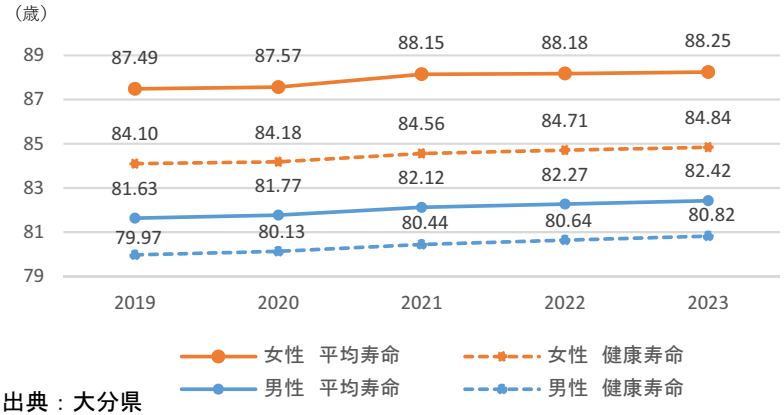

出典：大分県

悩みやストレスを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人の割合

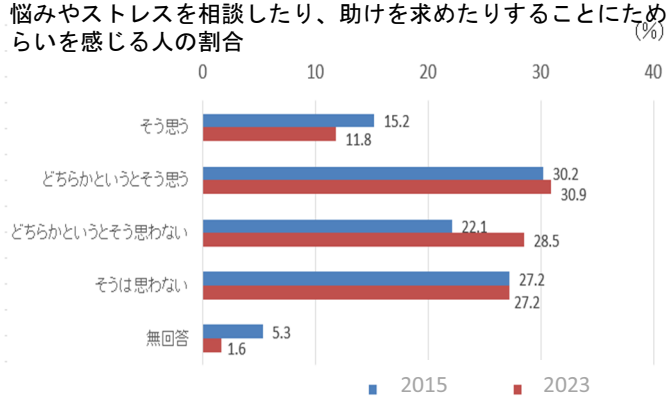

出典：こころの健康についての大分市民意識調査

４. 主な取組

●健康寿命の延伸に向けた支援
・保健・医療・福祉・教育及び労働等関係団体と相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組み、市民一人ひとりが自らの問題として主体的に健康づくりに取り組める施策を展開します。
・健康づくりを支援していくための社会環境の整備やその質の向上に努めます。

●健康づくり活動への支援
・健康推進員※４や食生活改善推進員※５、健康づくり運動指導者※６等の地域組織や関係機関との連携・強化を図りながら、食育※７の推進や運動習慣の定着等に取り組むことで、生涯を通じた健康づくりを支援します。
・生活習慣病予防対策の推進のため、特に働く世代に対しては全国健康保険協会（協会けんぽ）や医療機関等の関係団体と連携し、健康づくりを支援します。

●地域に密着した活動の強化
・市民の生活習慣の実態や健康に関するニーズを把握し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康について相談できる窓口の充実を図ります。
・地域で開催される高齢者や子育てのサロン、各種団体への健康教育を通して健康づくりを支援します。

●健康診査体制の充実
・健康診査の受診機会の拡充と検査体制の強化を図ります。
・生活習慣の改善が必要な人への保健指導を充実し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。

●心の健康づくり
・精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発等に取り組み、心の健康の維持向上を図ります。
・生きることの包括的支援として、さまざまな分野の関係機関や団体との連携を図り、総合的な自殺対策を推進します。

●感染症予防のための啓発・情報提供
・結核やHIV感染症・エイズ等感染症に対する正しい知識の普及を図り、検査体制や相談体制の充実に努めます。
・感染症の発生動向や予防、拡大防止等について、市民への周知に取り組みます。
・予防接種法に基づく定期接種について、接種勧奨を行う等により、予防接種の接種率の向上に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
健康寿命の延伸	①健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸 ②健康寿命の延伸が、市民の健やかで心豊かな生活につながるため	男性 健康寿命：80.82年 平均寿命：82.42年 女性 健康寿命：84.84年 平均寿命：88.25年 （2023年度実績：2018年～2022年の5年間の平均値）	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 （2029年度見込）
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）	①自殺死亡率 （人口10万人あたりの自殺者数）　厚生労働省人口動態統計 ②「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」の目標値として設定しており、関係機関、団体等と連携・協働して、こころの健康づくりや総合的な自殺対策を推進するため	13.0 （61人） （2023年実績）	11.6以下 （54人以下） （2029年見込）
ＭＲ（麻しん・風しん混合）ワクチンの1期、2期の接種率	①予防接種法上のＡ類疾病に位置けられている特に感染力の強い麻しん・風しんに対するワクチンの接種率 ②国の特定感染症予防指針では「麻しん」「風しん」の接種率95%を目標としている。MRワクチンの積極的な接種勧奨により、他の定期予防接種についても相乗的な接種率の向上が期待できるため	1期：92.9% 2期：93.6% （2023年度実績）	1期：95.0%以上 2期：95.0%以上 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**生活習慣病**
食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群（糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など）。

※２　**健康寿命**
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。健康寿命は、「国民生活基礎調査」のデータをもとに国が都道府県単位で算出する。

※３　**お達者年齢**
介護保険制度による要介護2以上に認定されていない方を健康とみなし、大分県が市町村別に算出する。

※４　**社会環境の整備**
社会活動への参加や地域とのつながりを持つことができる機会の創出、地域で健康づくりを担う人材の育成と支援、健康な食生活や身体活動・運動を促す環境づくり等、健康に関心の薄い市民を含む幅広い対象に向けた健康づくり。

※５　**健康推進員**
市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委嘱を受けた市民。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取組や、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政のパイプ役等の役割を担う。１自治区に１人（任期２年間）。

※６　**食生活改善推進員**
保健所で開催する養成講座を修了した後、食生活の改善や食育の普及啓発活動を行うとともに、保健所が行う各種事業に協力し、地域で食を通じた健康づくりを行うボランティア（愛称　ヘルスメイト）。

※７　**健康づくり運動指導者**
市民健康づくり運動指導者養成講座を受講し、地域で「健康づくり運動教室」やボランティア活動で運動指導を行う。

※８　**食育**
生きる上での基本であって、教育の3本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（2005（平成17）年7月「食育基本法」施行）

１．目指す姿

●安心で安定した地域医療体制のもと、一人ひとりが適した医療を受けることができ、市民の健康が保たれている。

２．現状

●本市の医療機関の状況について、全国中核市の平均と比較すると、病院数、一般診療所と歯科診療所の数は上回り、一定レベルの医療体制が確保されている状況となっています。

●こころの病を持つ人やがんや高血圧症など生活習慣病の罹患者が増加傾向にあることや高齢化の進展により、医療と介護を必要とする人の増加が見込まれています。

●本市における救急出動件数は、高齢化の進展や感染症などの影響から年々増加しており、複雑かつ多様化する救急医療に対して、市民の関心やニーズが増大しています。

●激甚化・頻発化する土砂・風水害や地震などとともに、新型コロナウイルスなどの新興感染症の発生など、市民の健康を脅かすさまざまな健康危機が全国的に発生しています。

３．今後の課題

●市民の“こころ”と“からだ”の健康を支えるため、だれもがいつでも、どこでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制を築いていく必要があります。

●医療従事者などの救急医療資源に限りがあるなか、市民が適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、より質の高い救急医療体制を構築し、提供することが求められています。

●健康危機事象に対して平時から備えつつ、事象発生時には迅速な対応により、被害を最小限に抑え、市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理体制の強化が求められています。

医療施設数

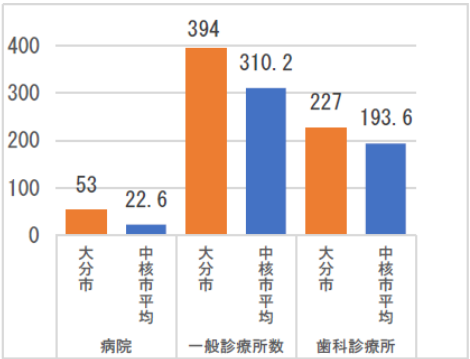

出典：厚生労働省「令和4年医療施設（動態）調査」

医療需要の推計（中部医療圏）

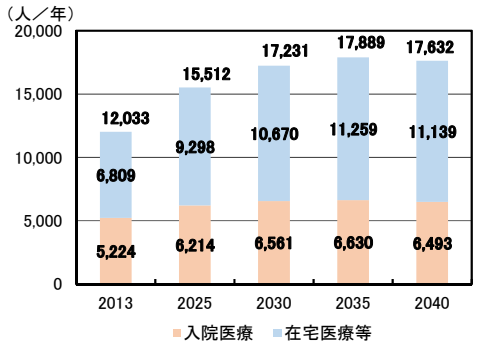

出典：「大分県地域医療構想　第4章　将来における医療需要及び必要病床数（第4節中部医療圏）」（大分県）

おおいた医療ネットワーク参加施設数

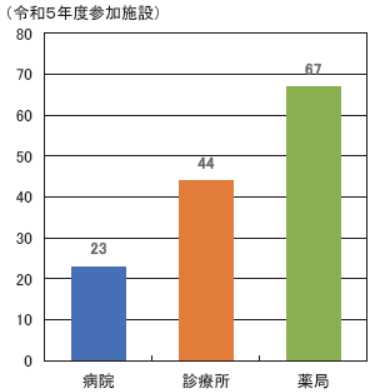

出典：大分市

救急出動件数推移

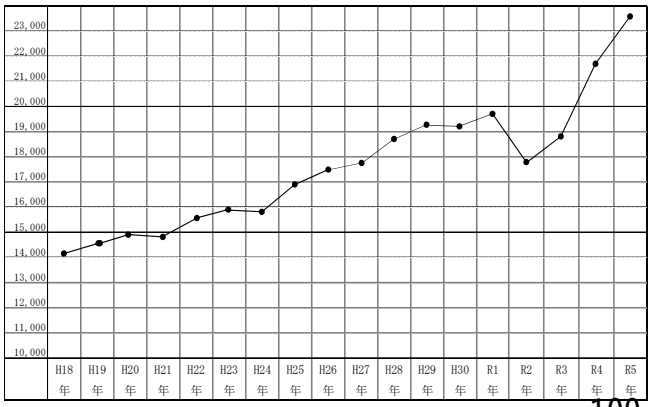

出典：大分市

４. 主な取組

●地域医療体制の整備
・情報通信技術（ICT）を活用した、地域医療情報ネットワーク※1の取組を推進することで、多職種間の連携強化を図り、適正な医療・介護サービスに繋げるとともに、切れ目のない医療サービスの提供や地域医療体制の総合的な整備を推進します。
・より質の高い医療サービスの提供に向けて、医療現場におけるＤＸの推進を支援します。
・市民一人ひとりが適した医療を受けられるよう、かかりつけ医※2を持つことを市民に周知啓発します。
・看護職の定着を促進するため、看護職の研修会等を実施し、人材育成を図ります。

●在宅医療体制の整備
・できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられるよう地域包括ケアシステム※3を推進するために関係機関と連携を図り、入退院支援や看護職員同士の連携強化など在宅医療の体制整備を推進します。

●救急医療体制の充実
・初期救急医療体制※4、第二次救急医療体制※5及び第三次救急医療体制※6を、関係機関の協力のもと充実を図ります。
・関係機関の協力のもと、小児救急医療体制※7の確保を図ります。
・救急時、市民が適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携を図りながら、適正な受診を促すための啓発に努めます。

●健康危機管理体制の強化・拡充
・市民の健康を脅かす自然災害や感染症などのさまざまな健康危機に対し、発生時の対応はもとより、平常時から関係機関と緊密な連携・協力体制を確立するなど発生に備えた準備を強化し、迅速かつ適切な対応が取れる健康危機管理体制の強化・拡充を図ります。

●感染症のまん延防止策の充実
・保健所を感染症対策の中核的機関とし、新興・再興感染症※8の発生に備えるとともに、感染症発生時は国や県、医療関係団体などの関係機関と連携し、役割分担を明確にするなかで、迅速かつ的確に対応し、感染症のまん延防止に努めます。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「安心して必要な医療が受けられる」と感じる市民の割合 ②医療施設への適切な指導や休日・夜間当番医体制の確保、感染症や災害等の健康危機事象発生時に迅速な対応を行うための取組が、市民一人ひとりの満足度につながっているかどうかを確認するため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
大分県感染症対策連携協議会への参画数	①大分県感染症対策連携協議会への参画数 ②関係者における平時からの意思疎通、情報共有、連携を図ることが必要なため	年1回以上参画	年1回以上参画

用 語 解 説

※１　**地域医療情報ネットワーク**
情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の手段の一つであり、市民の同意のもと、医療機関等で診療上必要な情報を電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組み。

※２　**かかりつけ医**
身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師のこと。

※３　**地域包括ケアシステム**
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護の専門職、地域住民、行政が情報を共有し、連携・協力しながら高齢者の生活を地域ぐるみで支える体制のこと。

※４　**初期救急医療体制**
休日及び夜間における比較的軽症な外来患者に対応する医療体制のこと。

※５　**第二次救急医療体制**
入院治療を必要とする重症救急患者に対応する、高度もしくは専門的な治療を行う医療体制のこと。

※６　**第三次救急医療体制**
特に高度な処置を必要とする重篤な救急患者に対応する医療体制のこと。

※７　**小児救急医療体制**
小児患者を対象にした、初期・第二次・第三次の救急医療体制のこと。

※８　**新興・再興感染症**
新興感染症とは、「過去約20年の間に、それまで明らかにされていなかった病原体に起因した公衆衛生学上問題となるような新たな感染症」を称し、再興感染症とは、「かつて存在した感染症で公衆衛生上ほとんど問題とならないようになっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症」を称する。

１. 目指す姿

●食品関係施設※１や生活衛生関係施設※２が適切に管理され、衛生意識が普及しており、安全・安心な生活環境が創出されている。

●ペットの適切な管理や終生飼養※３が進み、犬・猫の引き取り数等が減少し、人と動物が共生して暮らしている。

２. 現状

●食品への異物混入、食品の偽装表示、野菜等の残留農薬の問題に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害等、食の安全をゆるがす事態が増えてきており、安心を求める声が高まっています。

●入浴施設や理容所などの生活衛生関係施設では、一定の水準で適正に衛生環境が確保されています。

●一部の飼い主のモラルの欠如により、ペットの糞尿や鳴き声の苦情、動物由来感染症※４の問題が発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する市民の関心が高まっています。

３. 今後の課題

●食品への異物混入防止、食品の適正な表示、野菜等の適正な農薬使用に加え、いわゆる「健康食品」に起因する健康被害の防止のために計画的な監視・指導や効果的な啓発が重要となっています。

●生活衛生関係施設がさらに高い水準で良好な衛生状態を維持できるようにするために、計画的な監視・指導だけでなく施設管理者に対する情報提供が必要となっています。

●ペットの適正な飼養と管理など日常生活における衛生意識の向上を図るために、関係団体との連携や効果的な啓発、飼い主のマナー意識の向上が重要となっています。

食品収去検査※５結果

	2021年度			2022年度			2023年度		
	検体数	検査結果		検体数	検査結果		検体数	検査結果	
		良	不良		良	不良		良	不良
総　数	124	118	6	120	112	8	158	153	5
冷凍食品	4	4		5	5		6	6	
アイスクリーム類･氷菓	4	4		3	2	1	4	4	
菓子類	16	14	2	13	10	3	10	8	2
魚介類及びその加工品	16	14	2	18	16	2	20	20	
肉卵類及びその加工品	11	11		27	26	1	32	31	1
穀類及びその加工品							10	9	1
野菜類･果物及びその加工品	69	67	2	54	53	1	65	64	1
その他の食品	4	4					11	11	

出典：大分市

食品関係の苦情相談件数

項目＼年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
総数	80	100.0	90	100.0	99	100.0
腐敗・変敗・カビ等	7	8.8	8	8.9	9	9.1
異物混入	10	12.5	16	17.8	21	21.2
営業施設の衛生	14	17.5	7	7.8	2	2.0
従業員の衛生	10	12.5	4	4.4	5	5.1
騒音・汚水等	1	1.3	0	0	1	1.0
表示	6	7.5	14	15.6	4	4.0
有症苦情	15	18.8	19	21.1	45	45.5
その他	17	21.3	22	24.4	12	12.1

（苦情内容の重複を含む）

出典：大分市

４. 主な取組

●食の安全の確保
・食品関係施設の監視、指導を計画的に行い、流通食品の安全の確保と不良食品の排除に努めます。
・事業者等に対する衛生教育とリスクコミュニケーション※6の活用を推進します。
・事業者に対してHACCP※7に沿った衛生管理の定着を促進します。
・食中毒の原因究明や食品の安全を確保するため、検査体制を充実させます。
・食の安全に対する正しい知識の普及を促進するため、情報の的確な把握と提供を行います。
・市民の食の安全を脅かす食中毒や食品の違反等に対し、発生時の対応はもとより、平常時から国や県などの関係機関と緊密な連携・協力を行うとともに、的確かつ迅速な対応が行えるよう危機管理体制の一層の強化を図ります。

●生活衛生関係施設・水道施設等の衛生管理
・公衆浴場やホテルなどの生活衛生施設や水道施設、民営墓地等における衛生状況の監視、指導を行い、生活環境の保持に努めます。
・施設管理者等に対して、施設の衛生管理に必要な情報を提供し、衛生意識の向上と快適な生活環境保持に努めます。
・市営墓地、納骨堂の適正管理に努めます。

●動物の愛護と管理
・関係団体等と連携を強化し、ペットの適正飼養・終生飼養の啓発、飼い主のマナーの向上を図ります。
・人と動物の関係やいのちの尊厳などについての教育プログラムを実施し、人と動物が共生するまちづくりを推進します。
・動物由来感染症についての正しい理解を促進し、感染症の発生防止に努めます。
・市と県の共同で設置したおおいた動物愛護センターにおいて、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「飲食店や理美容所、公衆浴場などの施設が清潔に保たれており、安心して利用できる」と感じる市民の割合 ②適切な監視・指導や衛生教育等の取組により安全な施設が増加し、市民一人ひとりの安心につながるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「人と動物が共生する社会が実現している」と感じる市民の割合 ②ペットの適正飼養・終生飼養の啓発等の取組により飼い主のマナーが向上し、人と動物が共生する社会の実現につながるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**食品関係施設**
食品衛生法による飲食店、菓子店、スーパーマーケット、青果店、食品工場等の営業許可・届出施設。

※２　**生活衛生関係施設**
生活衛生関係営業六法(理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法)による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設。

※３　**終生飼養**
動物を飼い始めたら、その動物が命を終えるまで適切に飼うこと。動物の愛護及び管理に関する法律第７条第４項において、飼い主の努力義務として規定されている。

※４　**動物由来感染症**
狂犬病、トキソプラズマ症、サルモネラ症、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などの動物から人に感染する病気の総称。

※５　**食品収去検査**
食品衛生法第２８条に基づいて、食品衛生監視員が事業者等から無償で食品等を採取し、定められた規格・基準等に適合しているかどうか調べる検査。

※６　**リスクコミュニケーション**
「食の安全・安心」を確保するため、生産者、流通・販売営業者、消費者、研究者及び行政等が情報を共有して、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考え、そのなかで信頼関係を醸成して、リスクを低減する社会的な合意形成を図ること。

※７　**HACCP**
Hazard Analysis Critical Control Pointの略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程のなかで、それらの危害要因を食品衛生上問題のないレベルにまで除去、または低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法。

１．目指す姿

●市民と行政・防災関係機関が一体となった包括的な防災・減災対策に取り組んでいる。

●災害に強いまちづくりに取り組むとともに、復旧・復興が迅速かつ効率的に行える体制が整備されている。

２．現状

●近年は気候変動の影響などから風水害が頻発化しており、本市においても平成29年台風第18号や令和2年7月豪雨など、甚大な被害をもたらした災害が相次いで発生しています。

●南海トラフを震源とする海溝型地震や中央構造線断層帯などの活断層で発生する地震及びそれらに伴い発生する津波災害により、本市でも甚大な被害の発生が懸念されています。

●テロや弾道ミサイルなどの武力攻撃事態等における市民の保護のための措置や原子力災害の対応など、あらゆる危機事象に対する備えが求められています。

３．今後の課題

●災害時の迅速な情報収集・伝達、新たなデジタル技術などの活用、要配慮者※１へのきめ細かな対応、被災者支援の取組、市民の防災意識の向上や防災活動の活性化など自然災害対策に、より一層の充実が必要です。

●あらゆる不測の事態に対して的確かつ迅速な対応が行えるよう、関係機関との連携・協力の充実による危機管理体制の整備が必要です。

南海トラフの巨大地震による想定震度分布図

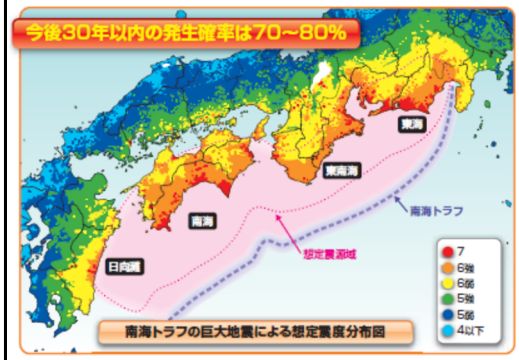

（出典：中央防災会議資料）

出典：中央防災会議資料

1時間降水量50mm以上の年間発生回数の推移

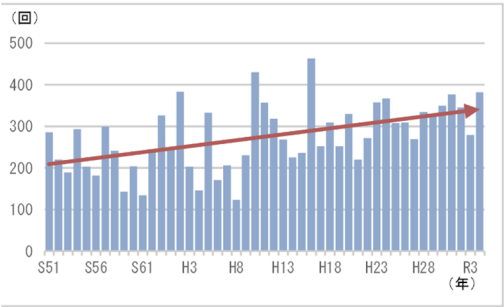

出典：気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」より

防災訓練参加者数の推移

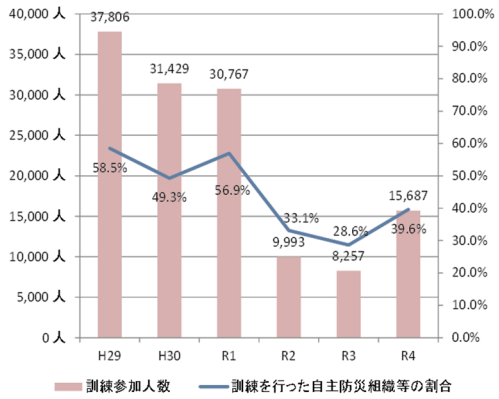

出典：大分市

大分市の防災士養成者数の推移　防災士認証登録者数の状況（中核市）

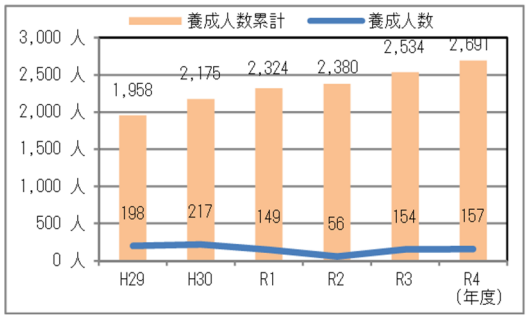

中核市（全62市中、上位５市）における防災士認証登録者数の比較（2023年11月末時点）

	1	2	3	4	5	6
	松山市	大分市	高知市	金沢市	高松市	中核市平均
防災士認証登録者数	9,034	4,360	3,456	2,258	1,631	859
人口	502,197	474,804	316,858	457,736	419,912	361,650
人口に占める防災士の割合	1.8%	0.9%	1.1%	0.5%	0.4%	0.2%

出典：日本防災士機構HP（防災士認証登録者数）、各市HP（人口）

４. 主な取組

●地域防災力の向上と官民連携の強化

・広報誌やメディア等を活用した広報、防災訓練、わが家の防災マニュアルや、津波や洪水などの各種ハザードマップの配布を通じて、自助及び共助※２の理念の普及啓発に努めることにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

・地域における防災リーダーとなる防災士※３等の育成強化に努めるとともに、防災士間の連携が強化されるよう防災士協議会※４の設立の促進や、消防団等の各種団体相互の連携強化に努めます。

・災害発生時に、こどもたちが自らの命を守る行動がとれるよう防災教育を推進します。

・地域との連携のもと、避難行動要支援者※５の安否確認や避難支援などが行える体制づくりの促進や、災害発生時における要配慮者へのきめ細かな対応に努めます。

・避難所における生活環境の改善を進めるとともに、市民がいち早く生活を再建することができるよう各種支援制度の周知に努めます。

・緊急時や災害復旧時の対策が円滑に行えるよう、他の自治体や自衛隊、医療機関等の関係機関やNPO法人等との協力・支援体制の整備・充実に努めるとともに、ボランティア受け入れ体制整備や活動拠点の提供など、ボランティアの活動支援に努めます。

・災害発生時の応急対策等について協力を得るため、企業・団体等との応援協定の締結に努めます。

●防災インフラやライフラインの整備・強靭化

・効果的な防災対策を図るため、防災拠点となる施設の整備や見直しを進めるとともに、特定建築物※６の耐震化を促進します。

・災害対応を想定した訓練の定期的な実施と検証を行い、適宜計画やマニュアルを見直すことにより市職員の災害対応力の向上に努めます。

・あらゆる不測の事態に備え、計画的にライフライン施設の耐震化や電線類の地中化を促進します。

・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、本市における復興課題の整理や体制づくり等を進めます。

・非常食等の備蓄や関係機関との応援体制の確立を進めることで応急食料や飲料水、資機材の確保及び更新に努めるとともに、家庭内備蓄の促進に取り組みます。

・データ通信を利用した無線機（IP無線）※７や衛星携帯電話を活用することで、迅速かつ確実な災害情報の収集・伝達を図ります。

・大分市防災メールや緊急速報メール、大分市同報系防災行政無線※８など多様な情報伝達手段を活用するとともに、民間通信事業者などとの連携を図り、災害・避難情報などを迅速に提供します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
防災訓練を実施した自主防災組織割合	①自主防災組織全体の内、5年間（R7～R11）で防災活動を行った自主防災組織の割合 ②災害についての知識を高め、平時から災害について備えてもらうよう、地域における防災活動の活性化を図るため	62.7% （2023年度実績）	100% （2029年度見込）
「家庭内備蓄を行っている」と答えた市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「家庭内備蓄を行っている」と答えた市民の割合 ②各家庭で災害に対する備えを行い自助の取組みを進めることで、災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興を図るため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2024年度実績）	現状値から算定 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**要配慮者**
高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人。

※２　**自助及び共助**
自分や家族の安全を自ら守ることを自助、地域や職場などで助け合い、被害の拡大防止や災害予防に努めることを共助という。
また、自治体などの公的機関による救助活動や支援物資の提供などの公的支援を公助という。
大規模災害発生直後は、公的機関も被災しているため、自助、共助、公助の割合は７対２対１になるといわれている。

※３　**防災士**
社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。

※４　**防災士協議会**
自主防災組織等で防災活動にあたる防災士が、組織の枠を超えて、情報交換や連携することを目的に原則として校区単位で結成した団体。

※５　**避難行動要支援者**
生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第１種身体障害者手帳、要介護認定３～５など）に該当する人。

※６　**特定建築物**
興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有し、多数の者が利用する建築物。

※７　**データ通信を利用した無線機（IP無線）**
携帯電話の仕組みを利用した無線システム。大分市では、災害時における行政機関内の通信手段の１つとして整備している。

※８　**大分市同報系防災行政無線**
同報系（同時に複数の相手に通報する無線系統）と呼ばれる、屋外スピーカー等を介して一斉に防災情報や行政情報を伝える無線通信システム。

第２部第５章第２節　流域全体※１の関係者で行う災害対策等の推進

１．目指す姿

●台風や集中豪雨などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりを実現するため、減災対策に取り組んでいる。

２．現状

●気候変動に伴い豪雨の発生が頻発化することが予測されているなか、森林や農地の災害防止機能が低下しており、土砂災害や浸水被害が激甚化することが懸念されています。

●市域には、大分川や大野川をはじめとする一級河川※２や二級河川※３、市管理河川、防災重点農業用ため池があり、集中豪雨時、はんらんや決壊等の被害が危惧されています。

●自然災害による被害を軽減するため、より多くの関係機関の取組を充実・強化するとともに、関係機関との情報提供や連携を一層強化することが求められています。

３．今後の課題

●市民の生命や財産を守るため、森林や農地等の保全や事前防災対策に取り組むとともに、災害発生時には、人命を優先した避難行動が取れる情報を発信するなど、関係機関と連携した対策が必要です。

●河川の改修や下水道整備に加え、調整池※４などによる洪水調整機能の拡充や森林や農地が持つ保水機能の活用などの対策を組み合わせた、流域が一体となった治水対策が必要です。

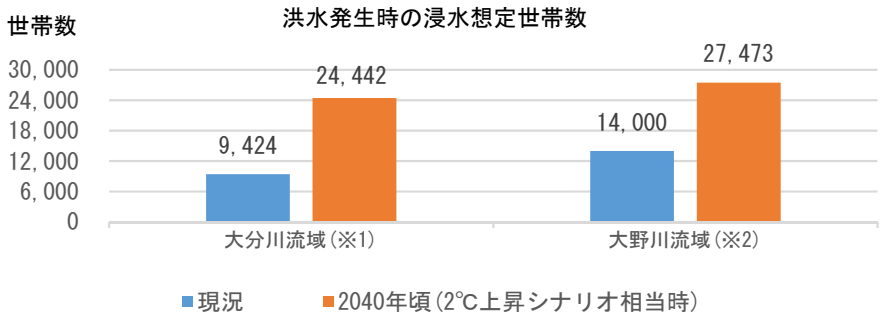

※１：大分川、七瀬川、賀来川の洪水予報区間について、河川整備計画規模
及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される浸水想定世帯数
※２：大野川、乙津川、立小野川の洪水予報区間について、河川整備計画規模
及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される浸水想定世帯数

参照：大分川水系流域治水プロジェクト2.0、大野川水系流域治水プロジェクト2.0

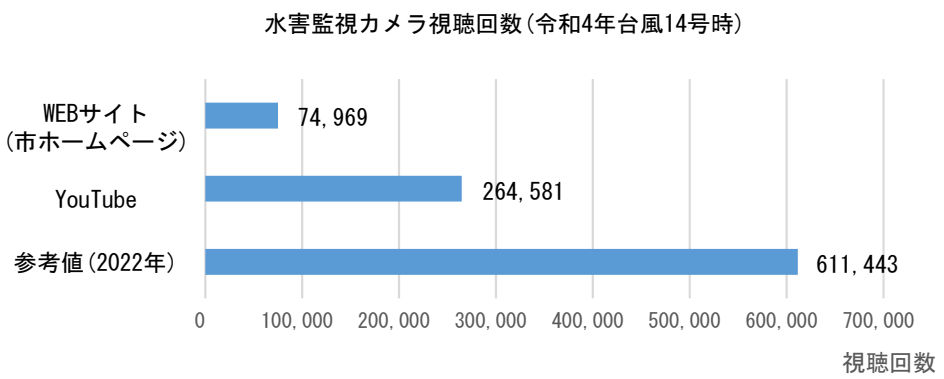

※カメラ設置数26箇所（当時）の合計視聴回数（9月18日~9月19日の2日間）
※参考値については1年間の合計視聴回数（YouTube）

参照：大分市

４．主な取組

●森林や農地等の保全及び減災対策

・大雨による水害を防ぐため、水源かん養※５等の機能を有する森林や農地の保全に努めます。
・県や地元関係者と連携を図り、災害時に決壊のおそれのあるため池の改修を促進します。
・防災重点農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域※６を周知するため、ハザードマップ※７を活用して情報発信を行い、防災意識の向上に努めます。
・廃止ため池※８の活用等について方針を定めることで、流域治水、減災対策に努めます。

●河川改修・砂防事業等の促進及び減災対策

・国、県の管理する河川の護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進します。
・本市の管理する河川においては、過去の被災状況等を考慮し、効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備等を推進します。
・河川流域の土石による被害を防止するため、砂防事業を促進します。
・住宅地や森林における土砂崩落を防ぐため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策を促進します。
・土石流対策として危険区域の対策事業を促進します。
・土砂災害警戒区域※９と浸水想定区域を周知するため、ハザードマップの作成やまちづくり出張教室を行うなどの情報発信をし、防災意識の向上に努めます。
・土砂災害特別警戒区域※１０における住宅等立地の抑制や既存住宅の安全な構造への改修、移転支援等に努めます。
・行政の迅速な防災活動や、市民の早期避難へつなげられるよう、水害監視カメラや水位標示板の周知及び情報発信を行います。

●内水※１１浸水対策の促進及び減災対策

・道路や住宅地などに降った雨水を河川へ放流するため、道路側溝や下水道（雨水管きょ）の整備を推進します。
・過去の被害状況を基に雨水排水ポンプ場などを整備するとともに、近年の降雨状況を踏まえた浸水シミュレーションに基づき、その他の浸水対策の検討を行います。
・浸水シミュレーションに基づく内水ハザードマップを作成するとともに、浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進します。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「災害対策の取組がすすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「災害対策の取組がすすみ、安心なまちづくりが実現した」と感じる市民の割合 ②この計画を基にした事業を展開することで、流域治水へ貢献し、その事で減災対策の質の向上につながるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2024年度実績）	現状値から算定 （2029年度見込）
大雨が予想される場合の水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数	①出水期（6～10月）における水害監視カメラ映像の視聴者数及び視聴回数（YouTube） ②公開している水害監視カメラのリアルタイム映像を大雨が予想される場合に視聴することで、適切な水防活動や市民の早期避難につながり、減災対策になるため	249人・1,143回/日 （令和5年度6~10月平均） （2023年度実績）	増　加 （2029年度見込）
雨水排水ポンプ場等の総排水能力	①上下水道局が管理する全ポンプによる雨水排水能力 ②雨水排水ポンプ場等の排水能力を増強することで、円滑に雨水を排除し、整備地区の浸水被害の低減につながるため	113.6m^3/秒 （2023年度末現在）	125.4m^3/秒 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**流域全体**
集水域（雨水が河川に流入する地域）、河川区域、はんらん域（河川のはんらんにより浸水が想定される地域）をひとつのまとまりとして捉えたもの。

※２　**一級河川**
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系（一級水系）に係る河川で国が指定したもの。水系とは水源から河口にいたるまでの本川や支川のまとまりのこと。

※３　**二級河川**
一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で県が指定したもの。

※４　**調整池**
開発行為に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設。

※５　**水源かん養**
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

※６　**浸水想定区域**
洪水、ため池の決壊などにより浸水が想定される区域。洪水の場合は国及び県が区域を指定。ため池の場合は県が区域を指定。

※７　**ハザードマップ**
今後発生が予測される自然災害について、その被害の範囲や程度、避難場所などを表示した地図。

※８　**廃止ため池**
受益者がいなくなり、不要になったため池の堤防部分（ため池本体）をカットすることで水が溜まらないようにしたもの。

※９　**土砂災害警戒区域**
土砂災害が発生した場合に住民等に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※１０　**土砂災害特別警戒区域**
土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

※１１　**内水**
堤防の内側（住宅側）にある水のこと。内水が大雨などにより河川へ排出ができなくなり、住宅地側へはんらんすることを内水はんらんという。これに対し、堤防の決壊などにより河川の水が住宅地側へはんらんすることを外水はんらんという。

１. 目指す姿

●積極的に火災予防活動を推進するとともに、消防・救急・救助体制を整備し、迅速で効果的な対応を実現している。
●災害による被害を最小限に抑えるため、関係機関と緊密に連携・協力を図り、受援・応援体制を構築している。

２. 現状

●約３日に１件の割合で火災が発生し、市民の生命と財産が損失しており、地域における防火知識の普及活動や火災抑止対策などの啓発活動、火災予防が求められています。

●高齢化の進展、環境の変化や感染症などによる複雑多様化する救急需要により出動件数が年々増加傾向にあり、令和４年は救急出動件数が過去最高となっています。

●人口減少、少子高齢化の進展により、消防団員の確保が困難な状況となっており、地域の消防防災の担い手不足から、災害時における地域防災力の低下が懸念されています。

●激甚化・頻発化する土砂・風水害や南海トラフを震源とする巨大地震などが発生した場合、広範囲に被害が生じると予想され、消防力が劣勢となるおそれがあります。

３. 今後の課題

●複雑多様化する救急需要へ適切に対応するため、医療機関や関係機関との緊密な連携・協力を一層推進し、さらなる救急・救助体制の充実を図ることが必要となっています。

●効果的な広報活動により、あらゆる世代に対して消防団への入団を促進するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組み、地域防災力の充実・強化を図ることが必要となっています。

●激甚化・頻発化する自然災害などによる被害を最小限に抑えるため、消防力の充実を図り、防災関係機関等との緊密な連携・協力を推進し、さらなる災害対応能力の向上が必要となっています。

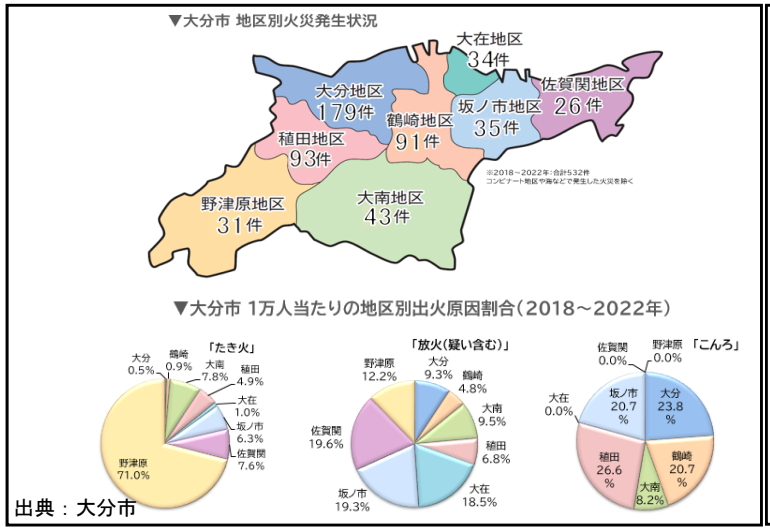

出典：大分市

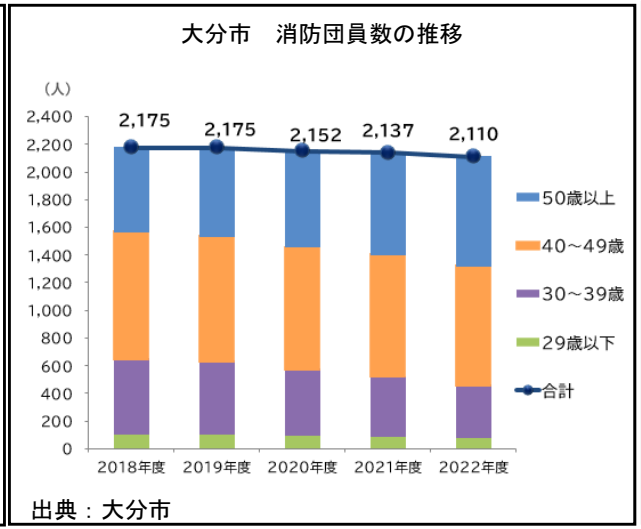

出典：大分市

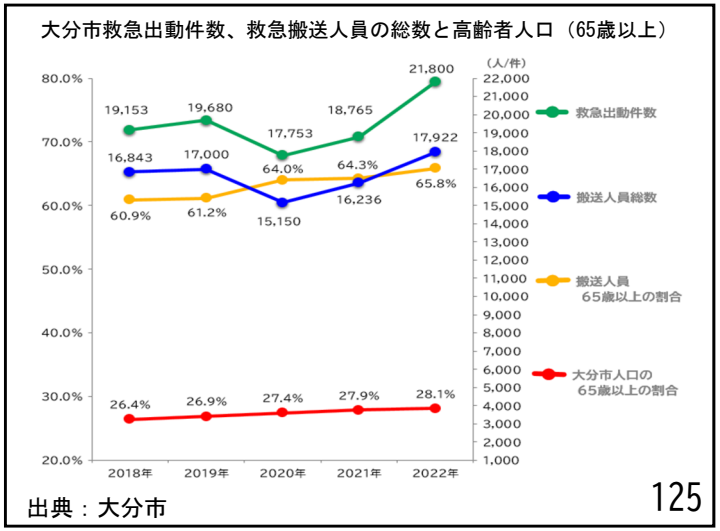

出典：大分市

４. 主な取組

●火災予防の推進
・幼少年期における防火意識の醸成を図るとともに、消防団や幼年女性防火委員会などと連携して、地域における防火知識の普及啓発に取り組みます。
・住宅火災の減少を目的とした、防火講話や訓練指導などを継続するとともに、高齢社会に対応した取組を踏まえた住宅用火災警報器の交換及び維持管理について、消防団や幼年女性防火委員会などの関係団体と連携し、積極的な広報に取り組みます。
・病院や社会福祉施設などの防火対象物及びコンビナート地区内やガソリンスタンドなどの危険物施設の査察を行い、施設の適正管理と防火管理体制の徹底を促進します。
・出火・事故原因の調査・分析を行い、より効果的な火災抑止対策を推進します。

●消防体制の充実
・さまざまな災害に対応するため、装備を充実させるとともに、地域の実情を考慮した車両や人員の配置を図ります。
・災害対応能力のさらなる向上のため、人材育成の推進及び環境の整備・充実を図ります。
・消防団の充実・強化を図るため、活動しやすい環境づくりや実践的な訓練・研修の促進に努めるとともに、効果的な広報や組織の魅力向上を通じて、多様な世代からの人材確保に努めます。
・災害情報を迅速かつ的確に収集し、伝達するため、高機能通信指令システムを活用するとともに、多様な情報ツールへ対応できるよう積極的にICTの利用を推進します。
・災害時の拠点施設である消防庁舎を計画的に整備し、予防保全による適正な維持管理に努めます。
・安定した消防水利を確保するため、耐震性を有する防火水槽の整備を行います。

●大規模災害時の体制の充実・強化
・被災時における緊急消防援助隊等※1の受援体制の充実・強化を図ります。
・緊急消防援助隊等の応援体制の充実・強化を図ります。

●救急救助体制の充実
・救命効果のさらなる向上を目指し、より高度な救命処置が行える救急救命士の育成やメディカルコントロール体制※2の充実・強化及び資器材の整備を図ります。
・現場に居合わせた人が適切な応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。
・救急需要の増加に対応するため、病院救急車等との連携に取り組むとともに、人口動態等を踏まえた救急車の適正な配置及び救急車の適正な利用の啓発に努めます。また、新興感染症に対応するため、資器材を整備し、安定した救急業務の継続に努めます。
・さまざまな救助要請に対応するため、各種訓練の実施や研修会への参加、関係機関との連携訓練などを行うなかで知識及び技術の向上を図り、救助活動対応力を強化します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
住宅火災件数	①2019～2023年度（令和元年～令和5年度）の5年間で発生した建物火災件数は271件で、そのうち住宅火災件数は159件、58.7%であり、住宅火災件数の減少に取り組む必要があるため。 ②2019～2023年度（令和元年～令和5年度）の5年間で発生した住宅火災件数の年平均数32件を現状値とする。	32件 （2019～2023年度の5年間の平均値）	32件未満 （2029年度見込）
消防団員数	①2023年（令和5年）4月1日時点の消防団員数を現状値とし、消防団員が活動しやすい環境づくりや効果的な広報を行い、5年後には2,063人以上の消防団員の確保を目標とするもの ②消防体制の充実および地域防災力の向上を図るため、現状の消防団員数を維持、または、それ以上を確保することが必要であるため	2,063人 （2023年度実績）	2,063人 以上 （2029年度見込）
目の前で倒れた心肺停止傷病者に対して、救急隊到着までに行った応急手当実施率	①目の前で倒れ、心肺停止となった傷病者に対して、その場に居合わせた人が救急隊到着までに応急手当を実施した割合 ②応急手当の中でも、その場に居合わせた人が行う心肺蘇生は、救命の効果が高いとされているため	82.4% （2023年度実績）	85.0% （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**緊急消防援助隊等**
緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊。

※２　**メディカルコントロール体制**
救急救命士を含む救急隊員が行う救急活動の質を保証するために、医師による医学的観点からの指示及び指導・助言、事後検証、病院実習等の再教育を充実させていく体制。

１．目指す姿

●人優先の交通安全の思想普及や環境整備などの交通安全対策が推進されており、安全で快適な交通社会が実現している。

２．現状

●本市においても、交通事故の発生件数は減少している傾向であるが、交通事故による死亡者の中で高齢者が高い割合を占めており、歩行者が犠牲となる交通事故が多く発生しています。

●交通事故の発生原因は多岐にわたり、なかでも自動車や自転車等の運転者の前方不注視や安全不確認などの安全運転義務違反によるものが大半を占めています。

●高齢運転者が加害者となる重大交通事故も発生していることに加え、自動車・自転車の運転中や歩行中にスマートフォン等を操作することによる事故も頻発しています。

３．今後の課題

●高齢者の交通事故防止を重点に、関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力のもと、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。

●今後も、自転車の交通ルールやマナーの啓発に取り組むとともに、電動キックボード等の新たなモビリティ※1への対応も必要です。

●交通事故相談業務などにより、交通事故当事者への支援の充実も必要です。

交通事故発生件数

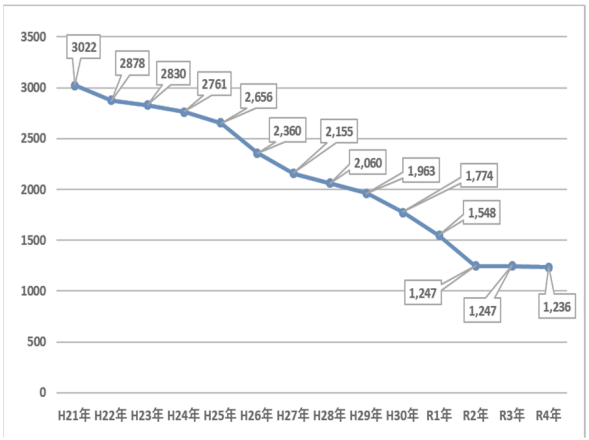

出典：大分市交通安全推進委員会総会資料

年代別交通事故死者数の割合

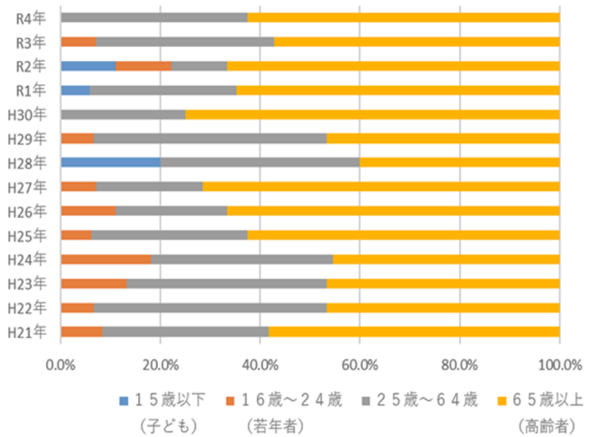

出典：大分市交通安全推進委員会総会資料

安全運転義務違反の内訳と割合（R4）

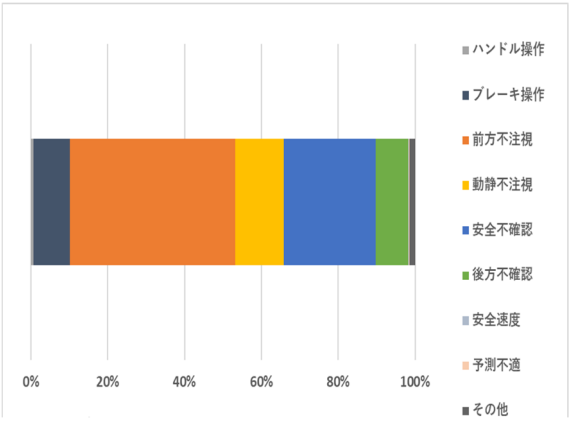

出典：大分市交通安全推進委員会総会資料

４. 主な取組

●交通安全思想の普及・徹底

・関係機関・団体などと連携を図り、ながらスマホの防止や横断歩道のマナーアップをはじめ、交通ルールの遵守や交通マナー・モラルの向上を広く呼び掛けるなど、市民総ぐるみの交通安全運動を推進します。
・小中学生、高校生及び大学生に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。
・老人会や自治会等を通じ、高齢者体験型交通安全教室などを開催し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努めます。
・高齢者による交通事故の防止及び公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主的な返納を促します。
・交通安全協会や女性ドライバー協議会などの交通安全団体への支援を図り、地域に密着した交通安全活動を推進します。
・特定小型原動機付自転車等（電動キックボード等）に対する交通ルールの遵守と交通事故の防止に取り組みます。

●交通安全環境の整備

・歩行者及び自転車通行の安全確保を図るため、歩道の改良や自転車走行空間の整備などを促進するとともに、放置自転車対策にも取り組みます。
・安全な通行空間を確保するため、道路状況等に応じて、必要とされる道路改良やカーブミラーなどの整備を図ります。
・通学路や生活道路、事故多発地点などにおいて、信号機・横断歩道や防護柵などの交通安全施設の整備について関係機関と協力するとともに、道路機能の維持についても、道路利用者との連携により安全で円滑な交通の確保に努めます。

●交通事故にあわれた方への支援の充実

・交通事故相談業務など交通事故にあわれた方への支援の充実に努めます。
・交通遺児への支援制度などについて、広く市民への周知を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
年間交通事故発生件数	①年間を通して発生した交通事故の発生件数 ②関係機関・団体と連携を図り交通安全運動の取組みを行った成果が得られるため	1,236件 (2022年実績)	1,200件 以下 (2029年度見込)
年間交通事故死者数及び重傷者数の計	①年間を通して発生した交通事故に伴う死者数及び重傷者数の計 ②関係機関・団体と連携を図り交通安全運動の取組みを行った成果が得られるため	103人 (2022年実績)	100人 以下 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　新たなモビリティ
「乗り物」「移動手段」のこと。

１．目指す姿

●市民一人ひとりの防犯意識が高く、行政、地域、関係機関が連携し、犯罪のない安心して暮らせる地域社会が実現している。

２．現状

●還付金詐欺や架空請求詐欺など、巧妙化する特殊詐欺※１の被害が増加しています。

●自主防犯パトロールや子ども見守りパトロールなどの防犯活動を実施しています。また、防犯灯及び防犯カメラの設置など、防犯環境の整備も進めています。

●犯罪などにより被害を受けた人やその家族は、経済的負担や二次的被害※２など、さまざまな被害に苦しんでいます。

３．今後の課題

●巧妙化する特殊詐欺の被害を未然に防ぐためにも、市民一人ひとりの防犯意識の高揚が求められています。

●すべての市民を犯罪から守るため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と地域に密着した防犯活動の推進、防犯に配慮した環境の整備が求められています。

●犯罪などにより被害を受けた人やその家族への支援及び二次的被害の防止や再犯防止の必要性について、広報及び啓発に努め、市民等の理解を深める必要があります。

大分市の刑法犯認知件数

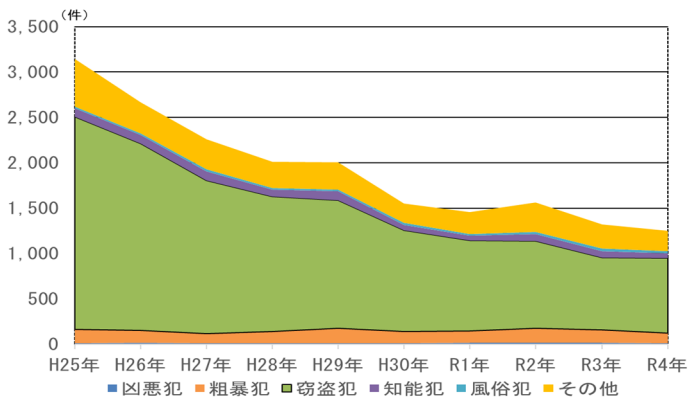

出典：大分県警察本部生活安全企画課

大分市の特殊詐欺被害件数・被害額

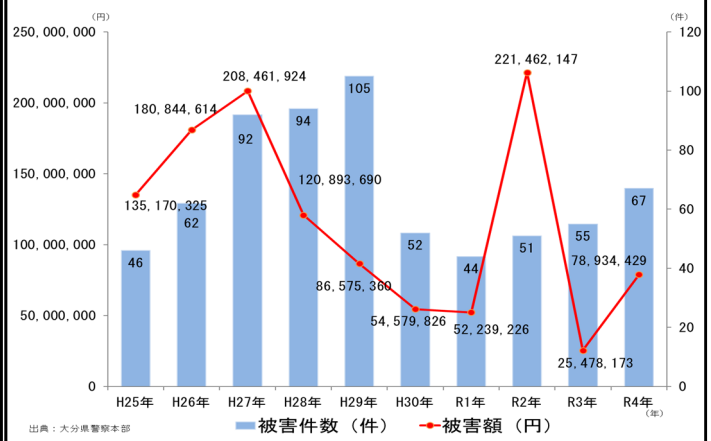

出典：大分県警察本部生活安全企画課

年度別LED防犯灯設置灯数累計

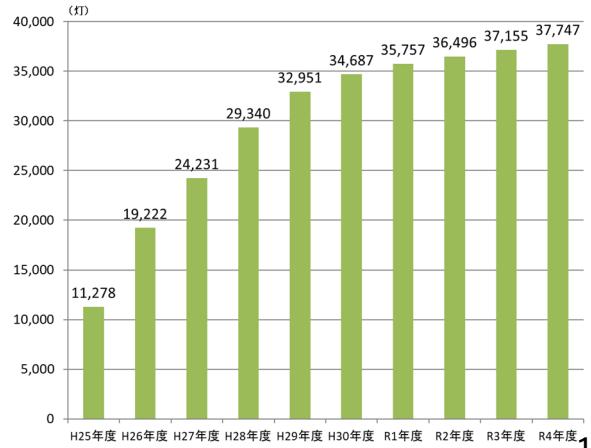

出典：大分市

４. 主な取組

●防犯意識の高揚
・関係機関と連携して広報誌の発行や防犯イベントの開催などによる広報を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
・暴力絶滅運動を推進し、市民の暴力犯罪絶滅及び暴力団排除の気運を高めます。
・特殊詐欺等の被害を未然に防ぐため、特殊詐欺対策機能付き電話機の購入費補助制度及び啓発活動を推進します。

●犯罪のないまちづくり
・自主防犯パトロールやこども見守りパトロール等を所管する関係機関との連携を図りながら、各種防犯活動により地域の連帯意識の強化を図るとともに、地域に密着した活動に努めます。
・犯罪を誘発するおそれのある場所を解消するため、防犯カメラや防犯灯・街路灯の設置など、防犯環境の整備を行います。
・闇バイトなどの犯罪に若者を加担させないよう、関係機関と連携して広報及び啓発に努めます。

●犯罪被害者等への支援と再犯防止の推進
・犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、関係機関と連携し、再犯防止の推進にも努めます。
・二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について広報及び啓発に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
刑法犯認知件数	①窃盗犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、凶悪犯、その他などの刑法犯に該当する犯罪の認知件数 （毎年1月～12月） ②犯罪の種類ごとの認知件数を把握でき、犯罪の未然防止対策を講じる指標として利用できるため	1,249件 （2022年実績）	1,200件以下 （2029年見込）

用 語 解 説

※１　**特殊詐欺**
被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだましとる犯罪の総称。

※２　**二次的被害**
犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害のこと。

１．目指す姿

●市民が正しい知識に基づいた消費行動をとり、健全な消費生活を送ることができる地域社会が実現している。

２．現状

●情報通信技術（ＩＣＴ）・サービスなどの発展により、利便性が向上する一方で、これまでになかった悪質化・巧妙化した手口による消費者トラブルが多発しており、消費生活相談内容も複雑化、多様化しています。

●高齢者を中心に訪問販売や電話勧誘等による消費者トラブルが依然として増加傾向にあり、また、スマートフォンなどの普及により、若年層がインターネット関連のトラブルに巻き込まれるなど、消費者トラブルの低年齢化が懸念されています。

３．今後の課題

●消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や若年層を中心に、消費者教育や啓発活動などを積極的に行う必要があります。

相談件数の年代別構成（R4年度）

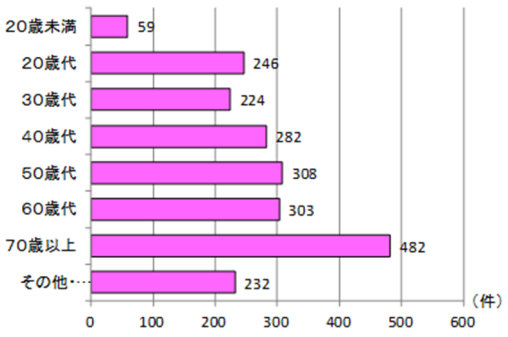

出典：大分市

講座開催状況及び消費生活展参加者数

		R2年度	R3年度	R4年度
消費生活教室	開催回数	28	18	19
	受講者数	511	343	411
中高生消費生活講座	開催回数	3	9	7
	受講者数	800	2,071	1,469
消費生活セミナー等	開催回数	4	4	7
	受講者数	52	62	234
消費生活展	参加者数	611	0	719

出典：大分市

４. 主な取組

●消費者教育・啓発の推進

・関係機関と連携するなか、高齢者等への消費生活教室、小中高校生の消費生活教育講座の開催など消費者問題に対する意識の向上やお金に関する知識や判断力（金融リテラシー※１）の醸成など消費者教育の充実を図ります。

・刊行物、市報及びホームページによる消費生活に関する適切な情報提供により、賢い消費者としての意識の啓発を行います。

・消費者団体と協力し、消費者問題に関する市民の意識の高揚を図ります。

・消費生活セミナー等の啓発講座、消費者団体の行うアンケート調査等を通じて、消費者ニーズを的確に把握し、消費者教育に反映させていきます。

・若年層から高齢者まで消費者の幅広い相談・苦情に適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携するなか、相談体制の充実を図ります。

●適正な事業活動の促進

・消費者が商品の選択を誤ることがないよう、商品の表示・広告・計量等の適正化を促進します。

・安全の確保や被害の救済など消費者の権利を尊重した事業者の適正な事業活動を促進します。

●消費者団体活動の促進

・消費生活上の諸問題への自主的な取組が活発に展開されるよう、消費者団体を支援します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
消費者啓発講座の受講者数	①市民に対する消費者教育・啓発の推進のために開催する消費啓発講座の受講者数 ②一人ひとりの市民が、消費者問題に対する意識が向上し、消費者トラブルを未然に防止する適切な判断力を養うためには、消費啓発講座を受講する機会を得ることが大切であるため	2,795人 （2023年度実績）	3,000人 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**金融リテラシー**
金融や経済に関する知識や判断力のこと。

第３部　新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

１．目指す姿

●市民サービスの向上：本市が多様な主体と連携して適切なサービスを提供するなか、市民は必要な市政情報を受け取ることができている。

●行政事務の効率化：適切な業務システムとネットワークが整備され、先進技術の情報を把握し、デジタル技術を活用して生産性を向上させている。

●人材育成：市民と職員双方にデジタル技術を学ぶ機会が確保され、自分の年代や役割に応じたデジタルスキルを習得できている。

２．現状

●技術の進歩：近年、AI※１や5G※２、ビッグデータ※３などの情報通信技術（ICT※４）の進歩は社会生活に大きな影響を与え、必要不可欠なものとなっています。これらの技術は、さまざまな分野での活動を助け、新たな可能性を開拓しています。

●デジタルデータ化：スマートフォンやタブレット端末による情報発信や、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT※５、膨大な情報を学習し高度な処理を実行するAIなどにより、情報のデジタルデータ化がこれまで以上に進んできています。

●DXの推進:本市では、ホームページやSNS※６、オンライン申請などのICTを通じて、市民との双方向性の確保に努めるとともに、AI、RPA※７、ドローン※８など、デジタル化による行政事務の効率化を進めることで、質の高い市民サービスの提供に取り組んでいます。

３．今後の課題

●DXの更なる推進：市民の利便性向上のため、市民サービスのデジタル化を推進するとともに、地域の活性化を図るため、行政が保有する各種オープンデータ※９の二次利用を促進するほか、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、DXの推進に取り組む必要があります。

●セキュリティ対策：プライバシー侵害や個人情報の不当な利用、改ざん、情報漏えいなどの問題に対応するために、最新の情勢に対応したセキュリティ対策の実施と、市民が安全にICTを利活用できる体制の構築が求められています。

年齢階層別インターネット利用率

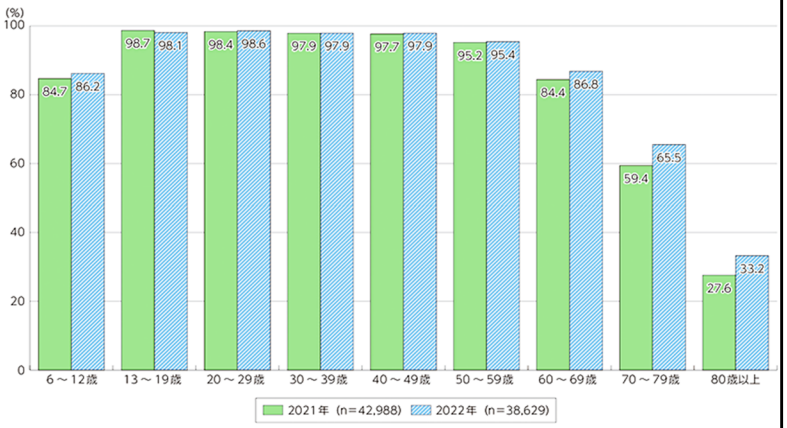

出典：令和５年度情報通信白書

各国のデータ活用状況

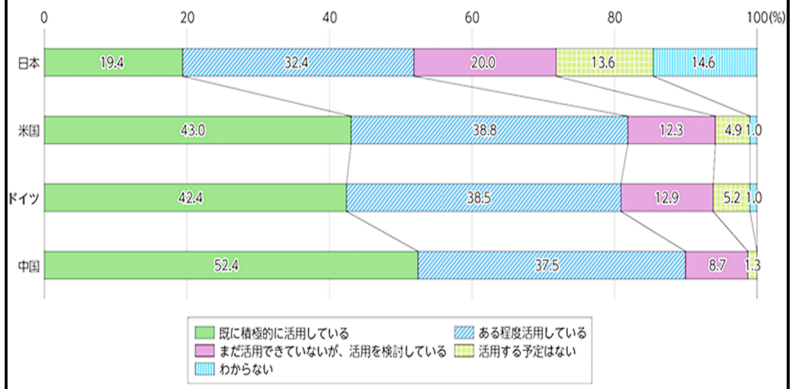

出典：令和５年度情報通信白書

不正アクセス禁止法違反事件検挙件数の推移

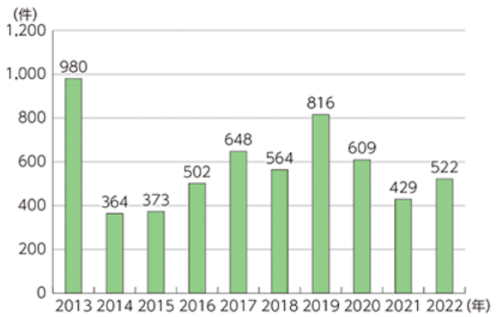

出典：令和５年度情報通信白書

４．主な取組

●デジタル技術の活用による市民サービスの向上
・市民の利便性の向上および行政事務の効率化を図るため、オンライン化を推進します。
・市民の窓口での滞在時間短縮及び負担軽減等のため、デジタル技術の活用により申請書の作成を支援するなど、窓口サービスの向上を図ります。
・多様な市民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの利活用に取り組みます。
・データの活用により新たな価値が創出されるよう、行政が保有する活用可能性の高いオープンデータの利活用を促進します。
・デジタル技術を活用し、効率的かつ効果的な市政情報の発信及び市民意見の聴取に取り組みます。
・市域全体のデジタル化を促進し、地域活動及び経済活動の活性化を図ります。

●ICTによる業務効率化・最新技術の調査研究
・行政事務のさらなる効率化や経費削減のため、デジタル技術の導入や業務改善（BPR※１０）などに取り組みます。
・今後のDX推進のため、AIをはじめとした最新技術の利活用に向けた調査・研究に取り組みます。

●情報セキュリティ対策
・市民が安心して市民サービスを受けることができるよう、個人情報の保護や情報セキュリティのより一層の強化を図ります。

●ICTリテラシー※１１の向上
・市民が等しく安全・安心にICTを利活用し、その恩恵を受けられるよう、ICT講習や情報モラルに重点を置いた情報教育を実施します。

●デジタル人材の育成
・デジタルスキルの向上に向けて、市民や職員の能力に応じた学ぶ機会を用意するなど、未来を担う人材の育成に取り組みます。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「各種行政窓口・行政手続が利用しやすい」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「各種行政窓口・行政手続が利用しやすい」と感じる市民の割合 ②本市のＤＸを推進する上で、行政窓口・行政手続の利便性に関する市民の意識が重要であるため	市民意識調査を実施の上集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
DXの導入により市民サービスの向上や業務の効率化に取り組んだ業務数	①デジタル技術を活用して、効率化に取り組んだ業務数 ②デジタル技術を活用し、市民サービスの向上に取り組んだ成果として、重要であるため	－	延べ100（5年間）（2029年度見込）
情報セキュリティ研修の受講率 全職員（100%）	①職員に対して実施する情報セキュリティ研修の受講率 ②職員の受講が、本市全体のセキュリティレベルの向上に繋がるため	96%（2023年度実績）	研修受講率 全職員 100%（2029年度見込）
ICT講習会受講者数（累計）	①地域住民に対して実施するＩＣＴ講習会の累計受講者数 ②地域住民のデジタルスキルを学ぶ機会が確保され、習得することができる取組の成果として、重要であるため	75,702人（2023年度実績）	87,000人（2029年度見込）
eラーニング※１２及び研修の受講者数	①職員に対して実施するｅラーニング及び研修の延べ受講者数 ②職員の受講が、本市全体のデジタル化の推進、市民の利便性の向上、行政事務の効率化に繋がるため	eラーニング 70人 その他研修 338人 計408人（2023年度実績）	2,000人（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　AI
Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

※２　5G
第5世代移動通信システム（5th Generation）と呼ばれる通信規格のこと。これまでの通信規格と比較して、高速・大容量、超低遅延、多数同時接続が可能な移動体無線通信システム。

※３　ビッグデータ
民間企業や行政が保有する多種多様なデータのことで、収集・分析をすることにより、新たな知見の発見が期待できるもの。

※４　ICT
Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。

※５　IoT
Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※６　SNS
Social Networking Serviceの略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進するさまざまな機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人と友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。

※７　RPA
Robotic Process Automationの略。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもの。

※８　ドローン
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもののこと。

※９　オープンデータ
何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などすることができるよう公開されたデータのこと。

※10　BPR
Business Process Reengineeringの略。既存の業務過程を詳細に分析して課題を把握し、抜本的に業務全体の再構築を行う業務改革のこと。

※11　ICTリテラシー
ICTに関する知識や情報を適切に理解し、活用する能力のこと。

※12　eラーニング
インターネットを利用したオンライン学習のこと。

１.目指す姿

●市民、事業者、NPO等と連携し、「2050年カーボンニュートラル※1」の実現を目指した取組を推進している。

２.現状

●豊かで便利な生活を実現するため、石油や石炭などの化石燃料を大量に使用してきた結果、大気中の温室効果ガスの増加を招き、そのことが地球温暖化の原因となっています。

●地球温暖化の進行により、国内外で気候変動や自然災害の頻発化・激甚化に加え、食料生産や生態系への影響、熱中症の多発など人の健康への影響等が生じており、世界規模での地球温暖化対策が求められています。

●2020（令和2）年に国は「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言し、2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を従来のものより大幅に引き上げ、目標達成に向け、対策を強化しています。

●本市においても「2050年ゼロカーボンシティ」として2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すこととしています。

３.今後の課題

●「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、大分市地球温暖化対策実行計画に掲げた2030（令和12）年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成していく必要があります。

●省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動への見直し、再生可能エネルギー※2や水素エネルギー※3などの導入を促す環境づくり等が必要であり、市民、事業者、NPO等との連携を強化しながら、長期的かつ効果的な取組が求められています。

大分市の年平均気温の推移

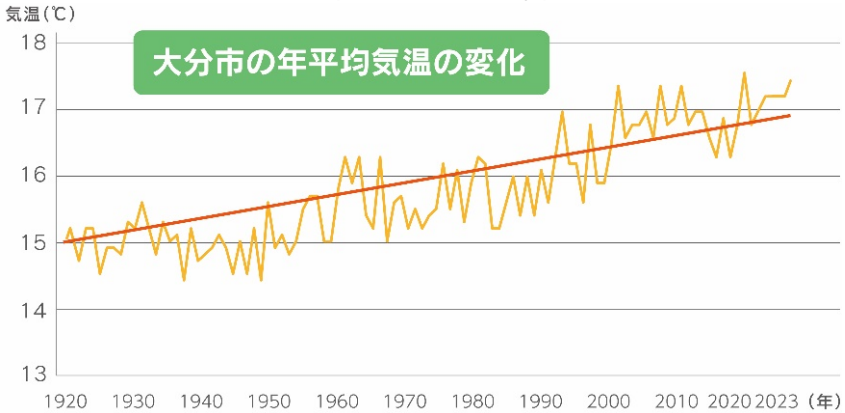

出典：大分地方気象台

市域全体の部門別温室効果ガス排出量の推移

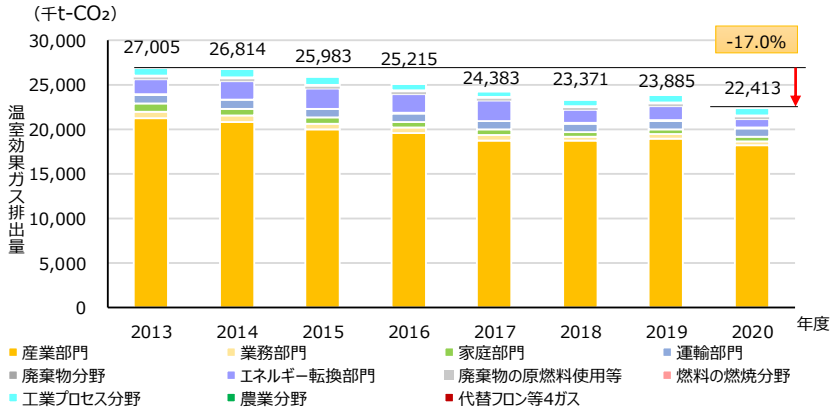

出典：大分市

４.主な取組

●温室効果ガス排出量の削減

・家庭や事業所等において、省エネ機器や省エネ住宅等への転換を促し、節電を意識したライフスタイルや事業活動への見直しによる各主体の自主的な取組を促進します。
・本市が実施する事業に伴い排出される温室効果ガスについて、率先的に排出削減に向けた取組を行います。
・市有施設を含め、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入及び利活用を促進します。
・移動や輸送によって排出される温室効果ガスを削減するため、環境にやさしい次世代自動車の導入を促進するとともに、公共交通機関の利用促進やエコドライブ※4の普及を図ります。
・脱炭素社会の実現への理解を深め、自ら進んで行動することができるよう、省エネ懇談会や小中学生への出前授業等を通じて、環境教育・環境学習の充実を図ります。
・温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林を保全するとともに、市民、事業者、NPOと連携し、みんなの森づくり事業を推進します。
・フロン排出抑制法等の関係法令に基づき、地球温暖化やオゾン層破壊の原因物質とされるフロン類の適正な再資源化や処理を行うよう、市民・事業者に対して普及啓発・指導を行います。
・地球環境問題に関する施策をより効果的に推進するため、市民、事業者、NPO等との連携を強化します。

●水素エネルギーの利活用

・水素エネルギー関連機器の普及促進を図ります。
・水素関連産業や水素ビジネスの創出につながるよう、県や関連企業との連携を強化し、取組を進めます。

５.目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
大分市全体の温室効果ガス排出量（特定事業所※5を除く）《基準年度（2013年度：3,448千t-CO_2）との比較値》	①市で算出している市域全体の温室効果ガス排出量（特定事業所を除く） ②温室効果ガス排出量の削減を目的として各種事業を実施しており、市民・事業者・行政の各種事業の成果が排出量の実績に表れるため	34.9%減《2,245千t-CO_2》（2020年度実績）	50%以上削減（2030年度）
大分市全体の温室効果ガス排出量（特定事業所）《基準年度（2013年度：23,557千t-CO_2）との比較値》	①市で算出している市域全体の温室効果ガス排出量（特定事業所） ②脱炭素社会の実現を目指すためには、本市の温室効果ガス排出量の約9割を占める特定事業所における削減が必要であるため。	14.4%減《20,168千t-CO_2》（2020年度実績）	30%削減（2030年度）

用 語 解 説

※１　**カーボンニュートラル**
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

※２　**再生可能エネルギー**
有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用、発電等のリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

※３　**水素エネルギー**
水素を原料として生産されるエネルギーの事を指す。水素は水やバイオエタノールなど、さまざまな原料から取り出せるため、現在、水素を利用したエネルギーに注目が集まっている。

※４　**エコドライブ**
省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。主な内容は、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

※５　**特定事業所**
「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき、エネルギーの使用状況等を国に報告している大規模事業所のこと。なお、本計画では、これら特定事業所のうち製造業や発電所等の業種を指す。

１．目指す姿

●ごみの減量、リサイクル、適正処理が徹底され、環境への負荷が低減された循環型社会を形成できている。

２．現状

●大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクル等をさらに進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷がより一層低減される社会の構築が求められています。

●2014（平成26）年11月から実施している家庭ごみ有料化制度により、ごみ排出量の削減や市民意識の高揚などの効果が現れているものの、近年では、家庭から排出される燃やせるごみの減量化が進んでいない状況にあります。

●不法投棄への対応として、パトロールの実施、看板の啓発、カメラの設置による監視を行っています。発見件数は、減少傾向にあるものの年間100件を超える数で推移しており、今後も監視体制を継続していく必要があります。

３．今後の課題

●循環型社会を形成するため、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の取組を推進することが求められています。

●家庭ごみの減量とリサイクルをより一層推進するため、食品ロスを含む生ごみの減量や資源物の分別排出などの取組をさらに進める必要があります。

●ごみの適正処理を推進し、快適な生活環境を保持するため、ごみの排出ルールの徹底や不法投棄の防止に取り組むとともに、新たな廃棄物処理施設による安定したごみ処理体制を整備・維持する必要があります。

家庭ごみ排出量の推移

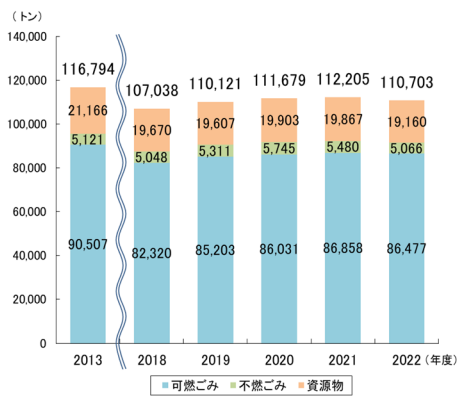

出典：大分市

事業系ごみ排出量の推移

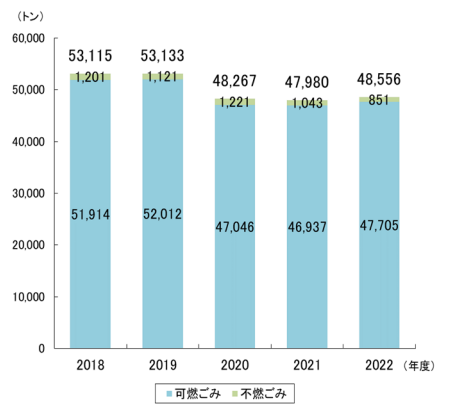

出典：大分市

資源物収集量の推移

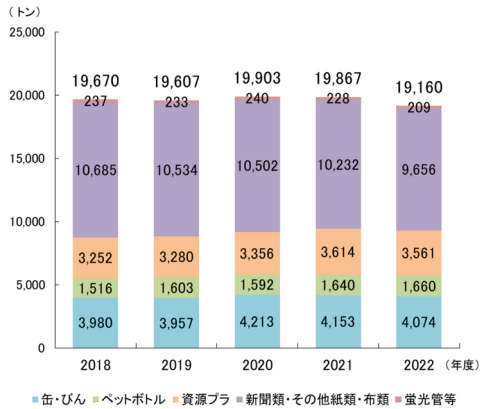

出典：大分市

最終処分量と最終処分率の推移

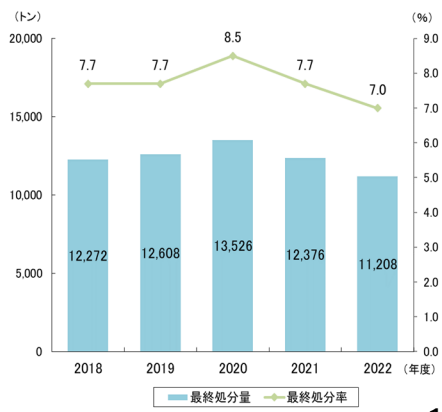

出典：大分市

４. 主な取組

●資源循環の取組の推進

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

・家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。

・ごみの減量とリサイクルを推進するため、4R※1（フォーアール）の必要性について、環境啓発施設の活用や地域での懇談会等を通じ、周知・啓発に努め、ごみの減量とリサイクルに対する市民意識の高揚を図ります。

・マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。（リフューズ）

・「3 きり運動※2」を推進するとともに、生ごみ処理容器等の利用を促進するなど、ごみの減量化を推進します。（リデュース）

・フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。（リユース）

・適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。（リサイクル）

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

・4Rにもとづく取組を推進するよう市内事業所へ働き掛けます。

●廃棄物の適正処理

(1) 収集体制の検討

・家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。

(2) 処理施設の整備

・計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。

・ごみや廃棄物の再資源化を推進します。

・関係自治体と連携を図るなか、新たな廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、ごみの広域処理を推進します。

・焼却灰の再資源化を行うなど、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(3) 災害廃棄物の処理

・万全な災害廃棄物処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。

(4) 産業廃棄物の適正処理の推進

・排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化･再資源化を促進します。

・産業廃棄物処理施設の監視、指導を行い、適正処理を推進します。

・不法投棄等の不適正処理に対する監視、指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。

・産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

(5) 美化意識の高揚

・不適正処理を防止し、快適な生活環境を保持するため、地域における美化活動を促進するなど、まちの美化への意識の高揚を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ごみ排出量	①本市から発生し本市が処理するごみの量（家庭系の可燃・不燃・資源物、事業系の可燃・不燃物の合計） ②循環型社会の形成のため、ごみの減量とリサイクルを推進することにより、ごみ排出量は減少するため	153,356t (2023年度実績)	147,647t (2029年度見込)
最終処分率	①ごみ排出量に対する最終処分量（埋立量）の割合 ②循環型社会の形成のため、ごみの減量とリサイクルの取組とあわせ、ごみの中間処理を適正に行い、再資源化や熱回収等を推進することで最終処分率は減少するため	7.8% (2023年度実績)	5.8% (2029年度見込)
リサイクルに取り組んでいる市民の割合（大分市「ごみ減量・リサイクル」及び「家庭ごみ有料化制度」に関する市民意識調査）	①市民意識調査において「あなたやあなたと同居している方は、日頃からごみの減量やリサイクルに取り組んでいますか。」という問いに対し、「日々取り組んでいる」や「自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる」と回答した市民の割合 ②リサイクルに対する意識が市民に浸透することが重要であるため	93.3% (2023年度実績)	95.0% (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　4R
Refuse（リフューズ・発生回避）、Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再資源化）の4つの頭文字をとったもの。

※２　３きり運動
食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」の実践を呼びかけ、食品ロスの削減と生ごみの減量化を推進する運動。

１．目指す姿

●大気や公共用水域※１などの環境の現況を把握し、公害の未然防止と環境の保全に向けた施策を総合的に推進している。

２．現状

●本市では新産業都市として製油、鉄鋼などの重化学工業型の産業が立地して以降、精密機器、電気機器等の新たな産業が集積し、国内でも有数の工業都市として半世紀にわたり旺盛な生産活動が行われています。

●大気汚染などの産業公害を未然に防止するため、法や条例に基づく環境監視や排出規制に加え、大規模工場とは地域の実情に即した公害対策を確立することを目的として、公害防止協定を締結し各種の施策を推進しています。

●市域における大気や水質などは、これまでの取組により改善は図られていますが、一部で環境基準※２を達成していない状況があります。

●近年の公害苦情では、建設工事や家庭生活を原因とするものが多くなっています。

３．今後の課題

●工場・事業場に対する基準順守や汚染物質排出低減への指導が引き続き重要となっています。

●解体等工事に伴う騒音防止やアスベスト（石綿）の飛散防止対策の徹底、周辺環境への配慮について指導・啓発が重要となっています。

●家庭生活において発生する騒音や悪臭などについて、周辺環境に対する配慮が求められています。

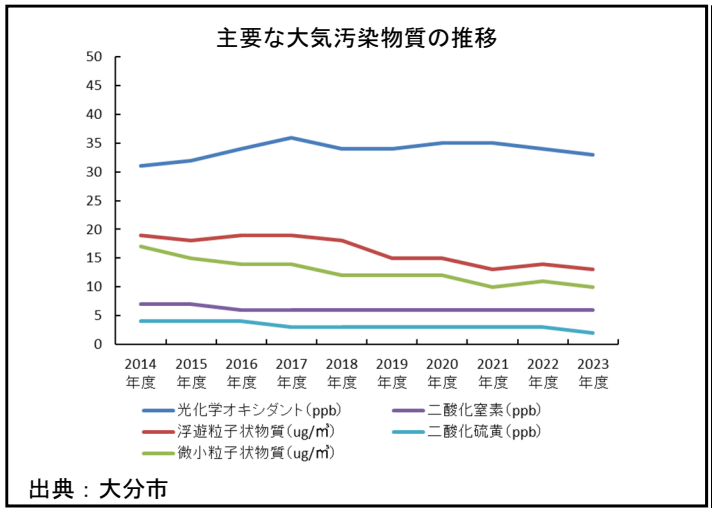

出典：大分市

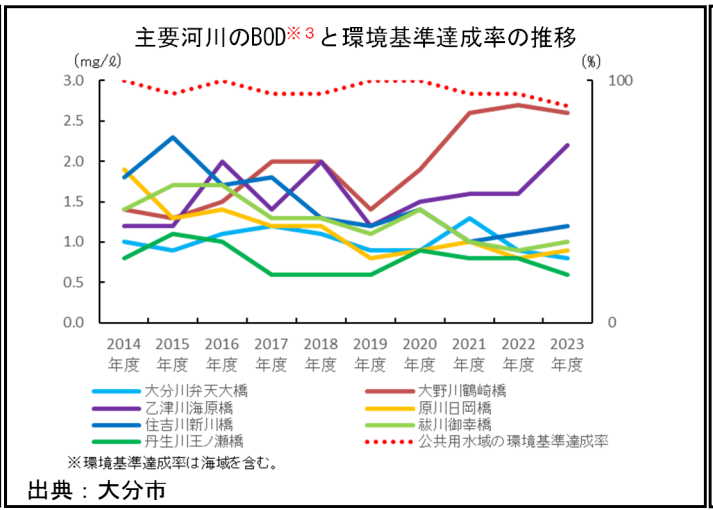

出典：大分市

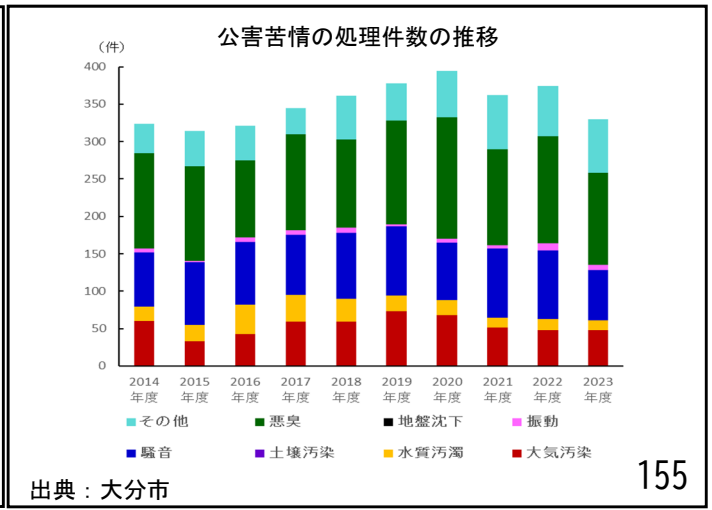

出典：大分市

４. 主な取組

●環境保全対策の推進
・大気や水、騒音等の一般環境を計画的に監視し、汚染状況等の正確な把握に努めます。
・環境関連法令等に基づき工場・事業場の立入検査等を実施し、規制の徹底と適切な管理を指導します。
・必要に応じて、大規模工場とは、公害防止協定の締結や見直しを行います。

●大気汚染・悪臭対策
・工場・事業場から排出される有害大気汚染物質や悪臭物質の調査を行うとともに、基準の遵守や必要な施設の改善等について適切な指導を行います。
・アスベスト（石綿）の飛散防止対策として、事業者に建築物の解体等工事の事前調査の実施や作業基準の遵守等について適切な指導を行います。
・光化学オキシダント注意報等の発令時には、市民への迅速で確実な広報に努めます。
・大気汚染と健康影響との関係を把握するため、国の実施する環境保健サーベイランス調査を継続して行います。

●水質汚濁・土壌汚染対策
・公共用水域等の水質保全対策を関係機関と協力して推進します。
・家庭における生活排水対策の普及啓発に努めます。
・工場・事業場に対し、有害物質の地下浸透防止などについて適切な指導を行い、地下水汚染や土壌汚染の未然防止に努めます。
・土壌の汚染状況等に関する情報を収集し、実態把握に努めます。

●騒音・振動対策
・工場や事業場、建設作業から発生する騒音・振動の対策について適切な指導を行います。
・自動車交通騒音、道路交通振動の測定結果を踏まえ、必要に応じて、道路環境の整備や改善などを関係機関へ働きかけます。
・生活に伴う騒音の防止について、近隣への配慮やマナーアップ等の啓発に努めます。

●清潔な生活環境づくり
・感染症の媒体となる衛生害虫（蚊、ハエなど）等が発生しない環境づくりに努めます。
・雑草等が繁茂するなど、不良状態にある空き地の所有者または管理者に対して、適正な管理を指導します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
大気汚染物質に係る環境基準達成項目	①大気汚染物質（二酸化窒素、微小粒子状物質等）の環境基準の達成状況 ②一般環境の大気汚染の状況の評価として環境基準を用いることが適切であるため	10項目 (2023年度実績)	11項目 (2029年度見込)
公共用水域の環境基準（BOD,COD※4）達成率	①代表的な水質の指標である河川のBOD、海域のCODの環境基準達成率 ②公共用水域の汚濁状況の評価として環境基準達成率を用いることが適切であるため	89.5% (2023年度実績)	100% (2029年度見込)
「公害等で困ることなく生活できる環境である」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「公害等で困ることなく生活できる環境である」と感じる市民の割合 ②公害の未然防止と環境保全に関する取組の成果を客観的に測ることができるため	市民意識調査を実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**公共用水域**
河川や湖沼、海域などの公共の用に供される水域や、これに接続する水路等のことで、公共下水道の終末処理場に接続している下水道等を除いたもの。

※２　**環境基準**
人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

※３　BOD
微生物が有機物を酸化・分解するときに使用する酸素量のことで、河川の代表的な有機汚濁指標。

※４　COD
有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量のことで、海域や湖沼の代表的な有機汚濁指標。

１．目指す姿

●豊かな自然や貴重な生態系を次世代に引き継いでいけるよう、生きものと共生できるまちを目指している。

２．現状

●自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。

●近年では、都市化の進展などによる自然の減少や、人為的に持ち込まれた外来生物による生態系への悪影響など、私たちの生活環境への影響も懸念されています。

●種の減少や生息・生息地の減少など、生物多様性※１の危機が進行しており、生物多様性の損失を止め、回復に転じさせるネイチャーポジティブ※２という考え方が提唱されています。

３．今後の課題

●自然環境は、生物多様性の保全上においても重要な役割を果たすため、ネイチャーポジティブを踏まえた自然の再生と保全を、多様な主体の参加と長期的な視点で推進していく必要があります。

●生物多様性の確保の重要性について、市民の理解を深めるとともに、自然環境を保全するための取組をさらに推進していく必要があります。

●自然環境が有する役割や機能を再認識するとともに、市民、事業者、NPO 等との連携をこれまで以上に深め、生態系の保全、自然保護意識の啓発を行うなど、官民一体となった取組の推進が求められています。

生物多様性イメージ図

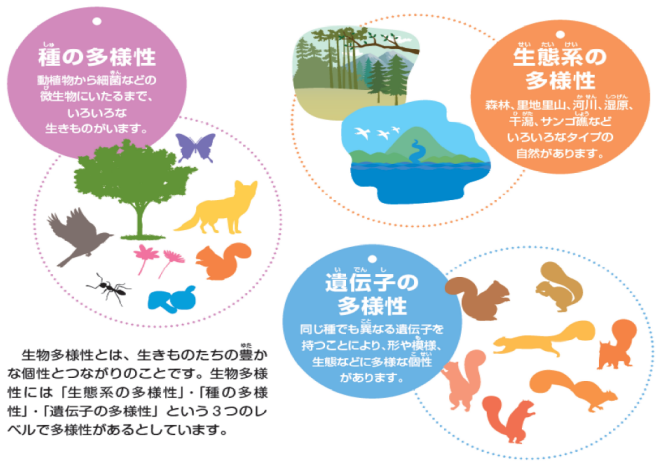

出典：大分市

自然体験学習会参加者数

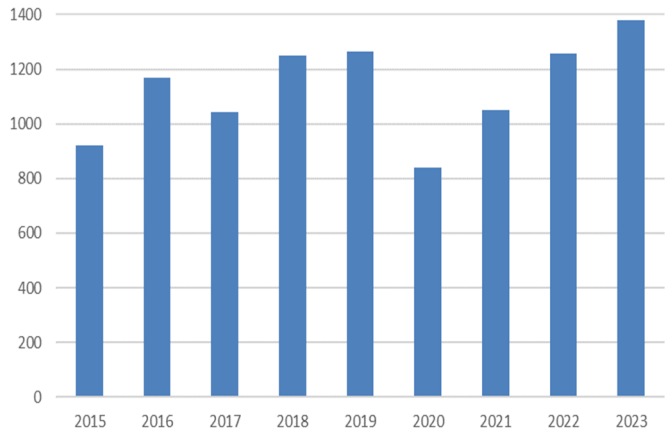

出典：大分市

1年間あたりのアライグマ捕獲頭数

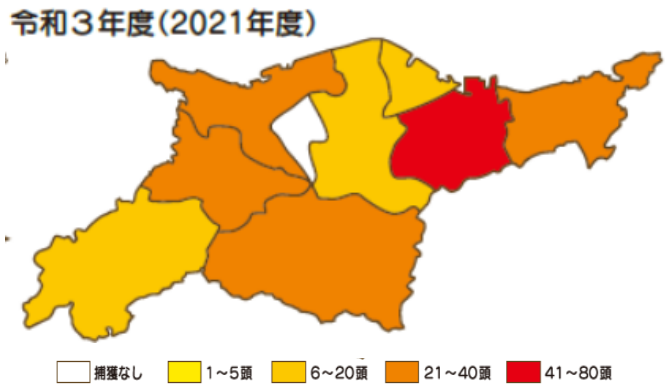

出典：大分市

４. 主な取組

●自然の保全

・多様な性質を持つ自然は、すべての生物の生存基盤となっていることから、生物多様性の確保の重要性を認識し、自然の保全に努めます。

・特定外来生物※３に指定されている動植物のうち、アライグマについては、大分市アライグマ防除実施計画に基づき、適切かつ効果的な防除を行います。また、その他に指定されているセアカゴケグモやオオキンケイギク等の動植物についても防除の必要性を周知・啓発します。

・豊かな自然を次の世代に継承するため、自然環境の保全を目的とした地区指定や自浄作用を持つ自然護岸の保全を行います。

・自然環境の創出や地域を守ることなどを目的として整備された樹林帯※４を市民と協働で保全します。

・豊かな河川環境を利用した学びの場や市民の憩いの場、コミュニティの場等の形成を促進するとともに、川を守り育てる活動を支援します。

●自然保護意識の醸成

・自然観察会等を通じて身近な自然に親しむ機会の確保に努めるとともに、森林セラピーロードを整備・活用し、自然を守り育む意識を醸成します。

・市民ボランティアや環境保全活動団体等による自然保護活動を推進します。

・環境教育副読本やまちづくり出張教室等を活用し、環境教育・環境学習の充実を図ります。

・市民、事業者、NPO等と連携して、自然保護意識の啓発を行うとともに、生態系保全の取組を推進します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「身近なところに、自然に触れあえる場所や環境教育に触れる機会がある」と感じる市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において、「身近なところに、自然に触れあえる場所や環境教育に触れる機会がある」と感じる市民の割合 ②市民への自然保護意識の啓発が重要であり、その成果を測ることができるため	市民意識調査を実施のうえ集計 （2024年度実績）	現状値から算定 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**生物多様性**
動物、植物、そして菌類などの微生物まですべての生物の間に違いがあり、バランスを保っている状態のこと。生物多様性は3つのレベルに分かれており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性がある。

※２　**ネイチャーポジティブ**
自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。

※３　**特定外来生物**
海外から持ち込まれた外来生物の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。指定された場合、飼育、運搬などさまざまな行為が規制される。

※４　**樹林帯**
河川の堤防から居住地側に沿って設置する帯状の樹林のこと。万一堤防から水が溢れたときの深堀れの防止と堤防決壊時に氾濫流の流入抑制による堤防決壊部の拡大を図り、洪水による被害を軽減するもの。

第３部第３章第１節　商工業・サービス業の振興

１. 目指す姿

●新たな創業が活発に行われ、地場企業が継続的に成長している。
●地域経済の活性化や雇用創出のため、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や幅広い産業の集積が進んでいる。
●地場企業の競争力が高まっている。また、商店街のにぎわいが復活している。

２. 現状

●鉄鋼や化学、半導体、電子・電気機器など工業分野の最先端の技術を持つ多種多様な企業が立地し、国内でも有数の工業都市として発展してきたことにより、九州における第1位の製造品出荷額等を誇っています。

●ＤＸ時代の到来やカーボンニュートラルの取組など、企業を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。

●近年、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少をはじめとするさまざまな要因により、後継者不足や人手不足の問題が深刻化しており、ひいては、地域経済の縮小が懸念されています。

●商業・サービス業が集積する本市経済の中枢である中心市街地は、近年、人流の減少や空き店舗が増加するなど、経済活力の低下が懸念されています。

３. 今後の課題

●生産活動を活発化し、新たな雇用や産業の活力を生み出していくには、既存企業に対する支援はもとより、企業誘致や創業支援及びその後の成長・安定化の支援が必要です。

●また、IoTやAIなどの先端技術を活用した産業の集積や生産性の向上、人材の育成や後継者の確保、ＤＸの推進などによる地場企業の活力の維持と競争力の強化など多様な施策の展開が求められています。

●事業活動の維持が喫緊の課題となるなか、ＤＸによる業務効率化や女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の活用を促進する必要があります。

●市内外より若者をはじめ幅広い世代が、中心市街地に訪れたくなるよう、まちの魅力を高め、にぎわいの創出を図る必要があります。

九州内の市町村の製造品出荷額等の上位10位

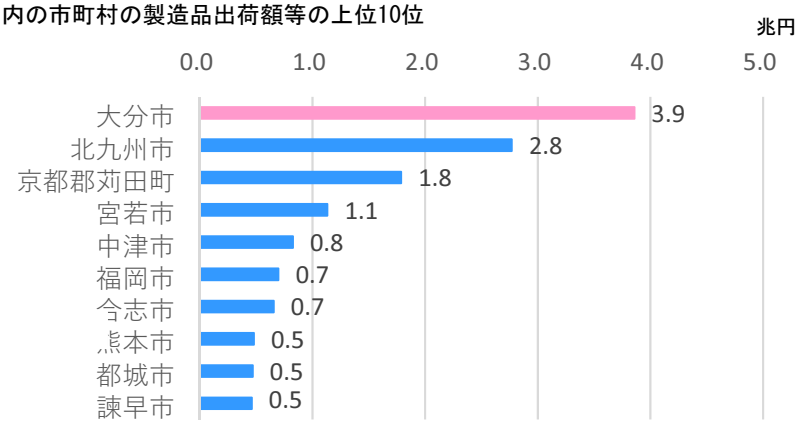

出典：総務省・経済産業省「202~~32~~年経済構造実態調査」

中心部商店街の空き店舗率

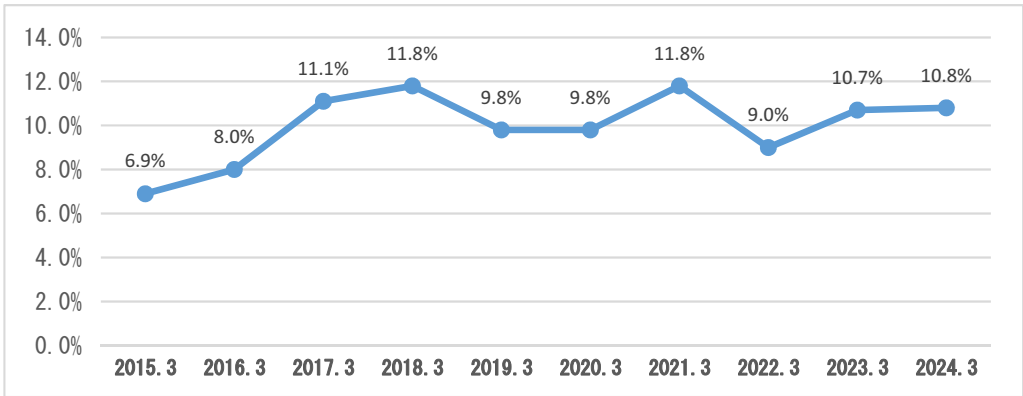

出典：大分市商工労政課調べ

４. 主な取組

●新たな産業の創出
・産業振興の拠点となる施設機能の充実を図りながら今後、成長が期待される産業や都市型産業※1への支援、人材育成と人的ネットワークの形成などを図ります。
・大学等教育機関や金融機関などのさまざまな創業支援機関と連携して支援体制を強化し、創業しやすい環境の整備に努めます。
・学生等を中心とした若者に対する起業家教育等を通じ、創業を志す人材育成の充実を図ります。
・融資制度等の充実を図り、創業時に必要な経費に係る資金調達を支援します。
・創業支援機関等と連携し、創業者のニーズを的確にとらえた経営ノウハウの提供等、創業しやすい環境づくりに努めます。
・創業を円滑に展開するためのハード・ソフト両面からの支援を行います。
・医療関連産業、ロボット関連産業、クリエイティブ産業※2など成長産業の育成に向けた取組を促進します。

●産業集積の推進
・産業用地の確保を図るとともに、県と連携しながら工業用水の確保に努めるなど、企業の立地環境の整備を促進することで、地域経済の活性化や雇用の創出につなげます。
・中小企業等の事業継続・拡大につながる設備投資等を支援します。
・半導体関連産業等のさらなる集積や水素等の副生成物の利活用等による省エネ、低炭素化社会に貢献する技術を有する企業の立地を促進します。
・大分コンビナート※3の脱炭素化に向け、産学官連携による検討体制の下、取りまとめられた「グリーン・コンビナートおおいた推進構想※4」にもとづき、取組を進めていきます。
・新製品・新技術の開発につながる先端技術産業や研究開発型産業の立地を促進するとともに、これらの技術を活用した新たな産業の創出に取り組みます。

●人材の育成・確保
・産学官の連携による研修会などの内容や実施体制の充実を図り、企業活動の活性化を担う人材の育成・確保や事業承継の支援に努めます。
・女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりに努めるとともに、企業の事業継続力、競争力及び経営基盤の強化に資するデジタル人材※5やクリエイティブ人材の活用、育成を支援します。

●経営基盤の強化
・中小企業等の事業継続力、競争力及び経営基盤の強化を図るため技術の高度化や経営の効率化を促進し、中小企業等の技術力を高め、生産力の向上を図ります。
・中小企業等の経営基盤の強化につながる設備投資等を支援します。
・高度な専門的知識、技能を有する人材の育成・確保に努めるとともに、融資制度の充実などにより資金調達の円滑化を図り、経営診断、経営・技術相談などを行うことで、中小企業等の経営基盤の強化を促進します。
・業務の高度化・効率化や新分野・新業態への事業展開のための支援を行います。
・事業の共同化や新技術の共同開発などにつながる同業種間の連携、異業種間の交流などによるネットワークづくりを促進します。
・企業訪問や各種団体と積極的な情報交換を行い、課題やニーズを把握し、効果的な施策の展開に努めます。
・さまざまな事業者の出会いと意見交換の場を提供することで、取引の拡大や事業承継につなげるなど、企業間のマッチングを支援します。

●販路拡大の支援
・ＥＣサイト※6構築や見本市への出展等を支援し、中小企業等の収益力のアップを図ります。
・中小企業等の新商品開発など新たなチャレンジを支援します。
・東南アジアを中心に、海外へ商品・サービスの輸出を目指す中小企業等に対し、現地商社等とのマッチングを行います。

●魅力ある商店街づくり
・商店街が取り組む、消費者の利便性の向上、快適な買物空間の創出のための施設等の設置・運営や、にぎわい・憩いの場の創出のためのイベントなどに対し支援を行います。
・商店街が地域コミュニティの拠点として、その存在価値が再認識され、誰もが「訪れたくなる場所」となるよう、関係団体等と連携しながら商店街の魅力の創造や発信を図ります。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「地域経済の活性化や雇用創出の場が増加した」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査で「地域経済の活性化や雇用創出の場が増加した」と感じる市民の割合 ②地域経済の活性化や雇用創出の場が増加している状況について、市民の実感が重要であり、その成果を測ることができるため	市民意識調査を実施のうえ集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
中心部商店街の空き店舗率	①中心部にある５つの商店街振興組合の空き店舗率 ②商店街や商業機能が活性化している状況をあらわす指標であり、魅力ある商店街づくりの取組の成果を測る指標として適切であると考えたため	10.00%（2024年9月時点実績）	4.6%（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**都市型産業**
都市の機能集積を活用することにより都市に立地することが比較的優位となるソフトウェア業や情報処理業などの産業。

※２　**クリエイティブ産業**
従来の枠組みにとらわれない視点でクリエイティブの力により新しい価値を創造していく産業といわれ、映画、ゲーム、アニメなどのコンテンツ産業に加え、ファッション、伝統工芸、アート、デザイン、建築設計、さらに、文化観光などがこれにあたる。国では経済産業省によるクールジャパン政策、大分県ではクリエイティブ産業創出事業などの取組が進められている。

※３　**大分コンビナート**
企業がお互いに生産性の向上のために原料・燃料・工場施設を結び付けた企業集団であり、製油所と石油化学の両方の機能を有する九州唯一の石油化学コンビナート地区。

※４　**グリーン・コンビナートおおいた推進構想**
大分県知事を会長として、大分コンビナート企業協議会会員11社、大分市長、大分大学長で構成された推進会議において、「次世代エネルギー水素等の供給・利活用」、「カーボンリサイクル」などの実現を目指し、大分コンビナートが2030年、2050年を見据えて向かうべき方向性をまとめたもの。

※５　**デジタル人材**
最先端のテクノロジーを活用して、自社や顧客に価値提供できる人材のこと。

※６　**ＥＣサイト**
Eコマース（EC,E-Commerce）のサービスを提供するWebサイトの通称のこと。Eコマースとは、ネットを通じて行われるモノやサービスの売買の総称のこと。

１．目指す姿

●卸売市場に活気があり、卸売を通じて、本市の「食」を支えている。

●港湾施設の充実や、新たな物流拠点の整備促進など、本市の特性を生かした東九州の物流拠点づくりが進んでいる。

２．現状

●卸売市場の課題として、消費者の「食」の安全・安心に対する意識の高まりや、多様化するニーズへの対応、少子高齢化に伴う人口減少、流通形態の変容による取扱量の減少等が挙げられます。加えて、開場後45年以上が経過し、施設の老朽化が顕著になってきています。

●大規模な海外の半導体企業の熊本への進出や関連企業の集積など、海外との取引が活性化しています。

●物流の2024年問題※１やCO2削減などへの対応のためRORO船※２を活用したモーダルシフト※３が進行しています。

３．今後の課題

●卸売市場の施設整備や活性化、管理運営体制などについて、中長期的な方針を明確化し、生鮮食料品等の流通拠点として健全に発展していくことが求められています。

●高速道路網の整備や、港湾施設、交通拠点の機能強化、連結強化など、物流を支えるインフラの充実が求められています。

大分港大在コンテナターミナル※４における実入りコンテナ取扱量の推移

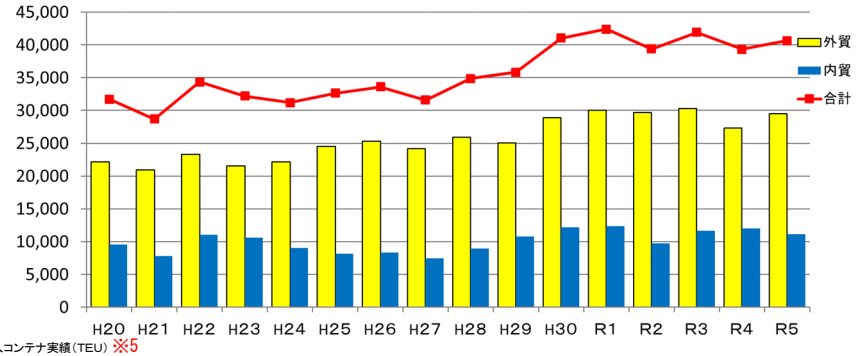

実入コンテナ実績（TEU）※5

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
外貿	輸出	16,324	14,969	17,128	15,324	15,491	17,706	16,926	15,879	17,788	17,658	19,677	19,800	21,127	21,474	17,771	18,930
	輸入	5,832	5,943	6,150	6,229	6,626	6,818	8,357	8,260	8,157	7,417	9,195	10,270	8,530	8,796	9,570	10,604
	計	22,156	20,912	23,278	21,553	22,117	24,524	25,283	24,139	25,945	25,075	28,872	30,070	29,657	30,270	27,341	29,534
内貿	移出	3,522	2,415	3,322	3,721	3,678	3,516	3,561	3,580	3,502	3,665	3,478	4,097	3,840	3,714	3,456	3,443
	移入	6,059	5,361	7,743	6,926	5,381	4,622	4,757	3,880	5,422	7,076	8,712	8,221	5,881	7,953	8,529	7,680
	計	9,581	7,776	11,065	10,647	9,059	8,138	8,318	7,460	8,924	10,741	12,190	12,318	9,721	11,667	11,985	11,123
合計		31,737	28,688	34,343	32,200	31,176	32,662	33,601	31,599	34,869	35,816	41,062	42,388	39,378	41,937	39,326	40,657

出典：大分県ポートセールス実行委員会

シャーシ※６台数推移

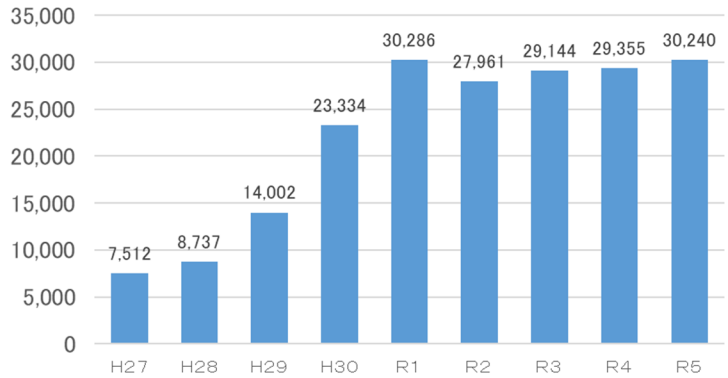

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
シャーシ台数	7,512	8,737	14,002	23,334	30,286	27,961	29,144	29,355	30,240

出典：大分県港湾課

４. 主な取組

●卸売市場の機能向上

・中長期的な方針に沿って、卸売市場の機能向上に努めます。

・市民の「食」の安全・安心に対する意識の高まりのなか、関係機関と連携して品質管理を徹底し、卸売市場の信頼性の向上に努めます。

・卸売市場の市民への一般開放やホームページを利用した情報発信等を通じて、地元産食材をはじめとした生鮮食料品等の消費拡大を推進します。

●物流インフラの強化支援

・中九州横断道路など広域道路ネットワークの早期実現に向けた取組を推進します。また、インターチェンジや港湾施設につながる物流施設を集積する産業用地の整備を支援するとともに、関係機関と連携し、大分港大在公共埠頭※7の利用促進に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
「安全・安心で品質の高い生鮮食料品等が流通している」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「安全・安心で品質の高い生鮮食料品等が流通している」と感じる市民の割合 ②流通拠点としての卸売市場の役割が、消費者の購入状況で表されると考えられるため	市民意識調査を実施の上、集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）
「物流が滞りない」と感じる市民の割合（市民意識調査）	①市民意識調査において「物流が滞りない」と感じる市民の割合 ②物流拠点の整備や交通拠点の機能強化、連結強化など、物流を支えるインフラの充実が重要であり、その成果を測ることができるため	市民意識調査を実施の上、集計（2024年度実績）	現状値から算定（2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**物流の2024年問題**
2024年4月の働き方改革関連法施行により、トラックドライバー等の時間外労働時間の上限規制等が適用されることにより、労働時間が制限され、物流の滞り等が懸念される問題。

※２　**RORO船**
ロールオン・ロールオフ船（Roll-on Roll-off ship）の略。船体と岸壁を結ぶ出入路を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる貨物専用フェリー。

※３　**モーダルシフト**
トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

※４　**大分港大在コンテナターミナル**
東アジアをはじめとする環太平洋諸国との物流拠点港を目指して大在公共埠頭に整備され平成8年に供用開始。現在（令和元年）コンテナ船による外国航路は韓国、中国、台湾に、国内は神戸に運航している。

※５　**実入コンテナ実績（TEU）**
「Twenty-foot Equivalent Unit」の略で、20フィート（長さ約6m）のコンテナに換算したコンテナ個数の単位。

※６　**シャーシ**
コンテナを載せるトラックの荷台部分（動力を持たない被牽引車両）。

※７　**大分港大在公共埠頭**
国内航路のRORO船並びに外国航路のコンテナ船が運航している海上貨物航路を有する流通拠点港湾。

１．目指す姿

●多様な担い手により適切に管理された農村環境で、持続可能な経営体が安全・安心な農産物を安定供給している。

２．現状

●施設園芸や酪農などで、法人化による大規模な企業的経営が行われている一方、水田農業を中心に高齢化が進み、農業・農村の担い手が不足しています。

●主要品目では、経営規模の拡大により産出額を増加させてきたが、近年は雇用労力の不足や資材費の高騰などにより販売額・生産者数ともに横ばいとなっています。

●担い手不足やそれに伴う農地の荒廃化などにより、集落コミュニティの維持が困難となり、農業・農村の持つ多面的機能※１が低下しています。

３．今後の課題

●農業・農村の持続的な生産や維持・保全活動を進める上で重要な役割を担う人の確保や育成をさらに推進していく必要があります。

●ICT※２などの先進技術を利用した生産性の向上、特色ある農産物や加工品の生産・供給体制の整備、環境に配慮した取組を進めていく必要があります。

●効率的な生産活動が行える農地の大区画化などの生産基盤整備や多様な担い手による多面的機能の維持・保全のほか、地域資源を生かした都市と農村の交流等を図る必要があります。

大分市の主要品目の販売額及び生産者数の推移

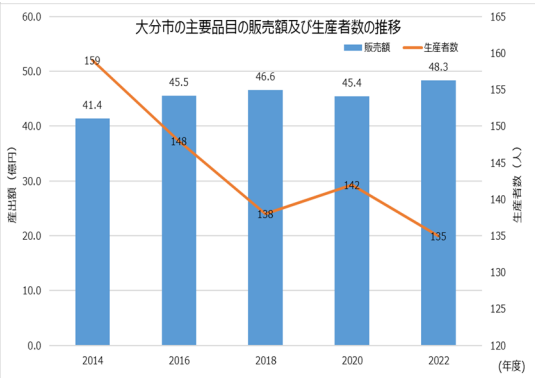

出典：大分市

経営耕地面積規模別経営体数

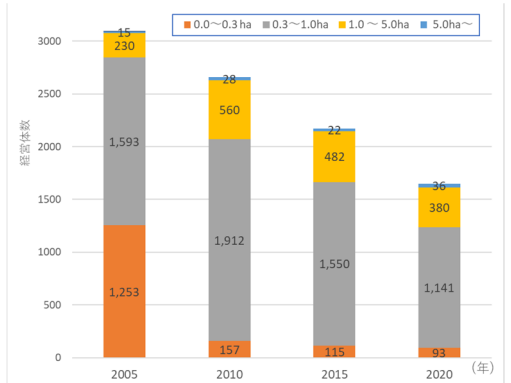

出典：農林業センサス

耕地面積と担い手への農地集積率

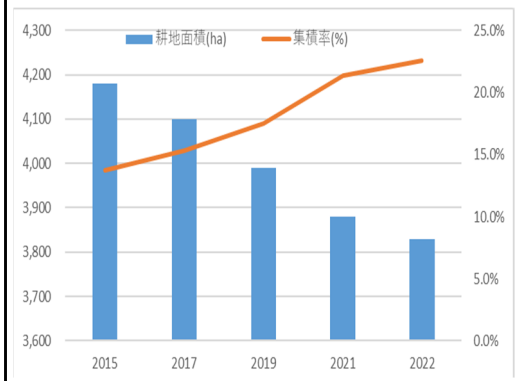

出典：大分市

農地面積の推移

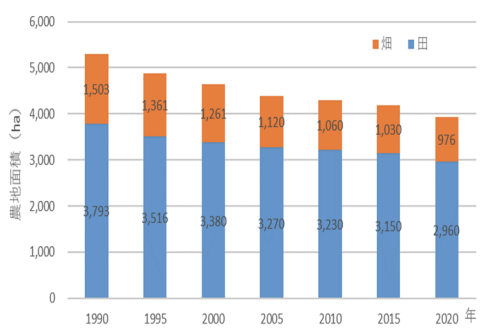

出典：大分市

４. 主な取組

●将来の農業・農村を支えるひとづくり
・就農研修制度の拡充や生産施設・機械の導入支援等を通じて、就農希望者、他産業から参入する企業、障がい福祉サービス事業者など、新たな担い手の確保・育成を図ります。
・地域の主要な担い手である認定農業者※３や集落営農組織※４等の経営規模の拡大に伴う農地の集積・集約化を支援します。
・農産物の直売や加工品の製造・販売などの地域の農業を支える活動を支援します。
・関係機関・団体と連携し、融資制度や価格安定制度※５・収入保険制度※６など各種制度の積極的な利用を促進することで、担い手の経営の改善や安定を図ります。
・生産者と消費者・食品関連事業者等との交流促進、小・中・高等学校等での食育活動や体験活動の支援に取り組み、農業に対する理解を深めます。
・農業現場における作業代行やスマート農業※７技術の有効活用による生産性向上支援など、農業支援サービスを提供する事業者の取組を支援します。

●信頼され魅力あふれるものづくり
・省力化やコスト低減に向けたロボットやＡＩ、ＩＣＴなどの先進技術や農業データなどを活用したスマート農業に取り組み、競争力のある産地づくりを進めます。
・ＧＡＰ※８などの認証制度への取組推進や農畜産物の生産履歴の開示、家畜伝染病に係る衛生対策などにより、安全・安心な農畜産物の生産、供給を図ります。
・産業廃棄物などの適正処理や再資源化、カーボンニュートラル等の環境負荷低減を目指す農業のグリーン化※９など、環境に配慮した農業を推進します。
・農業・農産物等に関する情報発信やイベント開催などにより、生産者と消費者・食品関連事業者等との連携を深め、地産地消を促進します。
・地域資源を生かした加工品開発や販路拡大を支援するとともに、魅力ある加工品を大分市ブランド（Oita Birth）※１０として認証し、市内外にPRすることで、市産農林水産物の付加価値向上を図ります。

●特性を生かした活力ある地域づくり
・地域計画※１１に基づき、農地中間管理事業※１２を活用した担い手への農地の集積・集約などの取組を進めます。
・農地、農道、用排水路などの生産基盤の整備を促進し、農業者の持続的な生産体制と快適な農村環境の整備を図ります。
・都市と農村の交流活動や道の駅などの交流拠点施設を通じ、交流人口を増やすことにより、農村の活性化を図ります。
・農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進を図るため、地域の共同活動を支援し、農地や水路など地域資源の適切な管理を進めます。
・有害鳥獣の被害防止対策として、地域ぐるみで行う防護柵の設置等の活動を支援し、良好な営農環境の保全を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
新規就農者数（累計）	①自立自営する新規就農者数と農業法人などへの雇用就農者数の累計 ②担い手不足が課題となるなか、新たな担い手の確保は重要な課題であるため	179人 （2023年度実績）	284人 （2029年度見込）
主要品目の販売額	①「第２次大分市農林水産業振興基本計画」で定めた重点推進品目（おおば、にら、みつば、いちご、水耕せり、パセリ、ピーマン、生乳、肉用牛）の販売額の合計 ②農産物を生産、販売した実績を示すことができるため	52億689万円 （2023年度実績）	55億6000万円 （2029年度見込）
集落の共同活動により、維持・管理している農地の面積	①多面的機能支払交付金※１３交付対象面積、中山間地域等直接支払交付金※１４交付対象面積の合計 ②農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を示すことができるため	903ha （2023年度実績）	945ha （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**多面的機能**
農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能のこと。

※２　**ICT**
情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。コンピュータ、インターネット、スマートフォンなどを活用し、情報の収集・処理・発信を効率的に行う技術の総称。

※３　**認定農業者**
農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」（５年後の目標）の認定を受けた農業者のこと。

※４　**集落営農組織**
集落内の農家が農業生産過程における一部又は全部について共同で取り組む組織のこと。

※５　**価格安定制度**
農産物の価格変動による農業者の収入減少を補てんする仕組みのこと。農産物の市場価格が一定水準を下回った場合、その差額の一部が補填される。

※６　**収入保険制度**
農業者の収入減少を補償する仕組みのこと。自然災害や農産物の市場価格の低下などさまざまな要因で農業者の収入が減少し、基準収入の一定割合を下回った場合、その差額の一部が補填される。

※７　**スマート農業**
ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

※８　**ＧＡＰ**
農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

※９　**農業のグリーン化**
環境負荷を低減しながら持続可能な農業を実現する取組のこと。

※10　**大分市ブランド（Oita Birth）**
大分市の地域資源を主原料にした加工品で大分市ブランドとして認証されたもの。

※11　**地域計画**
農業者や地域の住民の話合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図のこと。

※12　**農地中間管理事業**
農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構が農地利用の集積・集約化を行うために実施する事業。

※13　**多面的機能支払交付金**
多面的機能を維持・発揮するための地域共同活動に対して一定の助成を行う制度。

※14　**中山間地域等直接支払交付金**
傾斜地が多く農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動などに対して助成することで平坦地との条件不利の補正を行う制度。

１．目指す姿

●地域を牽引する人材や事業体が活躍でき、生産性が高まり、森林の有する多面的機能が十分に維持発揮される森づくりが進んでいる。

２．現状

●木材や乾しいたけなどの林産物生産において、生産者の高齢化が進み、後継者や新規の担い手不足が深刻化しています。

●戦後に植林したスギやヒノキなどの人工林が利用期を迎え、木材として供給が可能な状況になっているにもかかわらず、木材価格の低迷や伐採条件の悪い森林の増加により、十分な利用に至っていない状況となっています。

●山村の過疎化や世代交代等により管理されていない人工林、竹林、里山林が増えており、そういった森林は水源のかん養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を十分に発揮できていない状況となっています。

３．今後の課題

●幅広い次世代の担い手の確保を図るため、労働条件の改善やスキルアップの機会を増やす必要があります。

●生産性の向上に向け、機械化や施設整備に対する支援を行い、大規模生産を促進する必要があります。

●森林の有する多面的機能を適切に発揮させるため、間伐などの森林整備を行うとともに、市民一人ひとりの積極的な森林資源の利用や環境保全の意識を醸成する取組を行う必要があります。

人工林の林齢別面積（大分市）

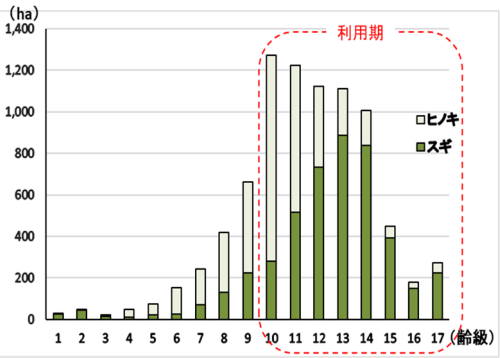

※齢級とは、林齢を５年の幅でくくった単位
例　1齢級は、1～5年生　　10齢級は、46～50年生

出典：大分県（大分県森林地図情報システム）

林業就業者の推移（大分県）

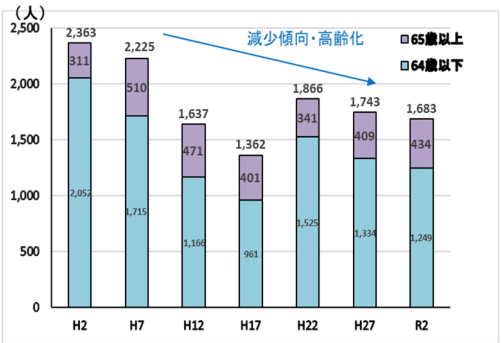

出典：総務省統計局「国勢調査」

山元立木価格の推移（全国平均）

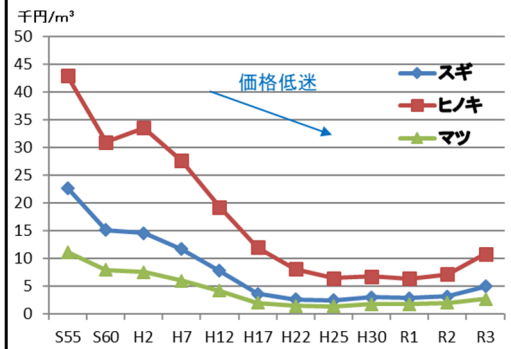

※山元立木価格とは、森林に立っている樹木の価格

出典：一般財団法人　日本不動産研究所

乾しいたけ生産量の推移（大分市）

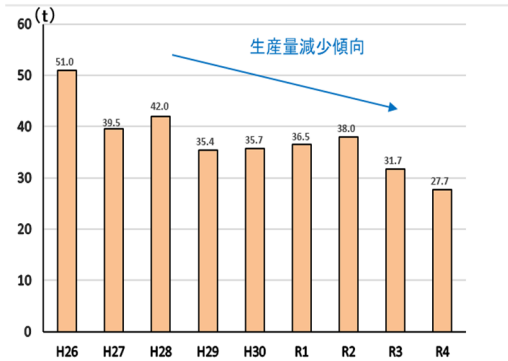

出典：大分県「特用林産物需給表」

４. 主な取組

●次世代につなぐひとづくり

・林業従事者に対し、ICT等の先端技術の活用を含めた林業の効率化や省力化を進め、就業環境の改善や技術力向上などを支援することにより、担い手の確保・育成を図り、森林組合等の林業事業体※１の強化に努めます。
・しいたけ生産の就業を希望する者に対し、技術の取得に要する期間について支援を行い、県と連携して新規参入者の定着に努めます。
・関係機関と連携した就職説明会の実施や学校への出前授業を行い、林業に対する知識や理解を深める機会を作り、若い世代の林業分野への新規参入を図ります。

●森からの恵みがあふれるものづくり

・森林の集約化を図るため、地域ごとに森林所有者の連携・共同による森林経営計画※２の策定を促進し、作業効率を高めます。
・広く市民に対して、木材への親しみを深めてもらうための環境づくりを推進し、木材利用を促進します。
・教育施設等の公共施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、一般住宅における木材利用を促進します。
・森林整備の際に発生する未利用材等の有効活用を図るため、木質バイオマス※３の利用を促進します。
・しいたけ生産については、気候に左右されない生産施設や機械設備等の導入を支援し、安定した供給体制の整備や大規模生産の促進に努めます。

●健やかな森林をはぐくむ地域づくり

・森林環境譲与税※４を活用し、森林経営管理制度※５に基づいた適切な森林の整備を実施し、森林の多面的機能の維持・発揮を図ります。
・森林経営計画に基づいた適正な下刈り※６・間伐※７等の育林と主伐※８及び主伐後の少花粉苗木※９による再造林※１０を推進します。
・ＮＰＯ法人や地域住民等との連携により、荒廃竹林の整備など里山の保全を図ります。
・森林公園については、下刈りや間伐等の適正な維持管理を行うことで、市民の憩いの場を提供します。
・効率的な森林整備や地域住民の利便性などを備えた林道・作業道の整備を図ります。
・森林セラピー※１１など市民の健康やいやしを促進する機会を提供します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
林業 就業者数 （人）	①大分市内の認定林業事業体の就業者数（※管轄する森林組合も含む） 【単位：人】 ②森林の整備および林業の振興には、担い手の確保が重要であるため	108人 （2023年度実績）	120人 （2029年度見込）
乾しいたけ 生産量 （t）	①大分市の年間乾しいたけ生産量 【単位：t】※県の特用林産物需給表に基づく ②生産施設・機械の導入等に対して助成し、生産者の経営環境を改善することで、乾しいたけ生産量の増大を図り、椎茸産地の活性化を目指すため	27.7ｔ （2023年次実績）	29.5t （2029年次見込）
森林 整備面積 （ha） ※累計	①森林環境譲与税を活用して整備（間伐・除伐）した森林面積 【単位：ha】 ※２０２３年度からの累計 ②健やかな森林づくりには、長期スパンで適切に森林を管理することが重要であるため	31.5ha （2023年度実績）	181.0ha （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**林業事業体**
間伐や枝打ち、主伐などの森林の整備を行う林業の経営体。森林整備のほかに、森林の調査や施業提案、森林計画制度管理・実行なども行い、森林所有者に代わって地域の森林管理を担う。

※２　**森林経営計画**
森林所有者などが、経営を行う森林における施業や保護について作成する計画。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多面的機能を発揮させることを目的としている。

※３　**木質バイオマス**
家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源（バイオマス）の一つで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

※４　**森林環境譲与税**
市町村が行う間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する費用等に充当するために国から譲与される。

※５　**森林経営管理制度**
森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる制度のこと。

※６　**下刈り**
植栽した苗木が健やかに育つように、下層部に生える雑草や雑木を鎌や刈払機等で刈り払う作業。

※７　**間伐**
育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を間引きし、残存木の成長を促進する作業。

※８　**主伐**
木材として利用できる時期にきた木を伐採・収穫すること。

※９　**少花粉苗木**
花粉の少ない苗木。

※１０　**再造林**
スギやヒノキ林などの伐採跡地に再び植栽すること。

※１１　**森林セラピー**
森林内での保養活動を指し、リラクゼーション効果や免疫機能改善等の予防医学的な効果を期待するもの。

１．目指す姿

●生産性が高く持続可能な漁業が営まれ、消費拡大や流通体制の充実により水産物の安定した供給ができている。

２．現状

●漁業者の高齢化が進むなか、後継者不足による漁業者の減少が深刻になっています。

●海面漁業の漁獲量は減少しており、全国的にも魚介類の消費量は減少傾向にあります。

●水生生物の稚魚等育成の場となる藻場が減少傾向にあります。

３．今後の課題

●幅広い担い手の確保・育成や生産性の向上に向けた取組が必要です。

●水産資源の保全を図るとともに、消費者ニーズの多様化などに対応した流通体制の整備や魚食普及、消費拡大に向けた取組が必要です。

●藻場造成等水産資源の維持・増大の取組が必要です。

漁協組合員数の推移（海面漁業）

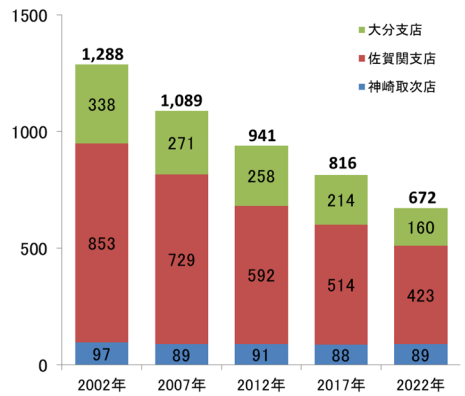

出典：海面漁協各支店

漁協組合員数の推移（内水面漁業）

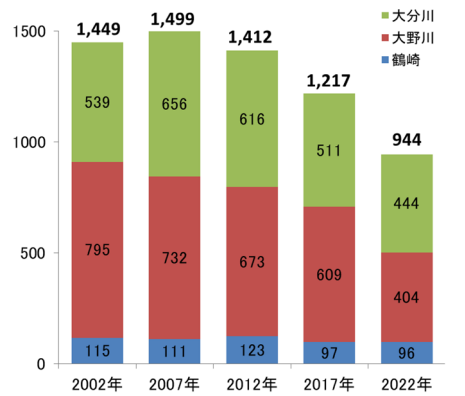

出典：内水面各漁協

大分市の漁獲量の推移

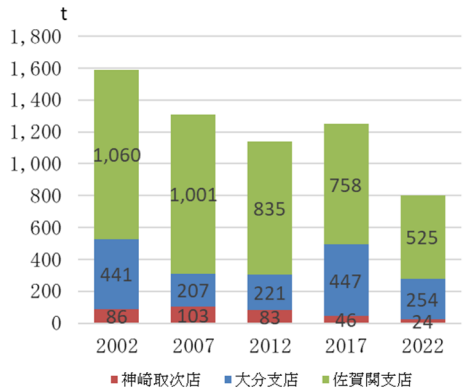

出典：大分県漁協

生鮮魚介購入量の推移

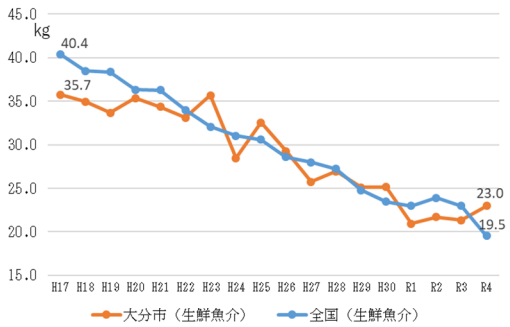

出典：総務省家計調査

４. 主な取組

●明日の漁業を開くひとづくり

・研修制度をはじめとする新規就業者支援により、担い手の確保・育成に努めます。

・地産地消による消費拡大を進めるとともに、多くの方に水産業に関心を持ってもらうために、各種イベントの開催や食育活動を推進します。

●信頼され魅力あふれるものづくり

・水産資源を増大させるため、海面漁業ではイサキ、カレイ、アワビなど、内水面漁業ではアユ、ウナギなどの種苗放流※１を促進します。

・料理教室等によって、関あじ・関さばなどのブランドの維持・向上や消費者ニーズに即した安全・安心な水産物の供給に努め、消費拡大を図ります。

・漁業団体や民間事業者が取り組む６次産業化※２や農商工連携を促進し、新たな商品開発と販路の拡大を図ります。

●豊かな海をはぐくむ地域づくり

・水産資源を維持・増大させるために、魚礁※３の設置や増殖場※４の造成を推進します。

・漁業の拠点となる漁港施設や漁港海岸保全施設の計画的な整備や長寿命化･災害対策の強化を推進します。

・荷捌き施設、蓄養施設※５など、流通関連施設の整備や更新、ICTの活用などを促進します。

・関係機関・団体と連携して漁場環境や海岸線の保全に努めます。

・関係機関・団体と連携して水辺でのレジャー・レクリエーション需要に対応した漁港や海岸の適正利用と地域の活性化を図ります。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
新規就業者数（累計）	①新規就業者数（累計） ②新規就業者が増えることで、持続可能な漁業につながるため	46人 (2023年度実績)	94人 (2029年度見込)
ブランド魚種の漁獲量（関あじ、関さば、イサキ）	①大分県漁業協同組合佐賀関支店で漁獲される関あじ、関さば、イサキの漁獲量 ②ブランド魚種の漁獲量が増えることで、生産性が高く、持続可能な漁業につながるため	164 t (2023年度実績)	200 t (2029年度見込)
増殖場の造成面積（累積）	①増殖場の造成面積（累積） ②増殖場の造成面積を増やしていくことで、稚魚等育成の場となる藻場の拡大につながるため	87,728㎡ (2023年度実績)	144,000㎡ (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**種苗放流**
種苗生産（人工的に卵をふ化させて稚魚や稚貝をつくること）、中間育成（天然種苗や人工種苗を放流できる大きさまで育てること）、放流（適正サイズまで中間育成した種苗を、生息に適した海域に放すこと）の一連の作業。

※２　**６次産業化**
一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※３　**魚礁**
魚を集めて効率的に漁獲することを目的にコンクリート製や鋼製の人工の構造物を海底に設置したもの。稚魚の保護や育成の効果もある。

※４　**増殖場**
産卵場所や稚魚の隠れ家となる藻場を造成するために海底に自然石やコンクリートブロックを設置した場所。

※５　**蓄養施設**
漁獲された魚介類の出荷調整を行ったり、漁獲によるダメージを回復させたりするための水槽や生けすなどの施設。

１．目指す姿

●地域資源を新たな観光資源として磨き上げ、情報発信によって、国内外から旅行者が訪れ、観光消費の拡大等が図られており、観光産業が成り立っている。

●市民や地域団体、県内の市町村や九州各都市等との広域的な連携がより強固となり、旅行者や観光関連事業者、地域住民の相互理解により、持続可能な観光が実現している。

２．現状

●高崎山自然動物園、水族館「うみたまご」などの観光施設や大深度地熱温泉、「関あじ・関さば」をはじめとする豊かな食などの観光資源を有しています。また、産業観光につながる日本有数の工場群が臨海部に形成されています。

●国内全体でインバウンド※1が増加しています。また、「ホーバーターミナルおおいた」や、市内はもとより県内の情報発信拠点となる「道の駅たのうらら」の運用が開始されています。

●本市を中心とした7市1町からなる「大分都市広域圏」や、愛媛県・大分県の18市町で構成する「えひめ・おおいた交流事業実行委員会」など、県内外の自治体とさまざまな連携の枠組みを有しています。

●ビジネスホテルが多く立地しており、また、多様な産業が集積していることから、多くのビジネス客が来訪し、シングルの宿泊比率が高いという特徴があります。

３．今後の課題

●本市が有する地域資源の魅力を生かしながら、多様化する旅行者ニーズをとらえた観光コンテンツの磨き上げと発掘が求められています。

●国内外の旅行者に対して、ニーズに適う情報を効果的な媒体を活用し、発信していくことが必要です。

●周辺市町村の有名観光地を訪れる旅行者の本市への誘客や、ビジネス客の市内各地への周遊促進により、滞在時間の延長、観光消費の拡大を図ることが必要となっています。

観光入込客数の推移

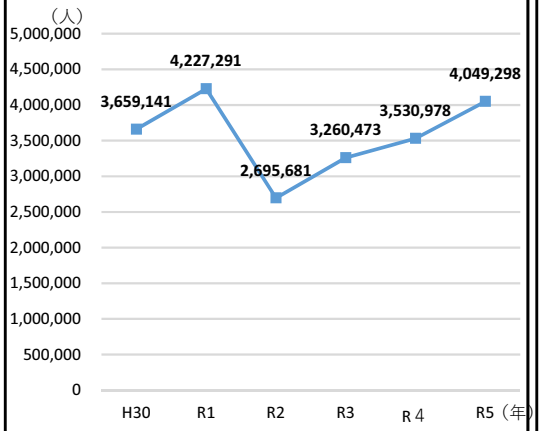

出典：大分市「大分市観光入込客統計調査」

観光宿泊客数の推移

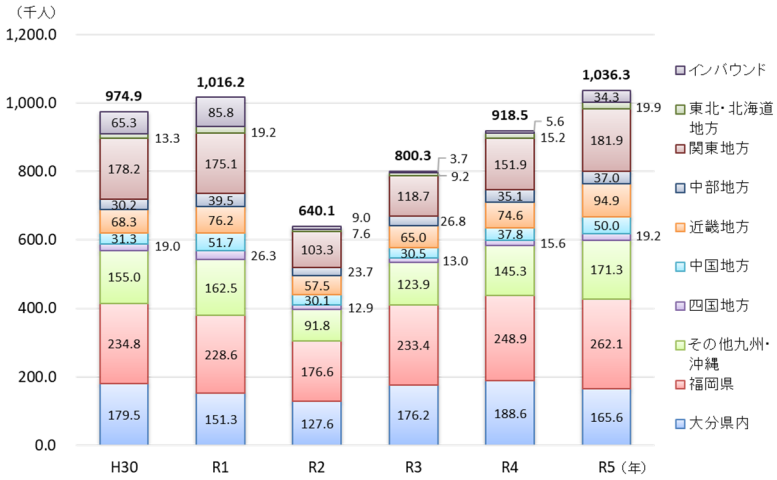

出典：大分県「大分県観光統計調査」

外国人観光宿泊客数の推移

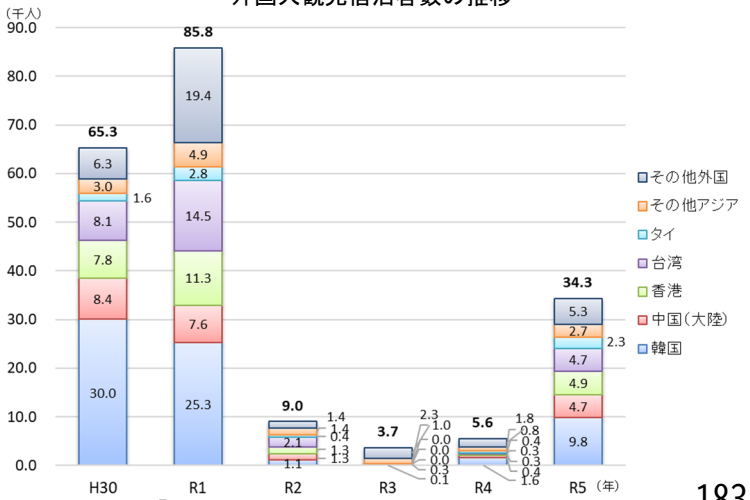

出典：大分県「大分県観光統計調査」

４.主な取組

●観光資源の磨き上げと発掘
・高崎山自然動物園や高崎山森林セラピーロードなど、高崎山全体の活用による、多面的な魅力の向上を図ります。
・「関あじ・関さば」「大分ふぐ」「とり天」「りゅうきゅう」「にら豚」など、多様な「食」の魅力の向上を図ります。
・豊かな自然景観や市内各地に点在する貴重な歴史遺産をはじめ、アートスポットやアートイベント、著名な建築家の作品といった本市が有する多彩な観光資源を活用した誘客の拡大や周遊の促進に取り組みます。
・産業都市である本市の特性を生かし、新たな産業観光コンテンツの開発や掘り起こしにより、産業観光の充実を図ります。
・ビジネスやMICE※2など、多様な目的に対応する環境づくりや観光コンテンツの充実に取り組みます。

●「豊の都市おおいた」の戦略的な情報発信
・デジタル媒体、観光パンフレット、テレビ、旅行雑誌などの多様な情報発信ツールを効果的に活用し、国や年代等により異なる嗜好性を考慮した戦略的な情報発信に取り組みます。
・本市出身の著名人やインフルエンサー※3など影響力のある人材を効果的に活用した情報発信の強化を図るとともに、旅行者のSNS※4等での情報拡散を促す取組を進めます。
・プロスポーツチームの公式戦や、全国規模のスポーツ大会・イベント等での来訪者に対する本市の魅力発信に取り組みます。
・ナイトタイムエコノミー※5の活性化に向け、飲食店や夜間イベントの情報発信に取り組みます。
・2025（令和7）年の大阪・関西万博をはじめとした、多くの集客が望めるイベントの開催を好機ととらえ、国内外に向けた本市の魅力発信に努めます。

●持続可能な観光の推進
・県内の市町村や九州各都市、歴史的・文化的なつながりを持つ都市など、県内外の自治体と協力し、広域観光周遊ルートの造成やプロモーションに努めます。
・市民、地域、団体などとの連携により、地域全体で旅行者を迎え入れる環境づくりに努めます。
・障がいの有無や国籍などに関わらず、だれもが快適に過ごすことができるよう、観光施設等におけるユニバーサルデザイン※6の推進や多言語対応をはじめとする受入環境整備・充実に努めます。
・観光関連事業者や関係団体との情報共有に努め、効果的な観光施策の推進を図ります。

５.目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
観光入込客数	①日常的に利用する施設ではなく、観光客を集客する力のある施設又は観光活動の拠点となる地点を訪れた者の数 ②周辺自治体や観光関連事業者、地域団体等と連携し、観光資源の磨き上げや情報発信に取り組むことで、観光施設等への来訪者数が増加し、持続可能な観光につながるため	4,049,298人 (2023年実績)	5,180,000人 (2029年見込)
観光宿泊客数	①市内の宿泊施設に宿泊した者の数 ②観光資源の磨き上げや情報発信などの、国内外からの旅行者数の増加に向けた取組により、本市の宿泊施設の利用が増加し、観光消費の拡大につながるため	1,036,274人 (2023年実績)	1,100,000人 (2029年見込)
外国人観光宿泊客数	①日本以外の国・地域に居住する者で、市内の宿泊施設に宿泊した者の数 ②情報発信や外国人観光客の受入環境の充実など、インバウンド観光に向けた取組により、外国人観光客の宿泊施設の利用が増加し、観光消費の拡大につながるため	34,338人 (2023年実績)	102,000人 (2029年見込)

用 語 解 説

※１　**インバウンド**
外から中へ入ってくるという意味があり、「外国人が自分の国を訪れること」あるいは「外国人旅行者」を指す。日本へのインバウンドを「訪日外国人旅行」または「訪日旅行」という。

※２　**MICE**
企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（IncentiveTravel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※３　**インフルエンサー**
芸能人や専門家、パワーブロガーなど、人々の消費行動に強い影響を与える人物のこと。

※４　**SNS**
会員制のウェブサイト上で職業・趣味・写真・文章などを公開し、会員同士で交流できる機能を提供するサービス。

※５　**ナイトタイムエコノミー**
夜間（一般には、日没から日の出まで）の経済活動のことを指す。夜間のさまざまな活動を通じて、地域の魅力や文化を発信し、消費活動につなげる考え方。

※６　**ユニバーサルデザイン**
障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

１．目指す姿

●就労機会の拡大が図られるとともに、雇用と連携したUIJターン※1が促進されている。

●「働き方改革」の推進や中小企業の福利厚生の充実など、労働環境が整備されている。

２．現状

●生産年齢人口の減少による働き手の確保や「雇用のミスマッチ」による離退職等が全国的な課題となるなか、本市においても有効求人倍率は、全国と比較して高い水準で推移しており、企業の人手不足が深刻化しています。

●すべての勤労者が、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、「働き方改革」の推進が求められています。

３．今後の課題

●働く意欲がある人の、希望する働き方と適性に応じた就労機会の拡大に向けた取組が必要です。

●企業の人材確保・育成の支援、若者の職業意識の醸成、女性・高齢者・障がい者のさらなる社会進出の促進、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進などが重要です。

●長時間労働の是正、在宅就労などの多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保など、雇用労働環境の変化に応じて、国や県などの関係機関と連携し、問題解決に向けた取組が求められています。

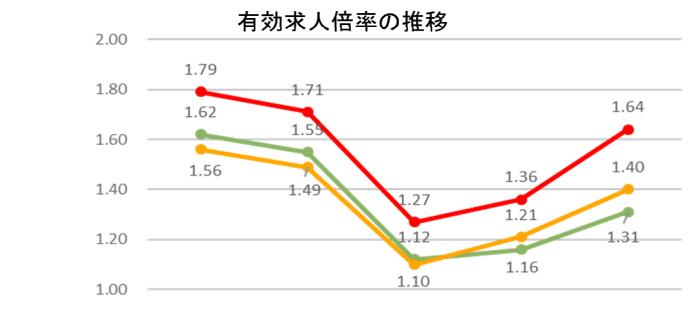

	H30年度	R１年度	R２年度	R３年度	R４年度
全国	1.62	1.55	1.12	1.16	1.31
大分県	1.56	1.49	1.10	1.21	1.40
大分所管内	1.79	1.71	1.27	1.36	1.64

出典：大分労働局「労働市場月報」

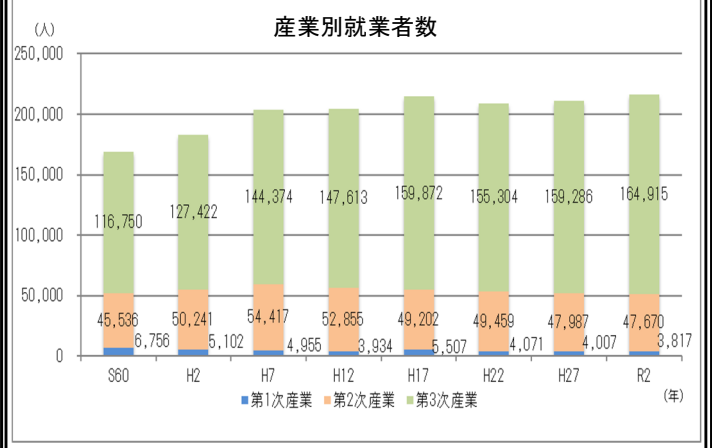

出典：総務省統計局「国勢調査」

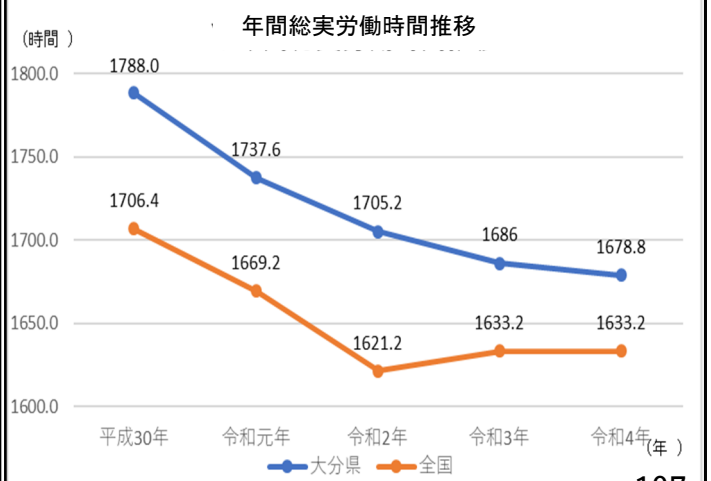

出典：厚生労働省、大分県「毎月勤労統計調査結果」

４. 主な取組

●安定した雇用の確保

（１）就労機会の拡大

・既存企業の雇用継続に向けた支援に加え、企業誘致、新規・成長産業の育成・支援などを促進し、多様な就労の場と安定した雇用の確保に努めます。

・関係機関と連携し、若者・女性・高齢者・障がい者など働く意欲のあるすべての人々を対象とした就労支援講座を開催します。

・県外で働く人や求職者が、本市で就職する機会を広げることでUIJターンを促進し、移住者の増加を図ります。

・企業の人材確保・育成への支援を積極的に推進することにより、若者・女性・障がい者などの就労機会の拡大や早期離退職防止に取り組みます。

・大分市シルバー人材センター※２等と連携し、高齢者の就労機会の拡大に努めます。

・国や県、関係機関と連携し、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進に取り組みます。

（２）技能奨励と若年者の職業意識の早期醸成

・技能尊重の気運の醸成に努めるとともに、異業種の技能者間の交流を促進します。

・中学生を中心とした若年者を対象として、「仕事・働くこと」について考える機会を提供します。

（３）相談体制の充実

・働くことに関する悩みや不安を解消するため、関係機関と連携し、労働・求職相談等の相談体制の充実に努めます。

●勤労者福祉の充実

（１）福利厚生の充実

・中小企業等における勤労者向けの融資制度の充実や退職金制度の普及促進など、企業規模による福利厚生面での格差の解消に向けた取組を推進します。

・おおいた勤労者サービスセンター※３等の関係機関と連携し、中小企業で働くパート・アルバイト等を含むすべての勤労者の、レクリエーションや文化・スポーツ活動への支援などの勤労者福祉の充実に努めます。

（２）労働環境の整備促進

・関係機関と連携し、労働災害や職業病の未然防止を図るなど、すべての勤労者が安心して働ける環境の整備を促進します。

・関係機関と連携し、年間総労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発に努めます。

（３）融資制度の活用の促進

・勤労者の病気療養や出産・教育、求職活動中の生活資金などに関する融資制度の適切な活用を推進します。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
ハローワーク大分管内における新規求職申込者の就職率	①ハローワーク大分における年間の新規求職申込件数に対する就職件数割合の向上 ②人口減少に伴い、企業においては人材不足の解消が課題である。若者に限らず女性や高齢者などの労働力の掘り起こしと労働意識の醸成を図り、就労に繋げ人材不足解消を目指すため	33.3% (2023年度実績)	37.0% (2029年度見込)
UIJターン就職者数	①おおいた産業人財センター※４の登録者のうち、大分市へ就職した人数 ②移住相談会への参加及び各種広報活動並びにおおいた産業人財センターの就労支援によって、UIJターン就職者数の増加を目指すため	315人 (2021～2023年度の累計)	485人 (2025～2029年度の累計見込)
おおいた勤労者サービスセンターの会員数	①おおいた勤労者サービスセンターの新規会員数を毎年２５０人増加 ②中小企業においては、独自で勤労者の福利厚生の取組を行うことが困難な事業所もある。そのような企業に加入を促し、勤労者の福利厚生を支援するため。	23,316人 (2023年度実績)	25,000人 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**UIJターン**
大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

※２　**大分市シルバー人材センター**
定年退職後等においても、地域社会との連携、社会参加や健康維持、生きがいの充実のため、仕事を希望する高齢者に就業機会等を提供する「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人。

※３　**おおいた勤労者サービスセンター**
勤労者及びその事業主に対して総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的に設立された財団法人。

※４　**おおいた産業人財センター**
県が開設した、地域経済や雇用を支える県内中小企業の自立・挑戦を応援するために、企業における人材確保・定着を支援する拠点。

第３部第７章第１節　計画的な市街地の形成

１．目指す姿

●多極ネットワーク型集約都市※1として、県都にふさわしい風格ある広域都心と魅力ある地区拠点の形成が図られている。
●将来道路網の整備など計画的かつ効率的な都市の骨格形成により、地域間の連携強化や円滑な都市活動が促進されている。
●人にやさしく、強く美しい都市空間の創造とまちづくりが市民とともに推進されている。
●橋梁などの都市基盤施設の計画的な保全により、効率的で持続可能な社会資本投資を推進している。

２．現状

●大分駅周辺の中心市街地においては、南北市街地の一体化の実現や都市機能の再生・活性化、にぎわいの創出が図られるなど、県都・中核市としてふさわしいまちづくりが進んでいます。

●新産業都市の指定に伴う後背地等の整備をはじめ、良好な市街地の形成や都市基盤施設の整備を進めてきましたが、本格的な人口減少社会を迎えるなか、低密度な市街地の拡散による土地利用効率の低下などが懸念されています。

●東九州自動車道などの整備に伴い、都市・地域間の経済・産業活動及び市民活動の活発化・広域化が進むなか、交通渋滞対策など、都市活動の円滑化に向けた取組を進めています。

●自然と調和した景観や歴史・文化を生かした市街地の形成と、近年頻発する自然災害や加速する都市の国際化・情報化、超高齢社会等を踏まえた都市空間の形成に取り組んでいます。

●橋梁・トンネル等の道路インフラ施設について、その多くが整備後 30年以上経過しており、老朽化の進行に伴う大規模な修繕や更新を必要とする施設の急増が予想されています。

３．今後の課題

●拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと交通ネットワークの連携を念頭に、既存ストックを有効に活用した効率的な社会資本投資を含め持続可能な都市づくりが必要です。

●地域への誇りと愛着を醸成し、市民一人ひとりが豊かさを実感できる都市づくりが必要です。

●市民意向の把握に努めるとともに、頻発・激甚化する自然災害や都市を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、長期的なビジョンに立ったまちづくりが必要です。

●高度経済成長期において集中的に整備された橋梁、トンネルなどの都市基盤施設の老朽化が進んでおり、適切な時期に維持管理を行っていく必要があります。

将来都市構造図

出典：大分市

ＤＩＤ面積・人口密度の推移

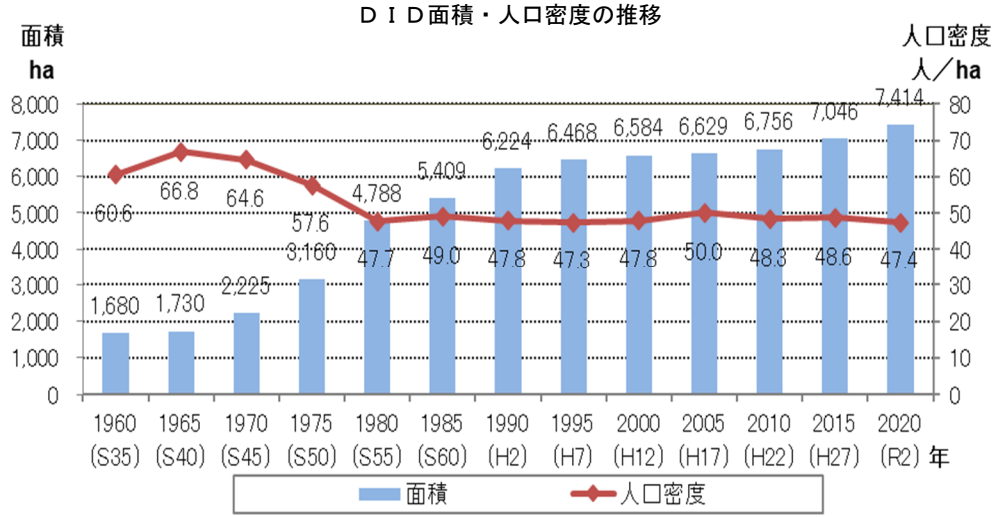

出典：総務省統計局「国勢調査」

人口集中地区（ＤＩＤ）の推移

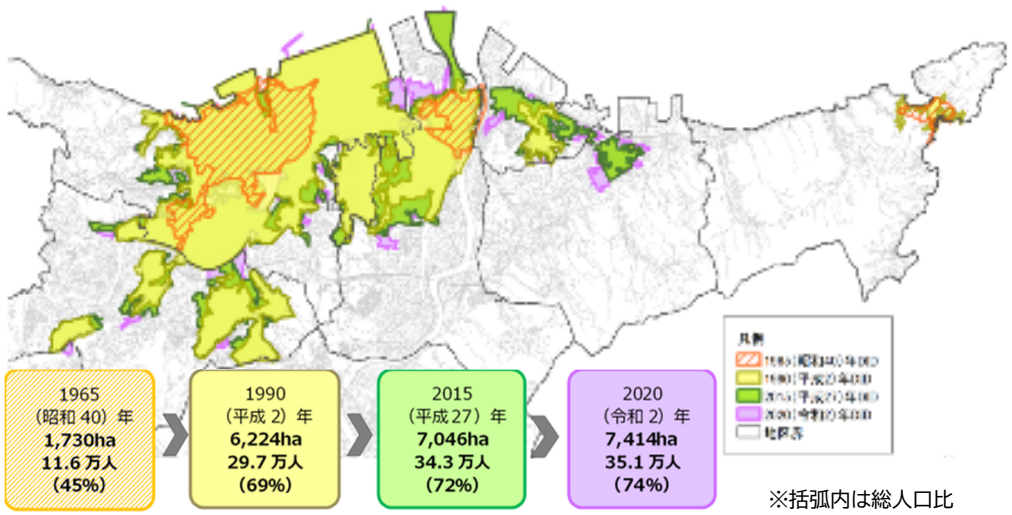

出典：総務省統計局「国勢調査」

老朽化施設の推移（橋梁の例）

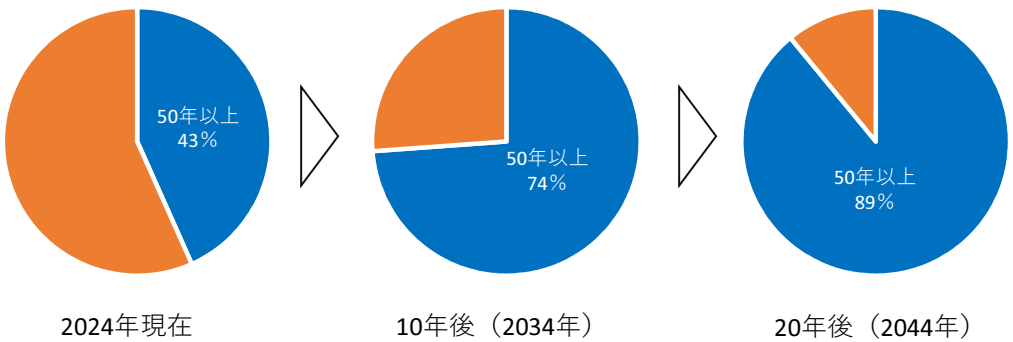

出典：大分市

４．主な取組

●風格ある広域都心と暮らしやすい地区拠点の形成

・県都・中核市として、また、東九州の政治・経済、文化、交通などの拠点として、広域都心の総合的な整備を推進します。

・JR大分駅を中心として、多様な機能の集積と既存ストックの有効活用等により、商業・教育・文化・観光・余暇・暮らしなど都市の魅力を伸展させ、県都にふさわしい都心拠点の形成を目指します。

・地域特性を生かした個性と魅力があふれ、生活サービス機能が集積した暮らしやすい持続可能な地区拠点の形成を目指します。

●計画的な土地利用の推進

・自然・歴史・文化を生かし、商業・工業、住居・田園などのバランスを保った、将来にわたり持続可能な魅力ある都市の形成を目指すため、社会情勢の変化や地域特性を考慮した土地利用の制限や誘導策を検討するとともに住環境の整備や市街地の再開発など、地域の特性に応じた事業の推進を図ります。

・市街地の整備等に当たっては、低・未利用地の有効活用など、効率的かつ都市の健全な発展に資する土地利用を図るとともに、緑の保全や創造、景観、防災などに配慮し、周囲の環境との調和、宅地等の安全性の確保に努めます。

・都市基盤の整備や大規模災害時の復旧復興に備え、地籍整備のさらなる推進を図ります。

●産業や生活を支える道路体系の確立

・県及び東九州における産業や生活などの拠点都市として、平常時の物流や交流及び災害時の多重性・代替性を考慮した広域的な連携に資する道路体系の整備を促進するとともに、地域の都市活動を円滑にするため、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路網を構築します。

・地域間の連携強化と経済・産業活動の活性化、交通渋滞の緩和などのため、道路・橋梁の改良・改修等を促進します。
・中九州横断道路※２などの本市と九州主要都市を結ぶ広域道路ネットワークの早期実現や、豊予海峡ルート※３の整備など四国・関西方面を結ぶ太平洋新国土軸構想※４の実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携し、相互に情報共有や交流を行うなかで、事業の推進を図ります。

●人にやさしく、強く美しい都市空間の創造
・段差の解消や点字ブロックの適正配置、無電柱化※５の推進などのハード整備とソフト施策である「心のバリアフリー※６」の両面から、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した都市空間の整備に取り組みます。
・災害時の延焼遮断帯や避難・輸送路、避難場所など災害に強い都市空間の整備を進めます。
・質の高い都市景観づくりや地域の特性を生かした個性ある都市空間形成を推進するとともに、魅力的で快適に回遊できる都市を目指します。
・森林・緑地や河川などは、都市に残された貴重な自然であるため、市民の憩いの空間として環境に配慮した整備に取り組みます。

●都市の基盤となる既存インフラ施設の計画的な維持管理
・道路、橋梁、トンネルなどのインフラ施設の機能と安全性を将来にわたって確保するため、施設の利用状況や損傷状況に応じた維持管理に取り組むとともに、新技術の活用などライフサイクルコスト※７の低減を図るなかで、持続可能な予防保全型インフラメンテナンスの推進に努めます。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
都市機能誘導区域※８内に立地する誘導施設※９の割合	①都市機能誘導区域内の誘導施設数／全誘導施設数 ②各拠点に集積する都市機能を維持・強化することにより、市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につなげ、将来にわたって持続可能な「多極ネットワーク型集約都市」の形成を図るため	79.2% (2023年度実績)	80%以上 (2029年度見込)
居住推奨区域※１０内の人口密度	①居住推奨区域内の人口／居住推奨区域の面積 ②人口減少下においても一定のエリアにおいて人口密度を維持することは、日常生活に必要な都市機能や公共交通サービス等の確保、さらには魅力ある拠点の形成につながるため	52.0人/ha (基準年：2020年)	現状維持 (人口減少下) (2029年度見込)
幹線道路整備延長※１１（累積）	①幹線道路整備延長（累積） ②幹線道路の整備等を促進することにより、道路利用者の利便性向上や地域間連携の強化、防災性の向上を図り、もって多様なニーズに沿った総合的かつ効率的な都市の骨格を形成するため	286.4Km (2023年度実績)	291.3Km (2029年度見込)
「心のバリアフリー」という用語の認知度 (市民意識調査)	①移動等円滑化に関する市民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進 ②国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の移動等円滑化の目標として定めているため	42.1% (2023年度実績)	50.0%以上 (2029年度見込)
長寿命化計画における市道橋の修繕数	①大分市橋梁・トンネル等長寿命化計画に基づき、措置を講じた橋梁数 ②計画的かつ効果的な修繕等を行うことで、道路利用者の安全が確保され、安全・安心なまちづくりを支援することができるため	36橋 (2023年度実績)	124橋 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**多極ネットワーク型集約都市**
教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者やこどもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※２　**中九州横断道路**
本市と熊本市を結ぶ延長約120kmの高規格道路。

※３　**豊予海峡ルート**
大分県佐賀関半島と四国の愛媛県佐田岬半島を隔てる約14キロメートルの豊予海峡に道路や鉄道をトンネルや橋梁で結ぼうとするもの。

※４　**太平洋新国土軸構想**
1998（平成10）年3月に策定された全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」で示された4つの国土軸構想の一つであり、東海から紀伊半島、四国、豊予海峡を経て九州に至る地域を高速道路や高速鉄道で結ぼうとするもの。

※５　**無電柱化**
道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないよう配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

※６　**心のバリアフリー**
さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

※７　**ライフサイクルコスト**
構造物などの建設費・維持管理費・改築費をトータルして考えたもの。

※８　**都市機能誘導区域**
都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。

※９　**誘導施設**
都心拠点および各地区拠点に設定した都市機能誘導区域内において、立地を誘導すべき都市機能増進施設。

※１０　**居住推奨区域**
都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

※１１　**幹線道路整備延長**
広域的な連携に資する道路及び市内の各拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ道路（高規格道路、広域幹線道路、都市幹線道路、幹線市道）の整備延長の合計

１．目指す姿

●市民、交通事業者、行政等の関係者が連携し、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が進んでいる。

●自家用車や自転車などと公共交通の最適な組み合わせにより、まちづくりを支える交通体系の実現が進んでいる。

２．現状

●直面する経済・社会の大きな変化に的確に対応し、将来にわたってまちづくりを支える交通体系を構築していくために、国や自治体、交通関連事業者、利用者、地域住民等の幅広い関係者が連携・協働する中、先進技術等を利用したより効果的な交通体系の構築を視野に入れた交通施策に取り組むことが求められています。

●本市の公共交通を取り巻く環境は、利用者の減少や運転手不足など、厳しさが増す中、路線廃止や便数の減少といったサービスの縮小が行われるなど、地域社会にも大きな影響が生じるおそれがあります。

●安全かつ快適に利用できる自転車の普及が必要であり、通行空間の整備を引き続き進めるなど、安全で快適な自転車の利用環境整備が求められています。

３．今後の課題

●各地域の拠点を中心としたコンパクトな都市づくりと連携し、だれもが快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められています。

●国際化の進展や広域交流の拡大に対応するため、広域的な移動を支える交通ネットワークの強化が求められています。

●環境に優しく、健康増進などに寄与する自転車は、地域における公共交通との移動手段の最適な組み合わせの実現を図るとともに、歩行者や自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解して尊重しあう、安全で安心な交通環境の創出が求められています。

鉄道の乗車人員

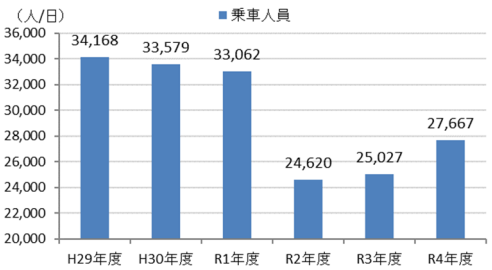

出典：JR九州「駅別乗車人員」

路線バスの乗車人員・運転キロ数

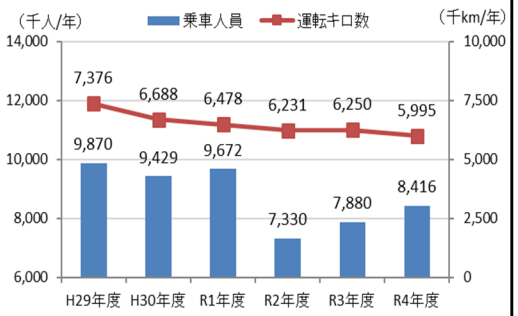

出典：大分市

タクシーの利用者数

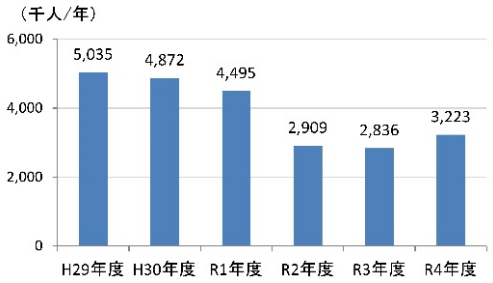

出典：「九州運輸要覧」

運転免許自主返納者数

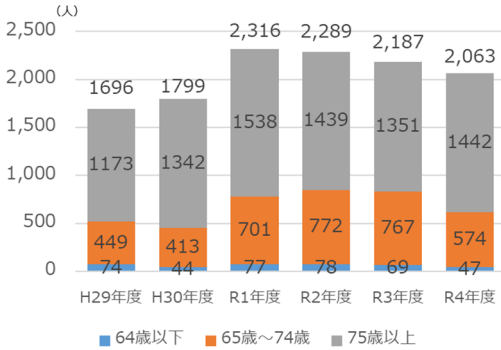

資料：大分県警察本部提供資料

４. 主な取組

●公共交通の確保・維持

・鉄道・バス・タクシー・フェリーなどの既存公共交通の確保・維持に努めるとともに、将来的な地域公共交通ネットワークの確保・維持を図ります。

・地域の関係者との協働や交通事業者との連携により、公共交通の不便地域等における日常生活に必要な生活交通路線の確保を図ります。

・交通事業者等と連携し、各鉄道駅における駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備を促進するとともに、新駅の可能性を検討します。

●公共交通ネットワークの構築

・市民・交通事業者・行政が連携し、通勤をはじめとする利用者ニーズに応じた効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築を目指します。

・市域全体の暮らしやすさや活力の維持・増進につながり、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して暮らし続けることができる多極ネットワーク型集約都市※１の形成に向け、まちづくりと連携した持続可能な公共交通の在り方を検討します。

・各地区拠点の鉄道駅や主要バス停等を活用し、公共交通の利用促進に向けた取組を行うとともに、各地区拠点の特性にあった公共交通サービスの構築を目指します。

・関係機関等と連携して、公共交通ネットワークの維持・利用促進に努め、日豊本線の高速・複線化の促進など、有機的な広域交通体系の確立を進めます。

・国や九州各県、関係機関などと連携して、東九州新幹線の整備実現に向けて事業の推進を図ります。

・空港やフェリーターミナルなどの広域交通拠点へのアクセス改善に向けて、県や交通事業者等の関係機関と連携します。

・自動運転や空飛ぶクルマ等の公共交通のイノベーションに関する調査など、将来に向けた取組を進めます。

●公共交通の利便性の向上と利用促進

・公共交通の利用促進を図るため、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促すモビリティ・マネジメント(MM)※２の取組を推進します。

・高齢者や障がいのある人等の移動制約者や訪日外国人旅行者、来訪者等の公共交通機関を利用した移動の安全性及び利便性の向上を図るため、市民、交通事業者、行政が一体となり、ハード・ソフトの一体的な取組のもと利用環境のユニバーサルデザイン※３化・バリアフリー※４化を促進します。

●自転車等利用環境の充実

・国、県等の関係機関と連携し、連続性のある自転車通行空間の整備を進めるなど、自転車を安全・快適に利用できる環境づくりに努めます。

・駐輪場の整備やシェアサイクル事業などの利便性向上に向けた取組を進めます。

●交通渋滞の解消・緩和

・国、県等の関係機関と連携し、公共交通や自転車への利用転換及びノーマイカーデーや時差出勤、パークアンドライド※５など、交通の円滑化を図る取組を促進し、交通渋滞の解消・緩和に努めます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
鉄道の乗車人員	①市内１日の鉄道の乗車人員 市内年間の路線バスの乗車人員 市内年間のタクシーの乗車人員 ②持続可能な公共交通ネットワークの構築を進める上で、基幹ネットワークとなる鉄道・バス・タクシーの利用者を補足し、評価するため	30,259人/日 (2023年度実績)	33,000人/日 (2029年度見込)
路線バスの乗車人員		8,319千人/年 (2022年度実績)	9,600千人/年 (2029年度見込)
タクシーの乗車人員		3,223千人/年 (2022年度実績)	4,495千人/年 (2029年度見込)
「自転車を週５日以上利用する」と答えた市民の割合 （市民意識調査）	①自転車を週５日以上利用する市民の割合 ②通学や通勤等の日常移動に自転車を利用する市民の割合を補足し、評価するため。	市民意識調を実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 ※国の目標値は20%

用 語 解 説

※１　**多極ネットワーク型集約都市**
教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者やこどもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

※２　**モビリティ・マネジメント(MM)**
自発的な公共交通利用を促すコミュニケーションを通じた交通政策。自動車交通に過度に依存する状態から、環境問題、個人の健康など様々な面を踏まえ、自発的に自家用車以外の交通手段を利用するように変えていく取組。

※３　**ユニバーサルデザイン**
障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。

※４　**バリアフリー**
だれもが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

※５　**パークアンドライド**
都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。

１．目指す姿

●水道の強靭化と経営基盤の強化が進み、安全・安心の水道水を安定供給する水道サービスが提供できている。

２．現状

●本市では、1927（昭和2）年の給水開始以降、計画的な水道施設の整備やななせダム建設事業への参画など安定給水の確保に取り組み、現在、行政人口に対する給水普及率は99.6%（2022（令和4）年度末現在）となっています。

●地震に備え管路の耐震化に取り組んでおり、基幹管路※1の耐震適合率※2は70.2%（2022（令和4）年度末現在）となっています。

●有収水量※3は、2020（令和2）年にコロナ禍の巣ごもり需要により一時的に増加し、その後はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。

●ななせダムの運用開始に伴い、古国府浄水場において新たに1日最大35,000㎥の取水が可能となり、水道水を安定的に供給することができるようになったことから、2023（令和5）年4月に、水道水の需要の拡大につながるよう料金改定を行いました。

●水質へのさらなる信頼性の向上のため、2024（令和6）年2月に、水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）※4の認定を取得しました。

３．今後の課題

●今後30年以内に発生する確率が70%から80%とされる南海トラフ地震をはじめとした大規模な自然災害に備え、管路の耐震化を促進するとともに、危機管理体制を強化していく必要があります。

●高度経済成長期に整備された管路や施設の更新のための経費の増加が見込まれており、資産維持のための収益を確保するとともに、事業の効率化を図ることが必要です。

●本格的な人口減少社会の到来に伴い、有収水量と水道料金収入の減少が懸念されるなか、独立採算※5の公営企業※6として将来にわたり継続的に事業を行うため、将来の施設更新に備えた積立金の確保や適正な水道料金水準の維持により、経営基盤を強化する必要があります。

有収水量の推移

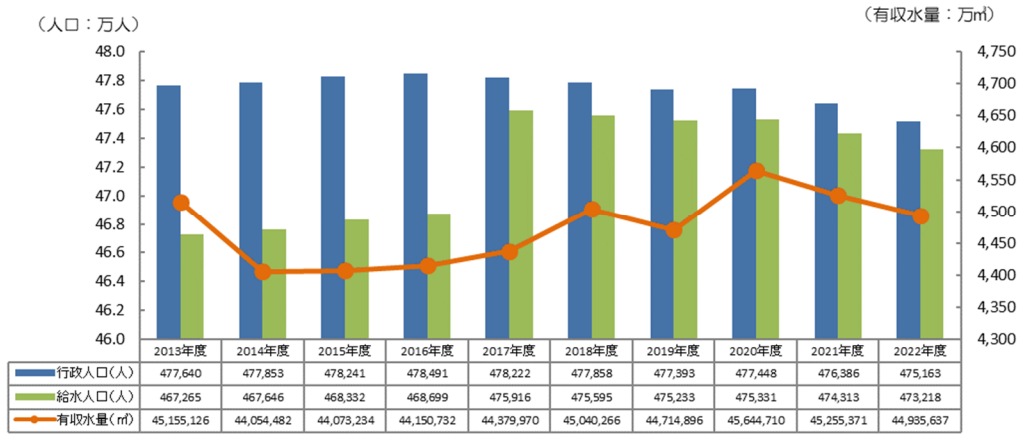

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
行政人口(人)	477,640	477,853	478,241	478,491	478,222	477,858	477,393	477,448	476,386	475,163
給水人口(人)	467,265	467,646	468,332	468,699	475,916	475,595	475,233	475,331	474,313	473,218
有収水量(㎥)	45,155,126	44,054,482	44,073,234	44,150,732	44,379,970	45,040,266	44,714,896	45,644,710	45,255,371	44,935,637

出典：大分市

基幹管路の耐震適合率の推移

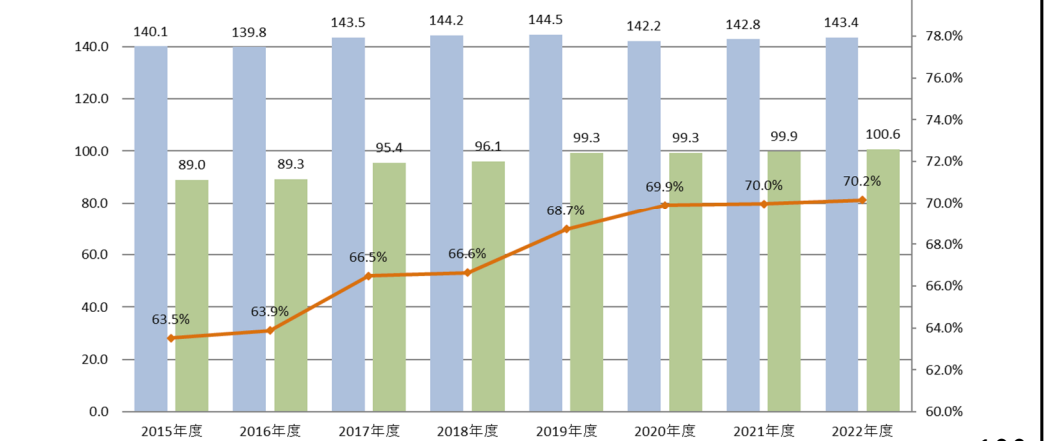

出典：大分市

４．主な取組

●水道管路の更新と耐震化の促進
・主要配水池や重要給水施設とつながる基幹管路等から優先して耐震化を進めます。
・耐震性が低く漏水の多い管種から効果的な更新を行うなど、すべての管路において計画的な更新を行います。

●危機管理体制の強化
・業務継続計画（BCP）※7や危機管理マニュアルを適宜見直し、これらに基づく訓練・研修を継続的に実施します。
・本市が被災した場合に外部からの応援を円滑に受け入れられるよう、受援計画に基づく防災訓練を民間企業や他の水道事業体と合同で実施し、広域的な相互応援体制を整えます。
・断水発生時における応急復旧工事及び応急給水活動を円滑に実施するため、必要な資機材を備蓄します。

●事業の効率化と将来の経営環境に備えた財政基盤の強化
・人工衛星を活用した漏水調査※8などのDXの推進と、台帳システムの県内他事業体との共同利用といった広域連携や、施設の維持管理などにおける官民連携の取組により、事業の効率化を図ります。
・主要な3浄水場（古国府・えのくま・横尾）の施設更新に備え、資金を積み立てます。
・資産維持のための収益を確保し、将来にわたり継続的に事業を行うため、水道料金水準の適正化を図ります。

●適正な水質管理
・国の定める水質基準の適合率100%を維持します。
・おいしい水道水を提供するため、水源水質の監視を行うとともに、給水栓（蛇口）における残留塩素濃度の管理を行います。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
基幹管路の耐震適合率	①基幹管路（導水管、送水管、口径400㎜以上の配水管）のうち、耐震適合性のある管延長の割合 ②水道施設の耐震化の状況を示す主な指標であるため	71.3% (2023年度実績)	77.3% (2029年度見込)
給水拠点用資機材の確保状況	①応急給水を行うための給水拠点用資機材の確保状況 ②給水拠点用資機材を備蓄することで災害時における応急給水拠点を確保できることから、給水体制の強化状況を示す指標であるため	57箇所分 (2023年度実績)	125箇所分 (2029年度見込)
建設改良積立金	①大規模な施設更新に備えて積み立てた資金の現在高 ②将来の支出への財政面での備えであり、経営基盤の安定性を示す指標であるため	37億円 (2023年度実績)	65億円 (2029年度見込)
水道水の水質基準適合率	①水道水の水質基準適合率 ②水質基準は水道法に基づいて省令により定められるもので、水道水の水質について最も基本となる指標であるため	100% (2023年度実績)	100%の維持 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**基幹管路**
導水管、送水管、口径400mm以上の配水本管のこと。

※２　**耐震適合率**
耐震性能のある管や強い地盤に布設された耐震適合性がある管の管路全体に占める割合。

※３　**有収水量**
料金徴収の対象となった水量。

※４　**水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）**
水道水質検査結果の精度と信頼性を確保するため、第三者機関（公益社団法人日本水道協会）が定めた基準。GLPは、Good Laboratory Practice の頭文字をとったもの。

※５　**独立採算**
地方公営企業の事業を運営するための経費は、その企業の事業運営による収入をもって充てなければならないという原則のこと。

※６　**公営企業**
地方公共団体が経営する企業のことで、地方公営企業法を根拠に事業運営を行う。

※７　**業務継続計画（BCP）**
災害など事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、事業を継続させ、早急に復旧することを目的に策定する計画。BCPは、Business Continuity Plan の頭文字をとったもの。

※８　**人工衛星を活用した漏水調査**
人工衛星から地上へ電磁波を照射し、水道水の反射特性をAIで分析することで漏水可能性エリアを特定するもの。

１．目指す姿

●汚水処理施設※1が普及し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全が進んでいる。
●雨水管きょや雨水排水ポンプ場などが整備され、降雨時における市街地の雨水排除が円滑にできている。
●下水道の強靭化と経営の健全化が進み、安全・安心な下水道サービスが提供できている。

２．現状

●汚水処理人口普及率※2は86.7%（2022（令和4）年度末現在）となっており、全国の汚水処理人口普及率92.9%と比較して低い状況にあります。

●近年頻発する局所的な集中豪雨や大型の台風への備えのため、雨水管きょや雨水排水ポンプ場などの整備を進めており、公共下水道全体計画区域の面積に対する雨水整備済み面積の割合である都市浸水対策達成率は74.3%（2022（令和4）年度末現在）となっています。

●地震に備え下水道施設の耐震化に取り組んでおり、重要な幹線の耐震化率は42.6%（2022（令和4）年度末現在）となっています。

●一般会計からの繰入金により、財政収支は均衡しています。

３．今後の課題

●汚水処理人口普及率向上のため、下水道の整備促進と、下水道の整備計画区域外においては合併処理浄化槽の普及促進が求められています。

●国土強靭化計画※3に基づき、近年頻発する局所的な集中豪雨や大型の台風への備えのため、雨水管きょや雨水排水ポンプ場などの整備の加速化が求められています。

●今後30年以内に発生する確率が70%から80%とされる南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模な自然災害に備え、施設の耐震化及び耐水化※4を図るとともに、危機管理体制を強化していく必要があります。

●今後、施設更新期を迎えるに当たり、経費の増加が見込まれており、資産維持のための収益を確保するとともに、事業の効率化を図ることが必要です。

●独立採算※5を目指し、将来にわたり継続的に事業を行うため、下水道の整備促進と接続促進による下水道使用料の増収や適正な下水道使用料水準の維持により、単年度収支の黒字化を達成し、経営を健全化する必要があります。

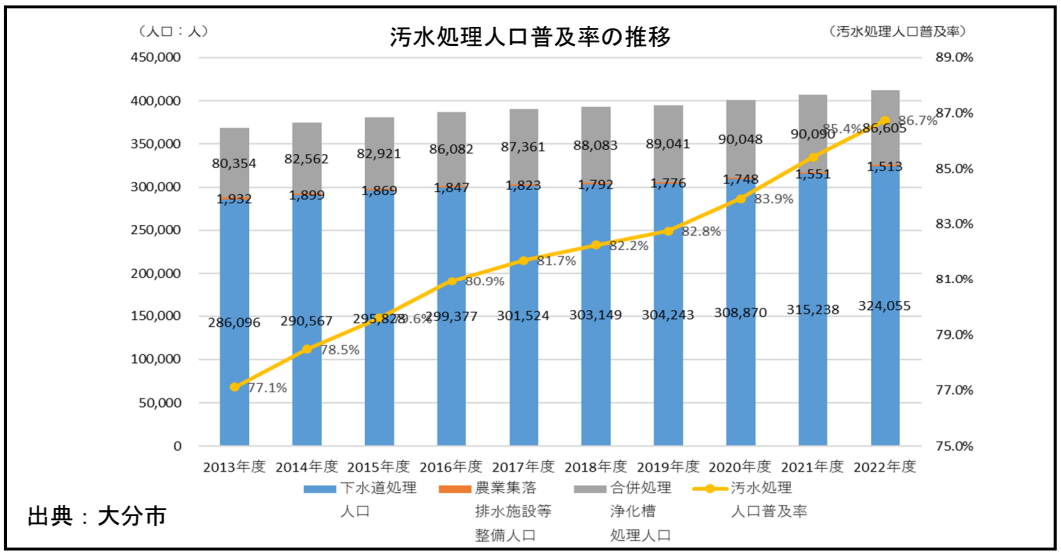

出典：大分市

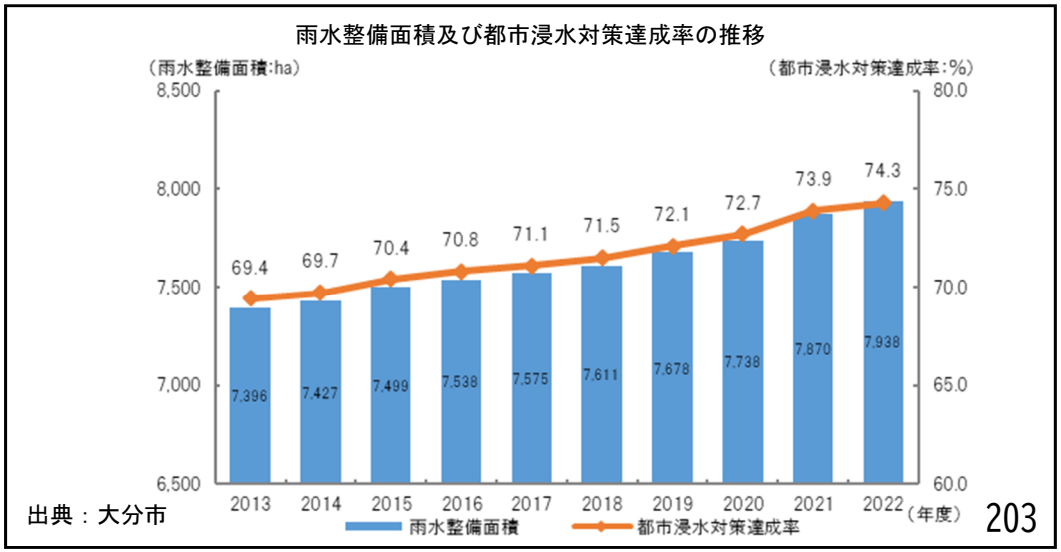

出典：大分市

４．主な取組

●汚水事業の普及促進
・人口密度の高い地域から優先的に下水道を整備していくことで、効率的に下水道処理人口普及率の向上を図ります。
・下水道の整備に設計・施工一括発注方式（DB）を導入することで、施工期間の短縮とコスト削減を図ります。

●合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の指導
・下水道の整備計画区域外において、合併処理浄化槽の普及促進について啓発活動を行います。
・浄化槽の適正な維持管理のため、保守点検、清掃及び法定検査受検の指導を行います。

●効果的な雨水排除
・近年の気候変動に対応するため、雨水管きょや雨水排水ポンプ場を整備する際の基準となる計画降雨について、これまで5年に一度の確率で発生する降雨としていたところを、放流口から新たに整備する場合は10年に一度の確率で発生する降雨に変更して整備します。
・浸水の想定や過去の被害状況を基に雨水排水ポンプ場などを整備し、雨水を強制的に川に放流することで、浸水被害の軽減を図ります。

●下水道施設の災害対策と危機管理体制の強化
・水資源再生センターに直結する管きょや、指定避難所などにつながる管きょについて、計画的に耐震化を図ります。
・地震などによる被害を最小限にとどめ、被災後も汚水処理機能を確保するため、水資源再生センターの耐震化及び耐水化を図ります。
・業務継続計画（BCP）※6や危機管理マニュアルを適宜見直し、これらに基づく訓練・研修を継続的に実施します。

●事業の効率化と公共下水道事業の独立採算に向けた財政基盤の健全化
・カメラ画像の解析による老朽管調査などのDXの推進と、台帳システムの県内他事業体との共同利用といった広域連携や、施設の維持管理などにおける官民連携の取組により、事業の効率化を図ります。
・下水道整備促進による未普及地域の解消や下水道への接続助成制度※7の活用などにより、下水道使用料の増収を図り、2027（令和9）年度以降の単年度収支の黒字化を目指します。
・資産維持のための収益を確保し、将来にわたり継続的に事業を行うため、下水道使用料水準の適正化を図ります。

●適正な水質管理
・水資源再生センターからの放流水が水質基準を満たすよう、水質監視と水資源再生センターの運転管理を行います。

●カーボンニュートラルの実現と資源の利活用
・下水汚泥から固形燃料を製造し、石炭等の代替燃料として利用することで、温室効果ガスの削減を図ります。

５．目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	①行政人口に対する、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などを利用できる人口の割合 ②汚水処理施設の普及状況を表す指標であるため	87.8% （2023年度実績）	95.0% （2029年度見込）
都市浸水対策達成率	①公共下水道全体計画区域の面積に対する雨水整備済み面積の割合 ②効果的な雨水排除のための施設整備状況を示す指標であるため	75.0% （2023年度実績）	76.9% （2029年度見込）
重要な幹線の耐震化率	①重要な既設幹線管きょのうち、耐震化された管きょ延長の割合 ②下水道施設の耐震化の状況を示す主な指標であるため	42.6% （2023年度実績）	53.1% （2029年度見込）
単年度収支の黒字化	①公共下水道事業会計決算における単年度収支の状況 ②独立採算制を目指す企業にとって、単年度収支の黒字化は、企業の経営状況を示す基礎的な指標であるため	未達成 （2023年度）	達成 （2029年度）
放流水の水質基準適合率	①水資源再生センターからの放流水の水質基準適合率 ②下水道が公共用水域の水質保全に寄与していることを示す指標であるため	100% （2023年度実績）	100%の維持 （2029年度見込）

用 語 解 説

※１　**汚水処理施設**
下水道、農業集落排水施設、浄化槽など、家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設。

※２　**汚水処理人口普及率**
行政人口に対する、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などを利用できる人口の割合。

※３　**国土強靭化計画**
大規模自然災害等に備えた強靭な国づくりを推進するための計画。国が策定する国土強靭化基本計画と、地方公共団体が策定する国土強靭化地域計画がある。

※４　**耐水化**
設備機器を浸水から守るため、高いところへ移動させたり、建物の開口部を塞いだりすること。

※５　**独立採算**
地方公営企業の事業を運営するための経費は、その企業の事業運営による収入をもって充てなければならないという原則のこと。地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のことで、地方公営企業法を根拠に事業運営を行う。

※６　**業務継続計画（BCP）**
災害など事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、事業を継続させ、早急に復旧することを目的に策定する計画。BCPは、Business Continuity Plan の頭文字をとったもの。

※７　**下水道への接続助成制度**
水洗便所改造助成金、浄化槽公共下水道切替工事助成金、共同住宅排水設備工事促進助成金、水洗便所改造資金利子補給金。

第３部第８章第３節　安全で快適な住宅の整備

１．目指す姿

●市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい住環境の創出がされている。
●高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が安心して生活できる住まいづくりが進んでいる。
●公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間が形成されている。

２．現状

●安全・安心に対する市民意識の高まりや生活様式の多様化により、住宅に関するニーズは、より質的な充実を求める傾向となっています。

●耐震性に問題のある住宅が依然として存在しています。

●全国的に人口減少と少子高齢化が進展しており、本市においても今後人口減少により空き家が増加し、生活環境の悪化や災害時に住宅が倒壊し、被害が拡大することが予想されます。

３．今後の課題

●高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の住宅確保要配慮者※１が安心して生活できるよう、良好な居住環境の整備や住宅セーフティネット制度※２の推進が求められています。

●地震発生時の人的、物的被害を未然に防止する対策が必要です。

●空き家の除却や活用促進の支援を進め、活気のある健全な地域社会の形成が必要です。

住宅の耐震化率の推移

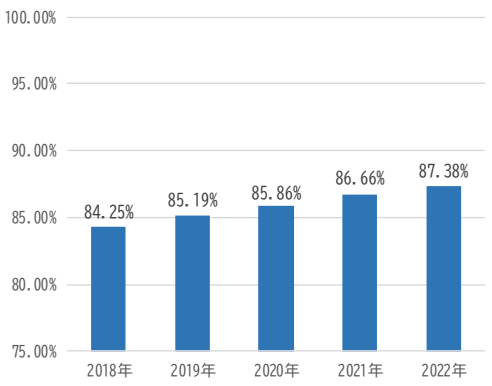

出典：大分市

空き家の件数および周辺に悪影響を及ぼす可能性のある空き家等の件数（2020年度調査）

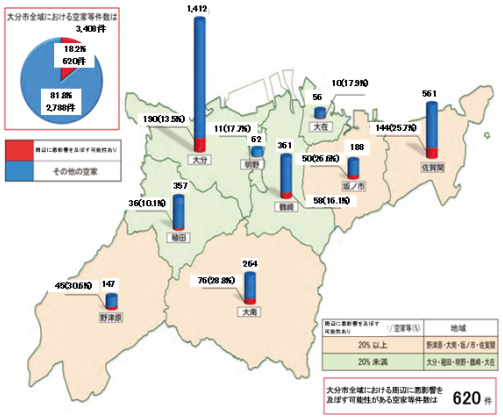

出典：大分市

老朽危険空き家等除却推進事業の申請と除却の件数の推移

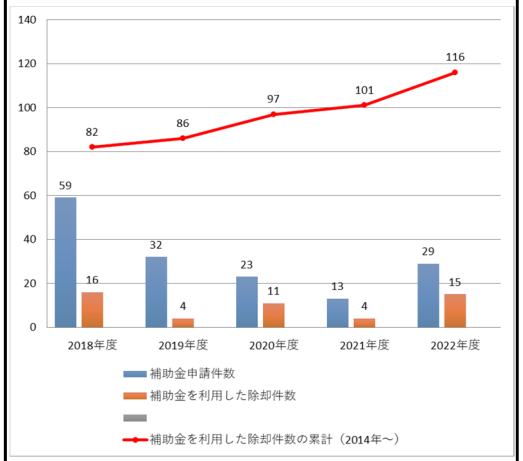

出典：大分市

年齢３区分別の人口推移

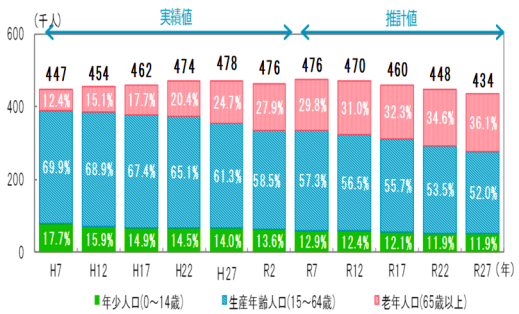

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口
（平成30年国立社会保障・人口問題研究所推計）

４. 主な取組

●暮らしを支える良好な住環境づくり
・良好な住環境の創出に向けた土地利用の誘導を図ります。
・地域の特性を生かした地区計画等による規制・誘導を図り、良好な住環境の形成に努めます。
・市街地の住居表示整備事業を推進し、暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
・住宅ストック※3を有効活用し、市民や移住者など多様なニーズに対応した良好な居住環境づくりに努めます。
・所有者等による空き家の適切な管理の促進、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却、空き家の活用の促進支援等、空き家対策の充実に努めます。

●安全・安心で快適な住宅の確保
・地震発生時の建物などの倒壊等による人的、物的被害を未然に防止するため、既存の住宅の耐震化や人命を守る対策、危険なブロック塀等の除却を促進します。
・高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化を進めるなど、良好な住宅の確保に努めます。
・子育て世帯が安心して子育てできる住宅を確保できるよう、住宅の改善支援や子育て世帯向け住宅に関する情報提供等に取り組みます。
・今後増加する高経年マンションの老朽化による周辺への悪影響を抑制・防止するため、分譲マンションの適正管理を推進します。
・住宅確保要配慮者が安心して住める住宅を確保するために、居住支援協議会※4の活動を通じて、住宅セーフティネット制度の普及促進を図ります。

●時代の要請に応える公営住宅等の整備
・時代の変化や多様なニーズに対応した公営住宅等を供給するため、脱炭素化や設備水準の向上、子育て世帯の入居促進等に取り組みます。
・人口動向や民間を含めた住宅ストック総量を踏まえ、公営住宅等の適正な配置に努めます。
・公営住宅等の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
住宅の耐震化率	①市内の全住宅戸数のうち、耐震性がある住宅の戸数の割合 ②南海トラフ地震等の巨大地震発生が危惧されるなか、地震による倒壊等の被害は耐震性の低い旧耐震基準の住宅で多く発生することが懸念されていることから、住宅の耐震化がいるため	88.1% (2023年度実績)	93.0% (2029年度見込)
老朽危険空き家等に対する大分市の支援を利用して行われた除却件数（累計）	①市内にある老朽危険空き家等に対し、除却促進事業を利用し除却された空き家の件数 ②人口減少と少子高齢化の進展により、適切な管理がされていない空き家が増加し、住環境を悪化させていることから、当該空き家の除却を促進し、安全な住環境の創出を図るため	130件 (2023年度実績)	238件 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**子育て世帯等の住宅確保要配慮者**
低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、こどもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

※２　**住宅セーフティネット制度**
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給・入居の促進に関する制度。

※３　**住宅ストック**
既に建っている既存の住宅のこと。

※４　**居住支援協議会**
住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう推進する組織。

１．目指す姿

●心豊かで健やかに暮らすことができる質の高い生活基盤として、公園の再整備がなされ、市民協働のもと利用しやすい公園・緑地として適切に維持管理されている。

●社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応した公園の整備が進められ、民間と連携することで魅力的な公園の活用がされる。

２．現状

●公園・緑地における環境保全や景観形成・防災・レクリエーションなど、さまざまな役割と機能に十分配慮し、除草、樹木剪定、遊具点検等適正な維持管理を行い、人と自然が共生する地域づくりを進めてきており、現在、本市において市民一人当たりの都市公園の面積は14.9㎡で全国平均の10.8㎡を大きく上回っています。

●都市化の進展や社会環境の変化などにより、心のゆとりや豊かさを求める市民のニーズの多様化に対応した公園・緑地の整備が求められています。緑量については、市街化区域における緑地面積は市街化調整区域と比べて少ないことが特徴です。

３．今後の課題

●本市では、８００を超える公園・緑地の管理をしており、多彩な自然環境と都市機能が調和する中で、質の高い生活基盤を備え、誰もが心豊かで健やかに暮らすことができる、魅力的で持続可能な公園・緑地の維持管理を行い、また、市民協働のもと公園を保全し、民間活力の活用を検討することでさらなる質の向上に取り組むことが重要です。

●今後の社会環境の変化踏まえ、すべての利用者に配慮したトイレや園路等の公園施設のバリアフリー化及び災害時の一時避難の場としての防災機能の充実など、市民ニーズの多様化に対応した公園の計画的な再整備を進めることが求められております。

●引き続き公園や緑地における自然機能の活用を推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくことが必要です。

市民一人当たりの都市公園面積（中核市比較）

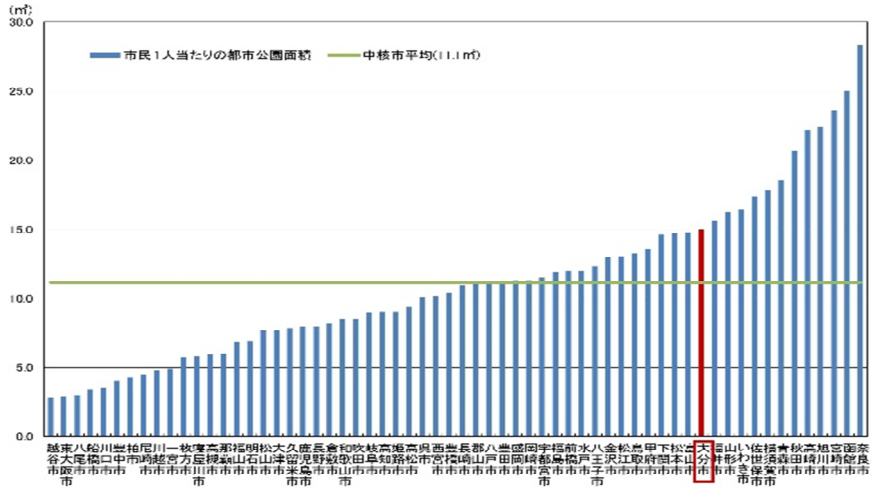

出典：中核市長会（都市要覧）

都市公園の分類（面積割合別㎡）

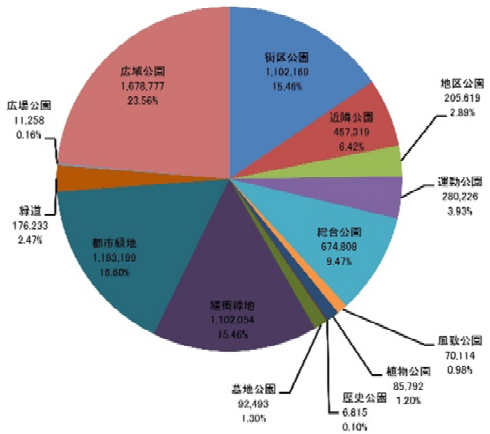

大分市の都市公園全体面積：7,126,876㎡

出典：大分市

バリアフリートイレ設置数の推移

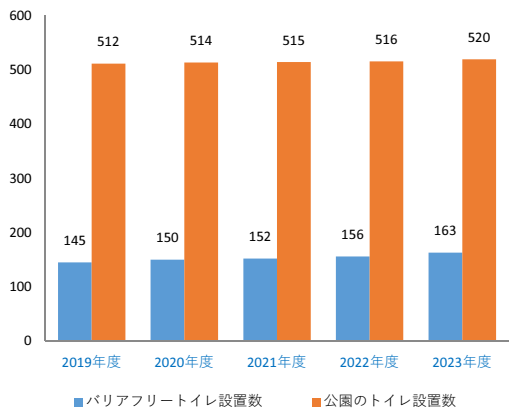

出典：大分市

４. 主な取組

●公園施設の維持管理と美化活動の促進
・遊具等の公園施設については、予防保全の観点を取り入れた長寿命化を図り、計画的な保守点検、修繕に取り組み、適切な維持管理に努めます。
・公園愛護会※１やボランティア団体、NPO団体等と市の連携を密にするなかで、市民協働のもと、トイレ等を含めた公園内の美化活動などに取り組みます。

●市民ニーズの多様化に対応した公園・緑地の活用
・利用者に配慮した公園施設のバリアフリー化など、市民ニーズに対応した公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。
・環境、防災対策や都市の景観の向上を図るため緑地の整備を行います。
・大分城址公園など、歴史的文化遺産を生かした公園の活用に努めます。
・災害時、緊急避難場所となる公園においては、防災機能をもったベンチや東屋等の公園整備を進めます。
・地域や公園の特性に応じて、Park-PFI※２の導入やネーミングライツなど、さまざまな官民連携を検討します。

●緑の創出
・道路、河川、学校などの公共公益施設内や民有地の緑地の拡充及び適切な管理などにより、市街地の緑地の確保を図るとともに、都市機能の一つとしてグリーンインフラ※３の活用に努めます。
・街路樹、生垣、壁面緑化などを活用し、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、効果的に緑化を推進していきます。
・山や丘陵地などの緑豊かな自然景観と、河川や街路樹など市街地に広がる緑をつなぐことで緑のネットワークを形成するとともに、市民と協働で市域全体の緑化を図ることで、緑を感じるまちづくりを推進していきます。

５. 目標設定

※目指す姿にどのくらい近づいているかを共有するための指標を設定
※①指標の内容、②指標とした理由を記入

指標名	指標の考え方	現状値	目標値
施設整備を行った公園の割合	①管理する公園の中で、長寿命化計画等により計画的に改修を要する公園40ヶ所について、施設の整備を行った割合 ②計画的かつ効果的な修繕・補修を行うことで、公園利用者の安全が確保され、緑を感じるまちづくりを支援することができるため	0% (2025年度開始)	100% (2029年度見込)
バリアフリートイレの整備率	①高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮がなされたバリアフリートイレの整備率 ②高齢者や障がい者等だれもが利用しやすい公園を提供するため	30.2% (2022年度実績)	33.9% (2029年度見込)
「身近なところで緑を感じたり親しむ事ができている」と感じる市民の割合 （市民意識調査）	①市民意識調査において「身近なところで緑を感じたり親しむ事ができている」と感じる市民の割合 ②緑化啓発事業等を通して、緑の大切さを実感した市民が増えることにより、緑化推進に寄与できるため	市民意識調査を実施のうえ集計 (2024年度実績)	現状値から算定 (2029年度見込)

用 語 解 説

※１　**公園愛護会**
公園が楽しく憩いの場となるような清掃・除草活動を行う、自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

※２　Park-PFI
２０１７（平成２９）年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

※３　**グリーンインフラ**
グリーンインフラ推進戦略2023（令和５年９月国土交通省策定）では、グリーンインフラを「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」としている。